

三朝町公共施設等総合管理計画

平成28年1月

鳥取県 三朝町

はじめに

わが国においては、高度経済成長期から急激な人口増加と社会変化により、公共施設の整備が進められてきました。その当時から盛んに建設された公共施設の建築年数が30年以上経過し、建物の耐用年数が切れた公共施設も増え、公共施設の大規模改修や修繕、建て替えが必要となってきています。他方で、近年の日本の経済状況は低迷しており、わが国の財政は危機的状況となっています。それに加え、少子高齢化に伴う社会保障費の増加、生産年齢人口の減少に伴う税収の減少等将来の財政状況は厳しい状況です。

地方公共団体においても、少子・高齢社会の進展、高度情報化時代の到来など社会経済情勢が急速に変化をしていく中で、高度化・多様化する住民の方のニーズに対応し、住民の皆様にご満足いただける行政サービスを提供していくことが求められており、そのために、財政基盤の充実が喫緊の課題となっています。

本町においても、この課題を解決するために、三朝町の自立のための行動計画を策定し、行財政改革に取り組んでまいりましたが、本町の財政状況は年々厳しさを増しており、従来どおりの行政運営を継続した場合、近い将来にはその基金が枯渇する可能性があるという非常に厳しい財政状況です。

そこで、このたび、本町では、戦略的に行財政改革を推進し、行政のスリム化を図り、限られた資源を有効に活用し、安定した健全財政と質の高い行政サービスを実現していくため、行財政改革の取り組みの一つとして公共施設の見直しと適正配置を検討していくことといたしました。

全国的な傾向と同様、本町の公共施設も、老朽化した施設が数多く存在しています。これらを維持管理していくためにかかる毎年の経費や、老朽化に伴い必要となる建替えや改修の経費は、今後の町の財政にとって、かなり大きな負担となることが予想されています。また、少子高齢化の進行といった社会環境の変化も視野に入れつつ、施設の統廃合や機能転換なども含め、公共施設の適正配置と有効活用について、早急に検討を進めることが求められています。

本計画書は、これからの施設のあり方を検討する上での素材となるように取りまとめたものです。今後は、住民の皆様や議会の皆様のご意見をいただきながら、本町の施設の将来あるべき姿について、共に考えていきたいと思っておりますので、ご理解とご協力の程、よろしくお願い申し上げます。

平成28年1月

三朝町長 吉田 秀光

目 次

第1章 まちの概要

1	位置・面積	1
2	沿革	1
3	産業	2
4	人口動向	4
5	財政状況	12
6	職員数の推移	16

第2章 公共施設等の現状と将来見通し

1	対象施設	17
2	施設の現状	19
3	将来の更新費用の見通し	38

第3章 公共施設等総合管理計画の目的等

1	公共施設等総合管理計画の目的	46
2	公共施設等総合管理計画の位置付け	47
3	計画期間	48

第4章 公共施設等の管理に関する基本方針

1 公共施設における現状と課題	49
2 公共施設等の維持管理方針	52
3 全体目標	65
4 推進体制	67
5 住民との情報共有、合意形成	70

第5章 施設類型ごとの基本方針

I. 建築系公共施設

1. 学校教育系施設	71
2. 町民文化系施設	79
3. 社会教育系施設	87
4. スポーツ・レクリエーション系施設	93
5. 子育て支援施設	105
6. 保健・福祉施設	111
7. 行政系施設	116
8. 公営住宅	125
9. 公園	131
10. その他	137

II. 土木系公共施設

1. 道路（道路・橋梁）	142
2. 農道・林道	145

III. 企業会計施設

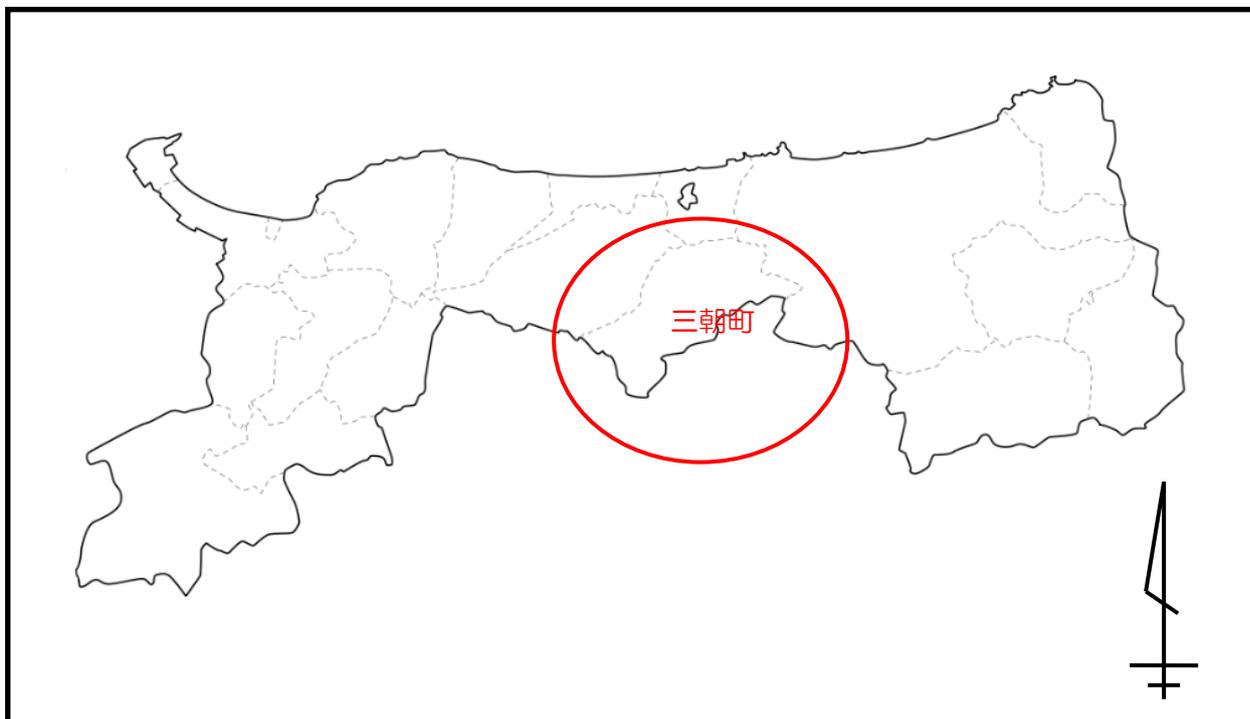
1. 上水道施設	147
2. 下水道施設	149

第1章

まちの概要

1 位置・面積

位置・面積



三朝町は、鳥取県の中央部、東経 133 度 51 分 49 秒、北緯 35 度 24 分 19 秒に位置し、面積は、233.52 km²、東西への広がり約 24km、南北の広がり約 19km となっています。

このうち、林野面積が 20,743ha（平成 22 年）、耕地面積が 810ha（うち田耕地面積 593ha、畑耕地面積 217ha：平成 25 年）となっており、林野・耕地面積で全体の約 92% を占めています（資料：農林水産省 統計情報より）。

※ なお、本計画で使用しているデータは、断りが無い場合、平成 25 年度末時点のものとなります。

2 沿革

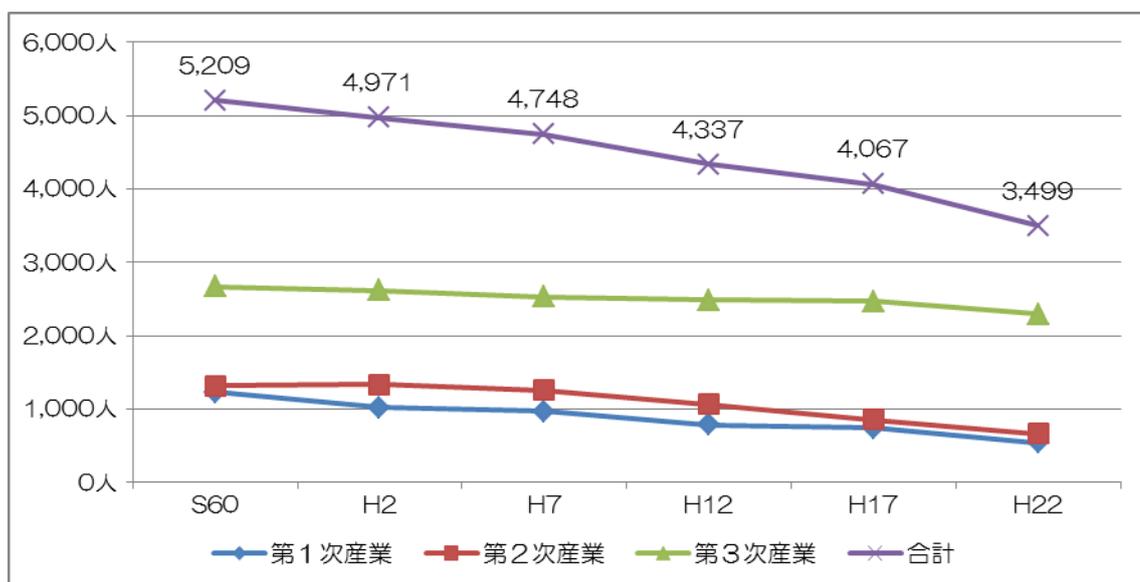
昭和 28 年 11 月に、三朝村・旭村・竹田村・小鹿村・三徳村の 5 村が合併して、三朝町が発足しました。

3 産業

三朝町における、産業構成は以下のとおりとなっています（平成22年国勢調査より）。

第1次産業が15.5%、第2次産業が19.0%、第3次産業が65.5%と、第3次産業が約6割以上を占めています。

昭和60年からの産業構成の推移をみると、第1次産業、第2次産業、第3次産業ともに緩やかな減少傾向にあり、就業人口総数も減少（昭和60年と比較して、約33%）しています。



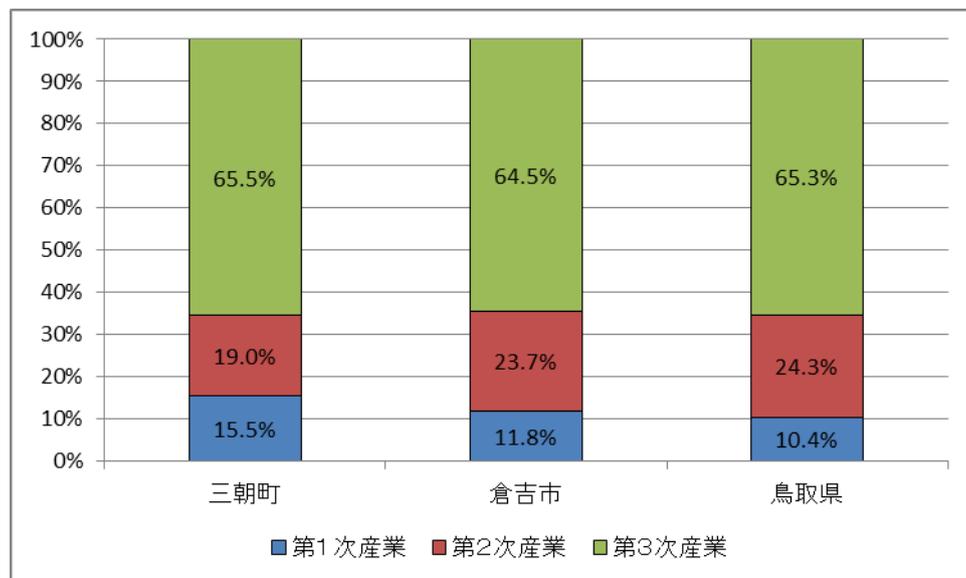
資料：国勢調査より

※なお、上記には、公務・分類不能の産業の値は含んでいない。

(単位：人)

産業分類	昭和 60	平成 2	平成 7	平成 12	平成 17	平成 22
第1次産業	1,228	1,020	965	785	744	541
農業	1,115	925	882	757	730	509
林業	106	88	81	25	11	31
漁業	7	7	2	3	3	1
第2次産業	1,316	1,330	1,253	1,067	853	666
鉱業	22	18	5	7	3	3
建設業	467	456	495	467	385	276
製造業	827	856	753	593	465	387
第3次産業	2,665	2,621	2,530	2,485	2,470	2,292
卸売、小売業	697	696	712	673	520	430
金融、保険、不動産業	60	61	63	54	54	68
運輸、通信、電気業	184	186	171	154	129	152
サービス業	1,579	1,564	1,460	1,470	1,634	1,490
合計	5,209	4,971	4,748	4,337	4,067	3,499

平成22年国勢調査によると、三朝町の産業構造を鳥取県平均及び周辺自治体と比較すると、第1次産業がやや多い程度で、概ね平均的であることがわかります。



資料：国勢調査より

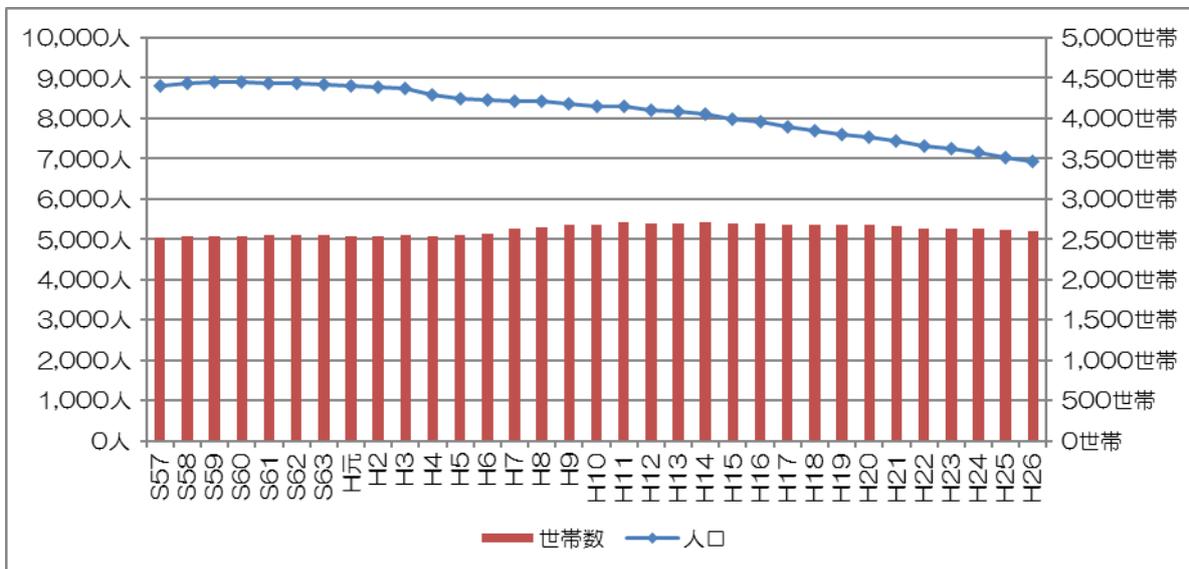
※なお、上記には、公務・分類不能の産業の値は含んでいない。

4 人口動向

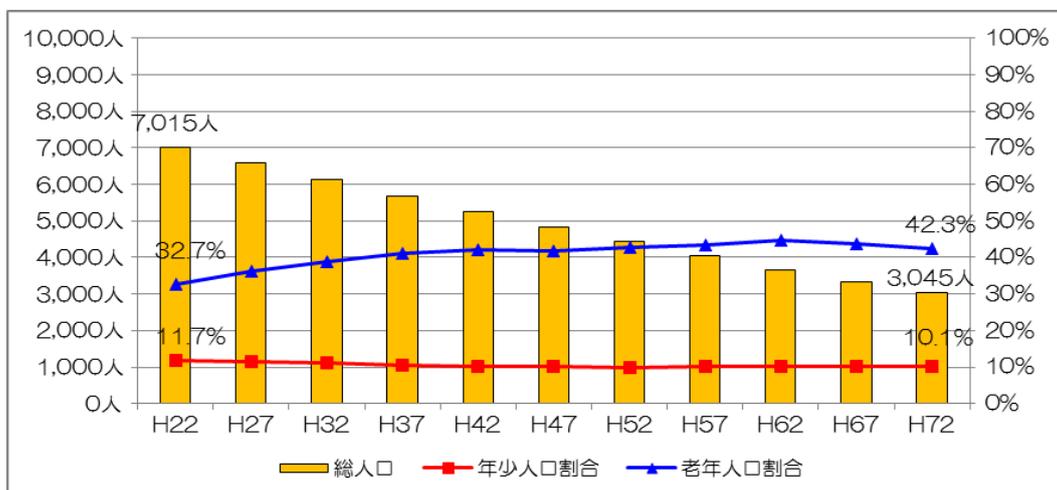
(1) 人口の動向と将来予測

三朝町における人口は、過去33年間をみると、減少傾向にあることがわかります。一方、世帯数については、約2,500世帯程度で推移しており、概ね横ばい傾向にあります。

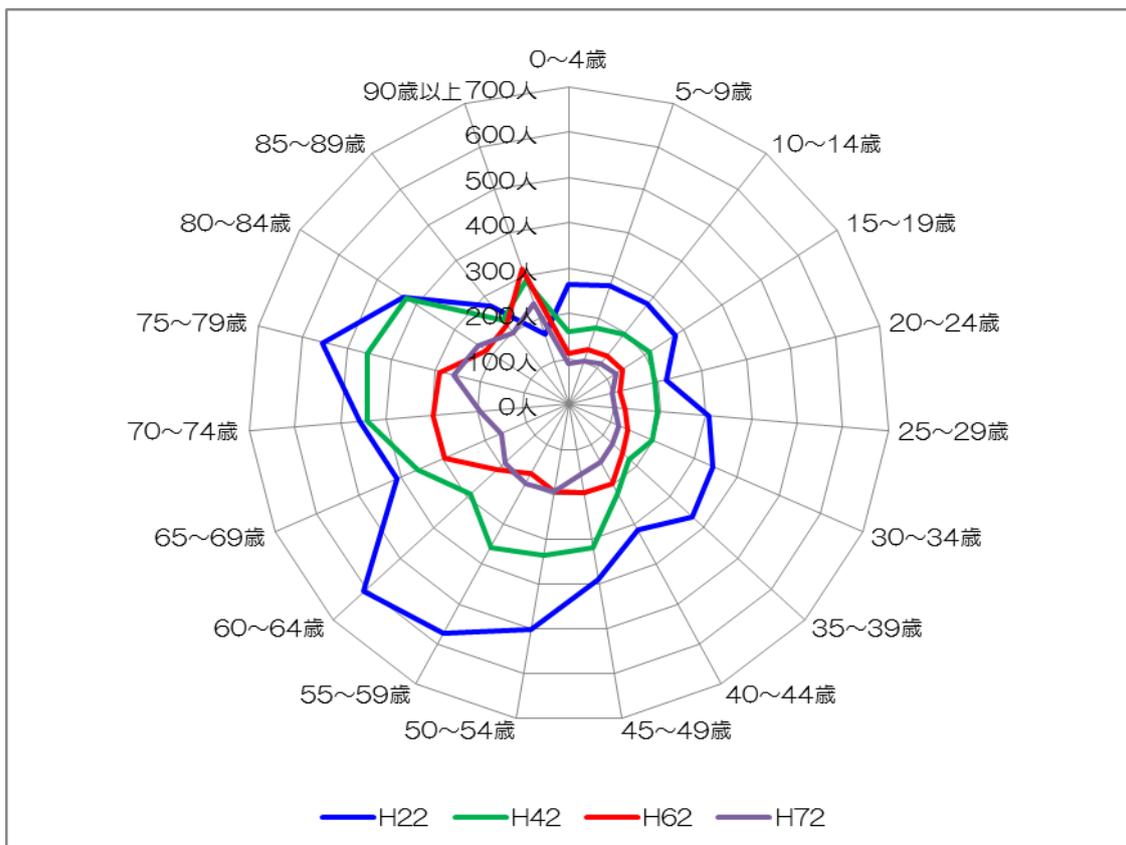
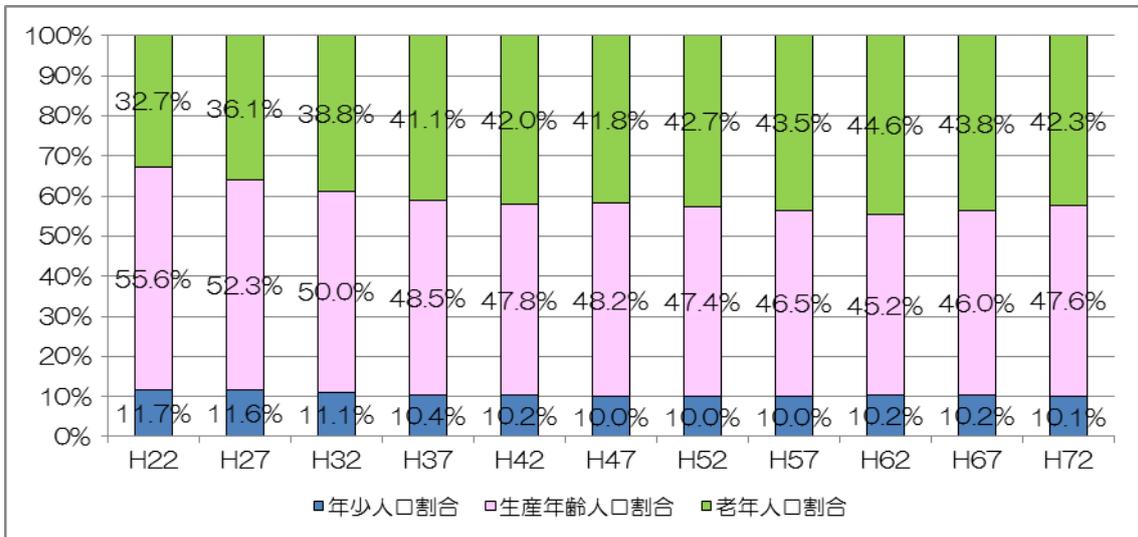
過去33年間の人口と世帯数の推移は、以下のとおりです。



人口ビジョンによる三朝町推計を見てみると、平成22年度からの50年で総人口は約57%減少することが見込まれ、また、少子高齢化も進み、全人口の約42%を65歳以上が占めるようになると推計されています。



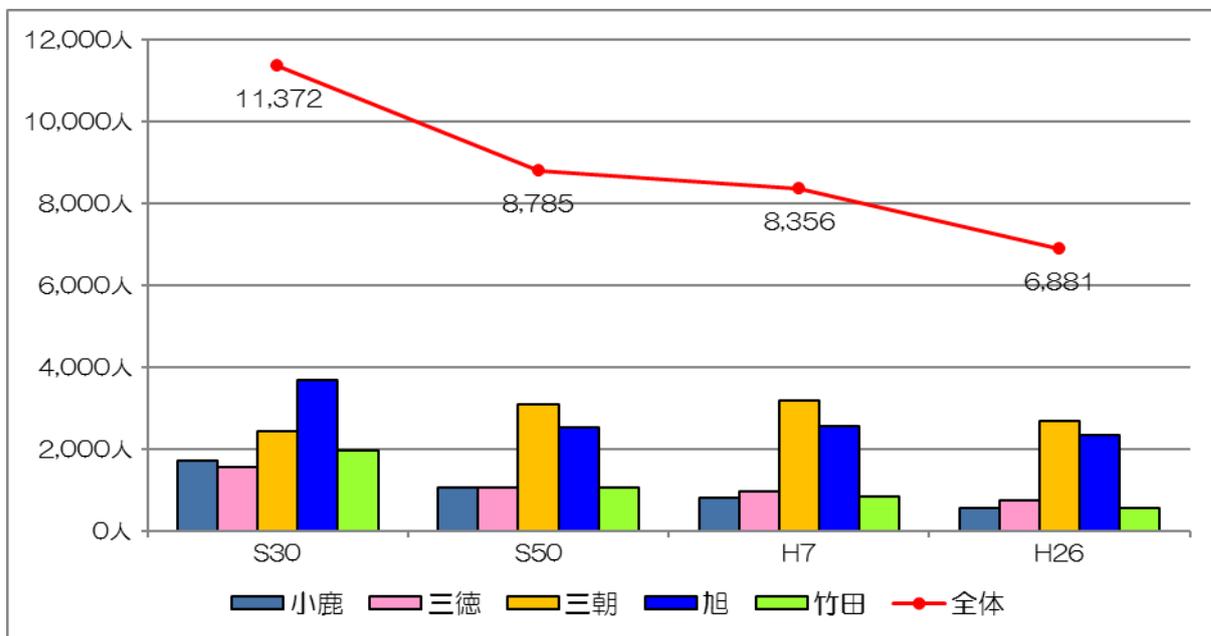
年少・生産年齢・老年人口割合については、以下の推移が見込まれています。



資料：人口ビジョンより

(2) 地区別人口・世帯数

地区別の人口の推移



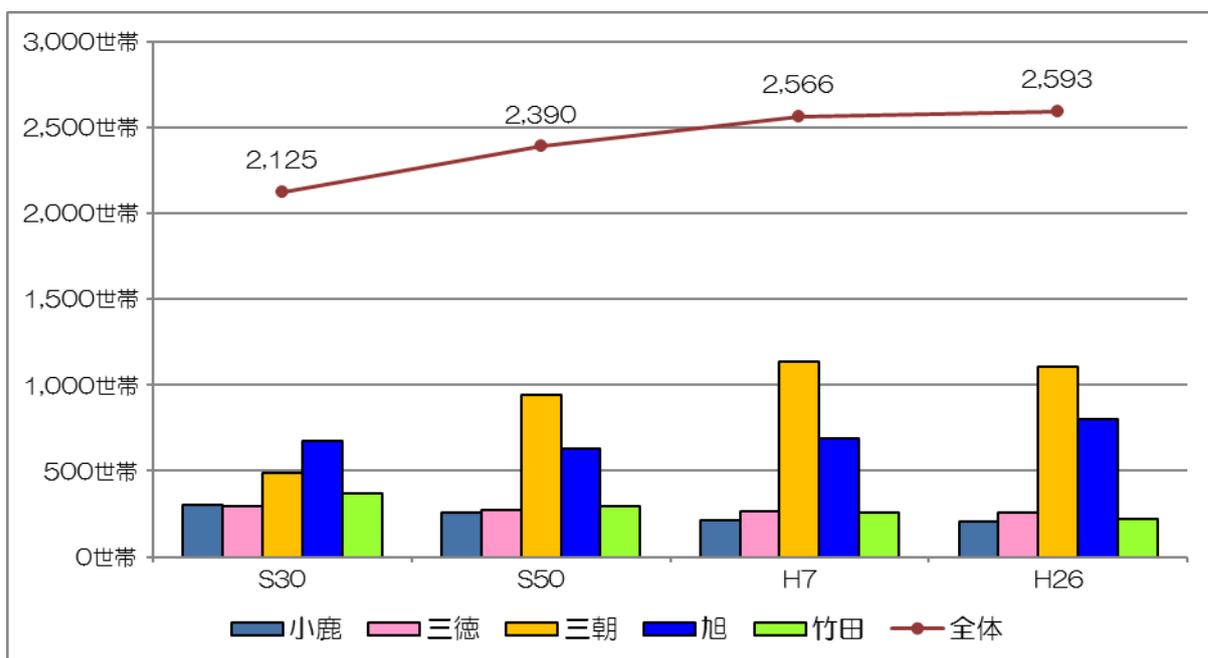
単位：人

地区名	昭和 30	昭和 50	平成 7	平成 26	増減率 (昭和 30-平成 26)
小鹿	1,718	1,064	808	571	-67%
三徳	1,564	1,051	951	749	-52%
三朝	2,434	3,083	3,192	2,677	10%
旭	3,680	2,521	2,564	2,340	-36%
竹田	1,976	1,066	841	544	-72%
全体	11,372	8,785	8,356	6,881	-39%

約60年間の地区ごとの人口の推移をみると、三朝地区への一極集中が明確になっており、増加率は約10%となっています。一方、小鹿地区・竹田地区は、それぞれ約67%減、約72%減となっており極端な減少傾向になっています。

資料：国勢調査・住民基本台帳

地区別の世帯数の推移



単位：世帯

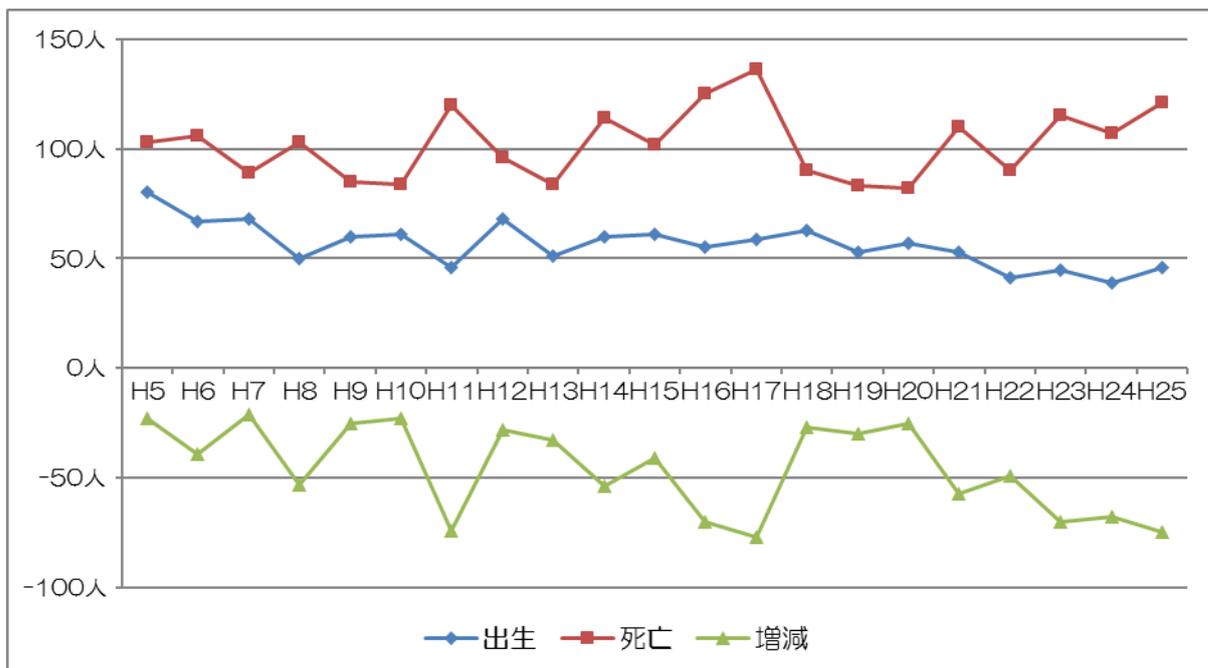
地区名	昭和30	昭和50	平成7	平成26	増減率 (昭和30-平成26)
小鹿	303	255	211	203	-33%
三徳	293	272	264	261	-11%
三朝	488	942	1,139	1,109	127%
旭	674	629	691	799	19%
竹田	367	292	261	221	-40%
全体	2,125	2,390	2,566	2,593	22%

約60年間の地区ごとの世帯数の推移をみると、三朝地区への一極集中が明確になっており、増加率は約127%となっています。一方、小鹿地区・竹田地区は、それぞれ約33%減、約40%減となっており減少傾向になっています。世帯数は人口減少にもかかわらず、増加傾向にあり、核家族化が進展していることがわかります。

資料：国勢調査・住民基本台帳

(3) 人口動態

自然動態



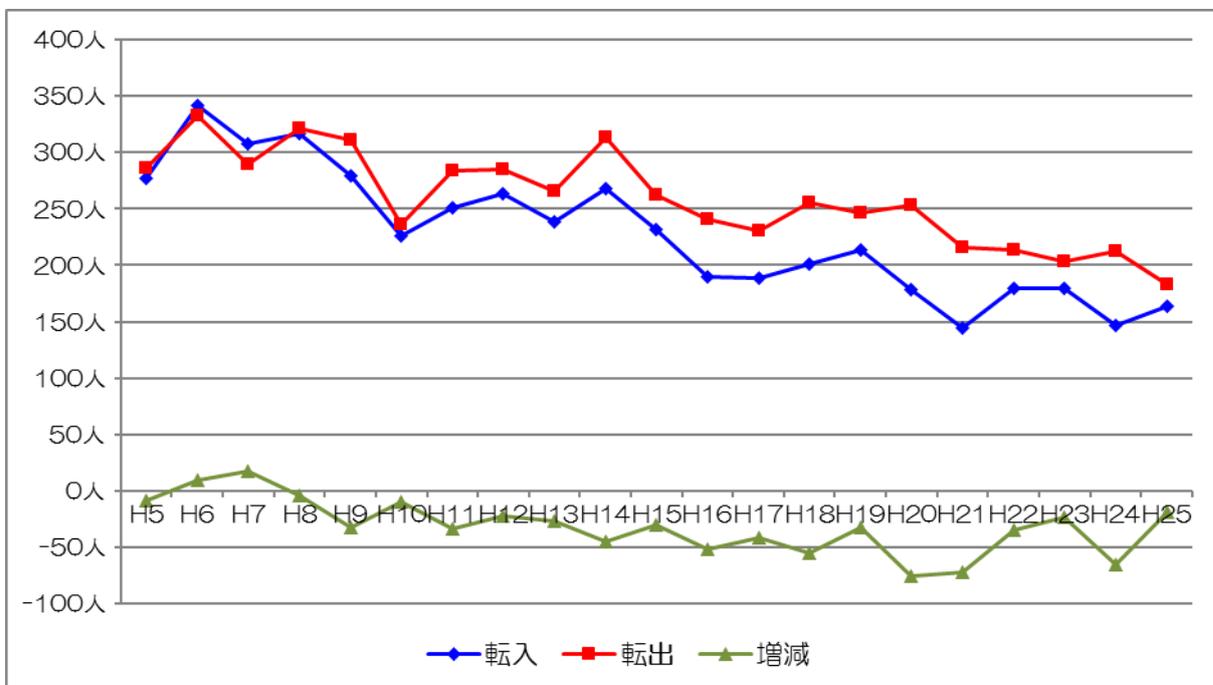
単位：人

	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15
出生	80	67	68	50	60	61	46	68	51	60	61
死亡	103	106	89	103	85	84	120	96	84	114	102
増減	▲ 23	▲ 39	▲ 21	▲ 53	▲ 25	▲ 23	▲ 74	▲ 28	▲ 33	▲ 54	▲ 41

	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
出生	55	59	63	53	57	53	41	45	39	46
死亡	125	136	90	83	82	110	90	115	107	121
増減	▲ 70	▲ 77	▲ 27	▲ 30	▲ 25	▲ 57	▲ 49	▲ 70	▲ 68	▲ 75

21年間の自然動態をみると、出生人数の推移は50人前後で推移していますが、死亡人数の推移は100人前後で推移しており、自然動態からも三朝町の人口が減少傾向にあることがわかります。

社会動態の推移



単位：人

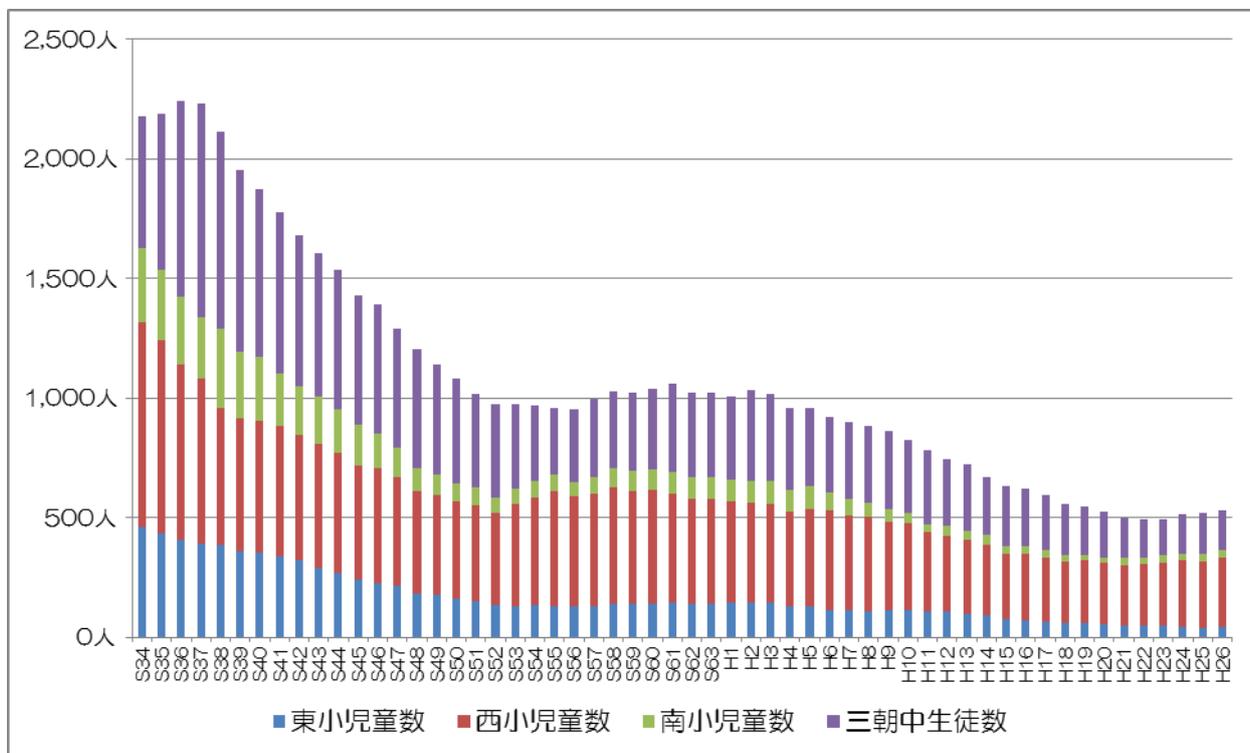
	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15
転入	277	342	308	317	279	226	251	263	239	268	232
転出	286	332	290	321	311	236	284	285	266	313	262
増減	▲ 9	10	18	▲ 4	▲ 32	▲ 10	▲ 33	▲ 22	▲ 27	▲ 45	▲ 30

	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
転入	190	189	201	214	178	144	180	180	147	164
転出	241	230	256	246	253	216	214	203	212	183
増減	▲ 51	▲ 41	▲ 55	▲ 32	▲ 75	▲ 72	▲ 34	▲ 23	▲ 65	▲ 19

21年間の社会動態をみると、転入人数・転出人数の推移は、いずれも年々減少傾向にあります。

転入人数と転出人数との乖離は、やや拡大傾向にあり、社会動態からも三朝町の人口が減少傾向にあることがわかります。

(4) 児童生徒数の推移



単位：人

年度	東小児童数	西小児童数	南小児童数	三朝中生徒数	計
昭和34	462	856	308	550	2,176
昭和35	432	810	292	653	2,187
昭和36	408	735	283	819	2,245
昭和37	392	691	254	893	2,230
昭和38	386	573	329	828	2,116
昭和39	357	561	278	760	1,956
昭和40	352	553	269	701	1,875
昭和41	339	545	221	674	1,779
昭和42	323	525	204	627	1,679
昭和43	288	518	200	598	1,604
昭和44	268	502	185	579	1,534
昭和45	240	476	172	544	1,432
昭和46	228	477	149	536	1,390
昭和47	213	455	125	499	1,292
昭和48	183	426	99	494	1,202
昭和49	175	420	84	460	1,139
昭和50	160	407	78	438	1,083

単位：人

年度	東小児童数	西小児童数	南小児童数	三朝中生徒数	計
昭和51	153	400	72	392	1,017
昭和52	135	386	65	387	973
昭和53	130	426	66	353	975
昭和54	137	446	71	315	969
昭和55	131	481	66	282	960
昭和56	127	462	61	302	952
昭和57	130	469	73	323	995
昭和58	138	488	82	319	1,027
昭和59	140	469	88	327	1,024
昭和60	142	476	86	334	1,038
昭和61	146	455	88	370	1,059
昭和62	141	438	91	354	1,024
昭和63	141	438	90	354	1,023
平成元	146	422	92	349	1,009
平成2	147	416	93	375	1,031
平成3	143	415	96	361	1,015
平成4	128	395	92	345	960
平成5	127	411	92	328	958
平成6	115	414	76	317	922
平成7	115	396	67	324	902
平成8	110	395	57	323	885
平成9	111	372	51	328	862
平成10	113	364	44	302	823
平成11	105	333	34	310	782
平成12	106	315	43	283	747
平成13	97	310	40	276	723
平成14	90	297	42	243	672
平成15	73	274	33	250	630
平成16	72	274	33	240	619
平成17	66	268	33	225	592
平成18	62	255	26	212	555
平成19	59	260	26	202	547
平成20	54	255	21	194	524
平成21	50	252	30	166	498
平成22	49	258	27	160	494
平成23	47	264	30	154	495
平成24	44	276	30	165	515
平成25	40	276	32	173	521
平成26	42	289	31	166	528

過去 56 年間の児童・生徒数の推移で、昭和 34 年度と平成 26 年度を比較してみると、約 76%減少したことがわかります。深刻な状況にあると考えられます。

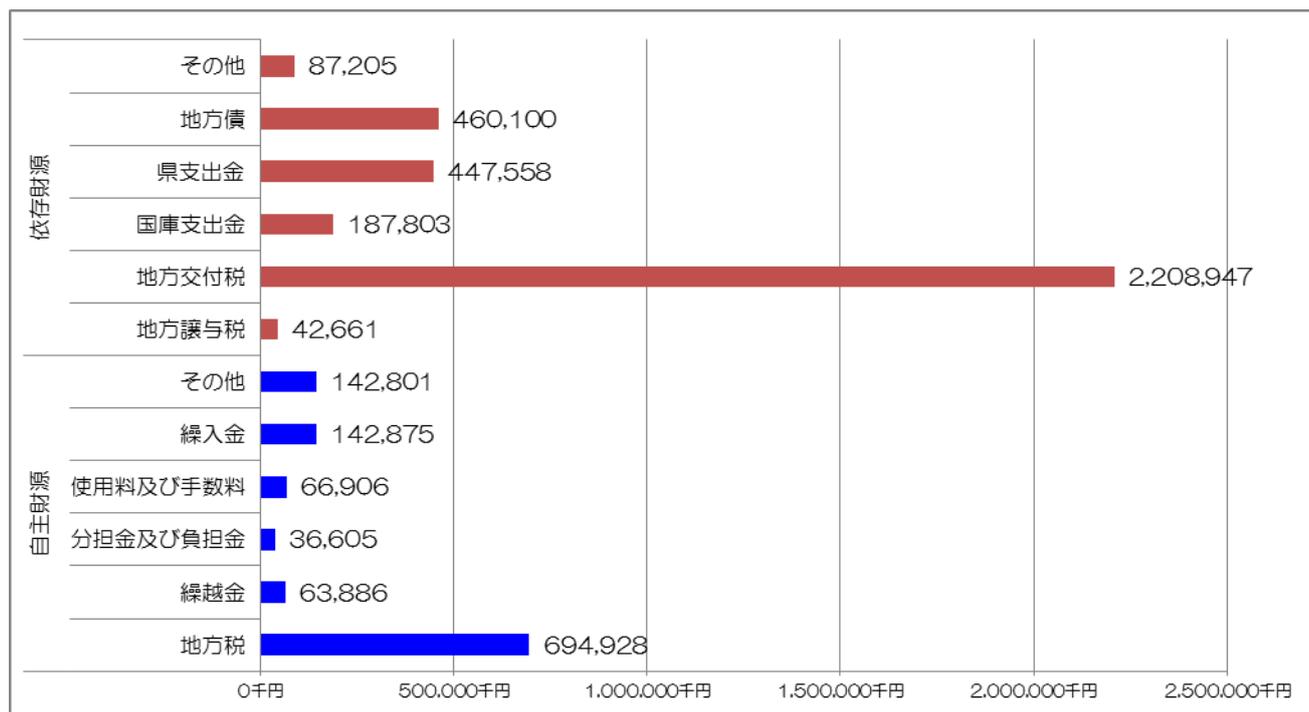
5 財政状況

(1) 平成 25 年度決算額

【歳入】

平成 25 年度決算における、三朝町の財政状況（決算カードより）を見てみると、約 45 億円の収入のうち、地方交付税、国庫支出金、県支出金の合計で約 62%を占めています。国県からの収入に依存している財政状況であるといえます。

歳入決算の内訳（単位：千円）		
区 分		平成 25 年度決算額
自主財源	地方税	694,928
	繰越金	63,886
	分担金及び負担金	36,605
	使用料及び手数料	66,906
	繰入金	142,875
	その他	142,801
依存財源	地方譲与税	42,661
	地方交付税	2,208,947
	国庫支出金	187,803
	県支出金	447,558
	地方債	460,100
	その他	87,205
自主財源合計		1,148,001
割合		25%
依存財源合計		3,434,274
割合		75%
歳入合計		4,582,275



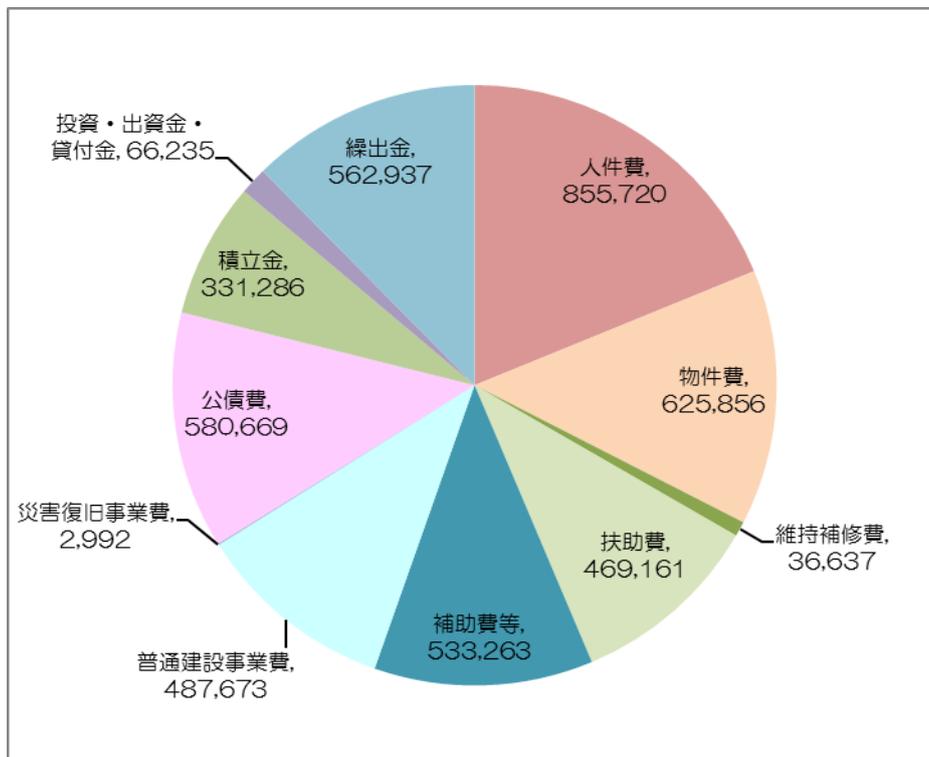
【歳出】

性質別の区分では、人件費、物件費、公債費等で、目的別の区分では、総務費、民生費の分野で大きな割合を占めています。

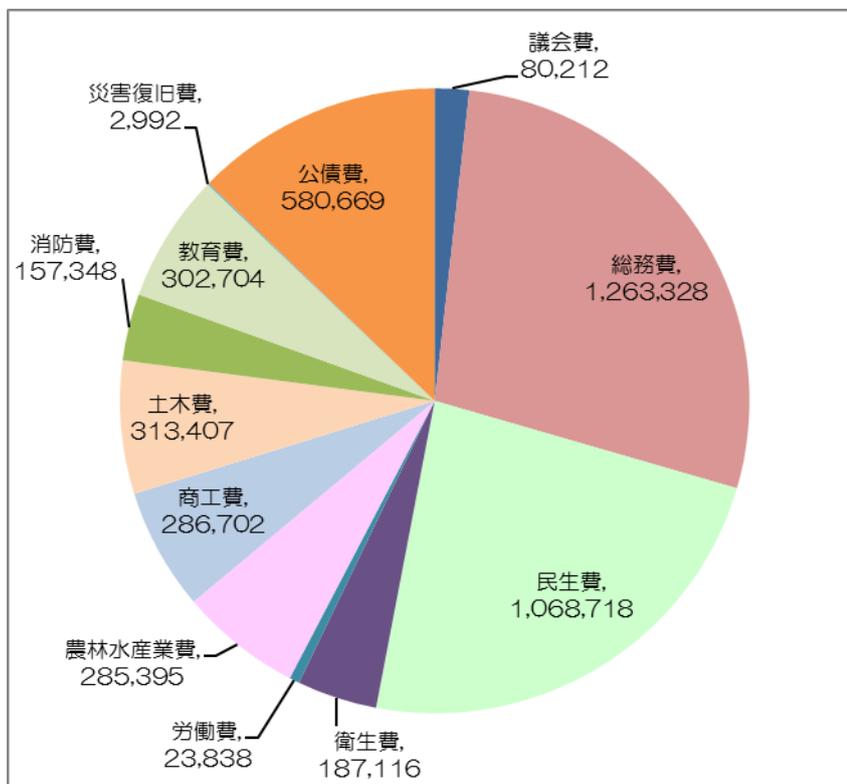
性質別 (単位：千円)	
区 分	平成 25 年度決算額
人件費	855,720
物件費	625,856
維持補修費	36,637
扶助費	469,161
補助費等	533,263
普通建設事業費	487,673
災害復旧事業費	2,992
公債費	580,669
積立金	331,286
投資・出資金・貸付金	66,235
繰出金	562,937
歳出合計	4,552,429

目的別の区分 (単位：千円)	
区 分	平成 25 年度決算額
議会費	80,212
総務費	1,263,328
民生費	1,068,718
衛生費	187,116
労働費	23,838
農林水産業費	285,395
商工費	286,702
土木費	313,407
消防費	157,348
教育費	302,704
災害復旧費	2,992
公債費	580,669
諸支出金	
歳出合計	4,552,429

○性質別（何の費用として使ったか）の区分（単位：千円）

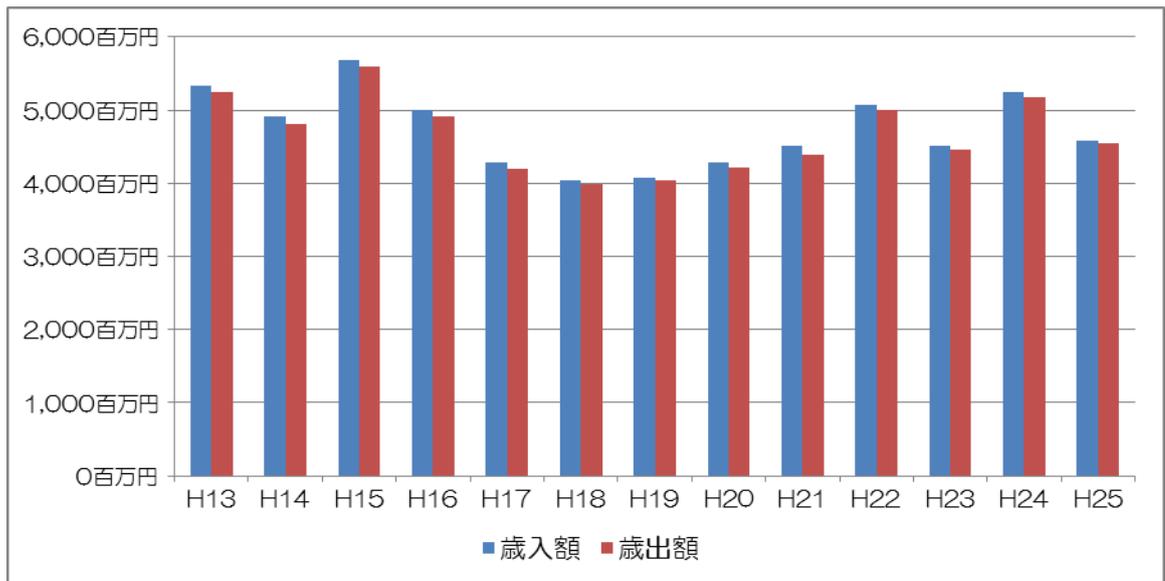


○目的別（どの分野に使ったか）の区分（単位：千円）

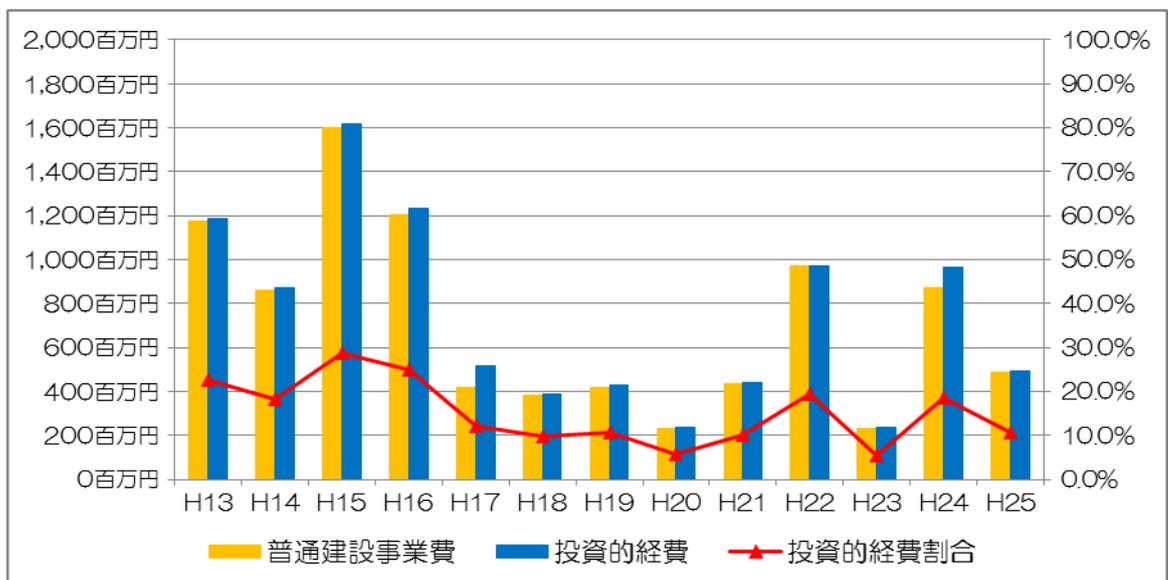


(2) 財政状況の傾向

過去13年程度で歳入・歳出決算額をみると、概ね40億円から50億円程度で推移していることがわかります。



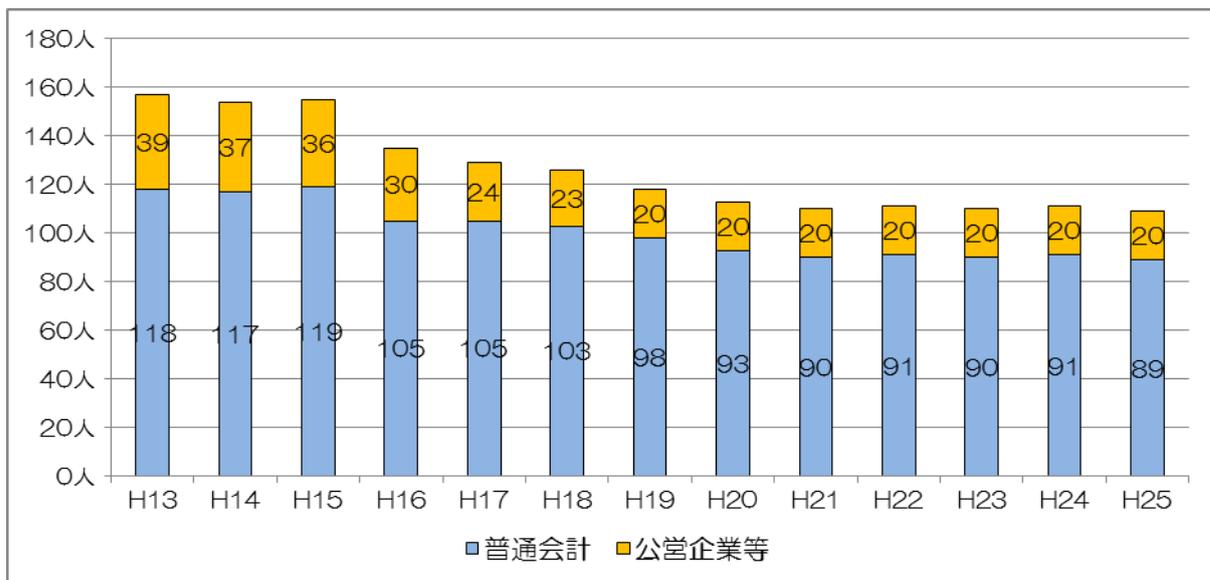
町の歳出額のうち、投資的経費については、年度によってバラつきがあるものの、過去13年間の平均で歳出額の16%程度を占めています。今後は、施設の建替え、大規模改修等により増加していくことが予測されます。



6 職員数の推移

次に、過去13年間の町の職員数の推移をみていきます。

普通会計職員は約25%削減、公営企業等職員は約49%削減されています。今後は、行政サービスの質を意識しながら対応していくことになります。



単位：人

年度	平成 13	平成 14	平成 15	平成 16	平成 17	平成 18
普通会計職員	118	117	119	105	105	103
公営企業等職員	39	37	36	30	24	23
合計	157	154	155	135	129	126

年度	平成 19	平成 20	平成 21	平成 22	平成 23	平成 24	平成 25
普通会計職員	98	93	90	91	90	91	89
公営企業等職員	20	20	20	20	20	20	20
合計	118	113	110	111	110	111	109

資料：総務省 地方公共団体定員管理調査より

第2章

公共施設等の現状と将来見通し

1 対象施設

三朝町が保有し、又は借り上げている全施設（行政財産）を対象とする。

施設は、建築系公共施設（ハコモノ）、土木系公共施設（インフラ）、企業会計施設の3つの類型に区分し、建築系公共施設（ハコモノ）はさらに機能別に学校教育系施設、町民文化系施設、社会教育系施設、スポーツ・レクリエーション系施設、産業系施設、子育て支援施設、保健・福祉施設、医療施設、行政系施設、公営住宅、公園、供給処理施設、その他建築系施設の13に分類し整理する。

また、土木系公共施設は、道路（橋りょう・トンネル含む。）、河川、農業施設、土砂災害防止施設、港湾施設、その他土木系施設の6分類、企業会計施設は、上水道、下水道、医療系施設の3分類に整理する。

類型区分	大分類	中分類	主な施設
建物系 公共施設	学校教育系施設	学校	小学校・中学校・中等教育学校・高等学校・高等専門学校・大学・特別支援学校・専修学校・各種学校
		その他教育施設	総合教育センター・給食センター
	町民文化系施設	集会施設	町民会館・公会堂・集会場・公民館等・町民ホール
		文化施設	ホール施設（町民ホール・劇場・映画館・演芸場等）・勤労者総合福祉センター・青少年宿泊訓練施設
	社会教育系施設	図書館	中央図書館・地域図書館等
		博物館等	博物館・郷土資料館・美術館・プラネタリウム・科学館等
	スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設	スポーツ施設・体育館・プール・柔剣道場
		レクリエーション施設	キャンプ場・少年自然の家・観光センター
		保養施設	保養施設
	産業系施設	産業系施設	労働会館・勤労会館・産業文化センター・産業振興センター
	子育て支援施設	幼保・こども園	幼稚園・保育所・こども園等
		幼児・児童施設	児童館・子育て支援センター・放課後児童クラブ・児童会
	保健・福祉施設	高齢福祉施設	養護老人ホーム・特別養護老人ホーム・介護老人保健施設等
		障害福祉施設	知的障害児童施設・盲ろうあ児施設・肢体不自由児施設・重症心身障害児施設・情緒障害児施設等
		児童福祉施設	障害者総合支援センター・助産施設・乳児院・母子生活支援施設・保育所・託児所・児童厚生施設・児童養護施設・学童保育等
		保健施設	保健会館・保健所等
その他社会保険施設		福祉会館等	

類型区分	大分類	中分類	主な施設
建物系 公共施設	医療施設	医療施設	診療所等
	行政系施設	庁舎等	庁舎・支所・住民窓口・事務所・事業所等
		消防施設	消防署・消防詰所・消防器具庫等・分署・出張所等
		その他行政施設	環境関連施設・清掃事務所・備蓄倉庫・防災センター等
	公営住宅	公営住宅	町営住宅・寄宿舍等
	公園	公園施設	管理棟・倉庫・便所等
	供給処理施設	供給処理施設	ごみ処理場・クリーンセンター・浄化センター・地域冷暖房施設等
その他建築系公共施設	その他建築系公共施設	駐車場施設・駐輪場施設・斎場・墓苑・公衆便所・卸売市場・共同販売所・職員住宅・寮等	
土木系 公共施設	道路	道路	都市計画道路・一級町道・二級町道・その他町道・自転車歩行者道
		橋梁	PC橋・RC橋・鋼橋・石橋等
		トンネル	交通運用トンネル・用水用トンネル・公益事業用トンネル等
	河川	河川	河川（一級河川・二級河川・準用河川・普通河川・水路等）・河川敷・堤防・管理地・排水機場・揚水機場等・水門・樋門
	農業施設	農業施設	林道・農道・農落排水処理施設
	土砂災害防止施設	土砂災害防止施設	砂防えん堤
	港湾施設	港湾施設	岸壁・棧橋
その他土木系公共施設			
企業会計 施設	上水道	上水道	上水管路・排水場・浄水場・配水池等
	下水道	下水道	下水管路・ポンプ場・下水処理場等
	医療系施設	病院	町立病院等

2 施設の現状

(1) 建築物系公共施設

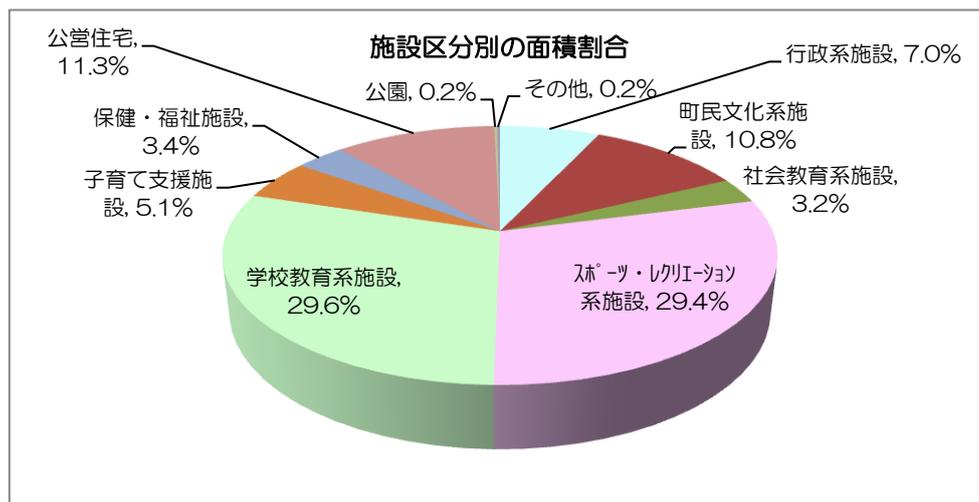
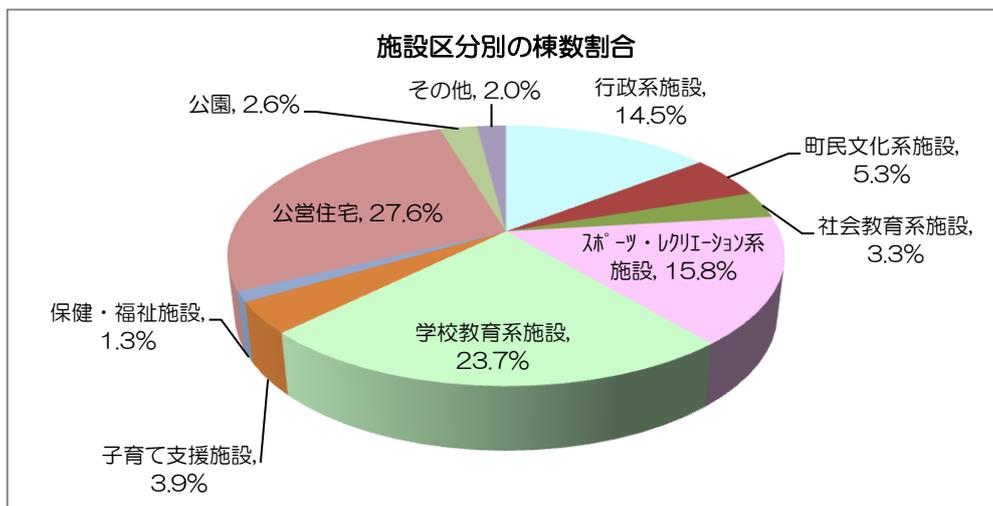
①施設の数量

三朝町における施設のうち、棟数で見ると、公営住宅（約27%）、学校教育系施設（約23%）、ｽﾎﾟｰﾂ・ｸﾘｰﾂﾖﾝ系施設（約18%）で約70%を占めています。また、延床面積で見ると、学校教育系施設（約30%）、ｽﾎﾟｰﾂ・ｸﾘｰﾂﾖﾝ系施設（約27%）となっており、この2施設系で約60%を占めています。

連番	施設区分（大分類）	施設区分（中分類）	棟数（棟）	延床面積(m ²)
1	行政系施設	庁舎等	9	3,382
2	行政系施設	消防施設	12	459.57
3	行政系施設	その他行政系施設	1	14
4	町民文化系施設	集会施設	1	3,074
5	町民文化系施設	文化施設	7	2,895
6	社会教育系施設	図書館	2	728
7	社会教育系施設	博物館等	3	1,072
8	ｽﾎﾟｰﾂ・ｸﾘｰﾂﾖﾝ系施設	ｽﾎﾟｰﾂ施設	15	7,155
9	ｽﾎﾟｰﾂ・ｸﾘｰﾂﾖﾝ系施設	ｸﾘｰﾂﾖﾝ施設・観光施設	7	1,292
10	ｽﾎﾟｰﾂ・ｸﾘｰﾂﾖﾝ系施設	保養施設	2	7,837
11	学校教育系施設	学校	35	15,727
12	学校教育系施設	その他教育施設	1	673
13	子育て支援施設	幼稚園・保育園・こども園	6	2,804
14	保健・福祉施設	その他社会福祉施設	2	1,861
15	公営住宅	公営住宅	42	6,270
16	公園	公園	4	116
17	その他	その他	3	86
合 計			152	55,445.57

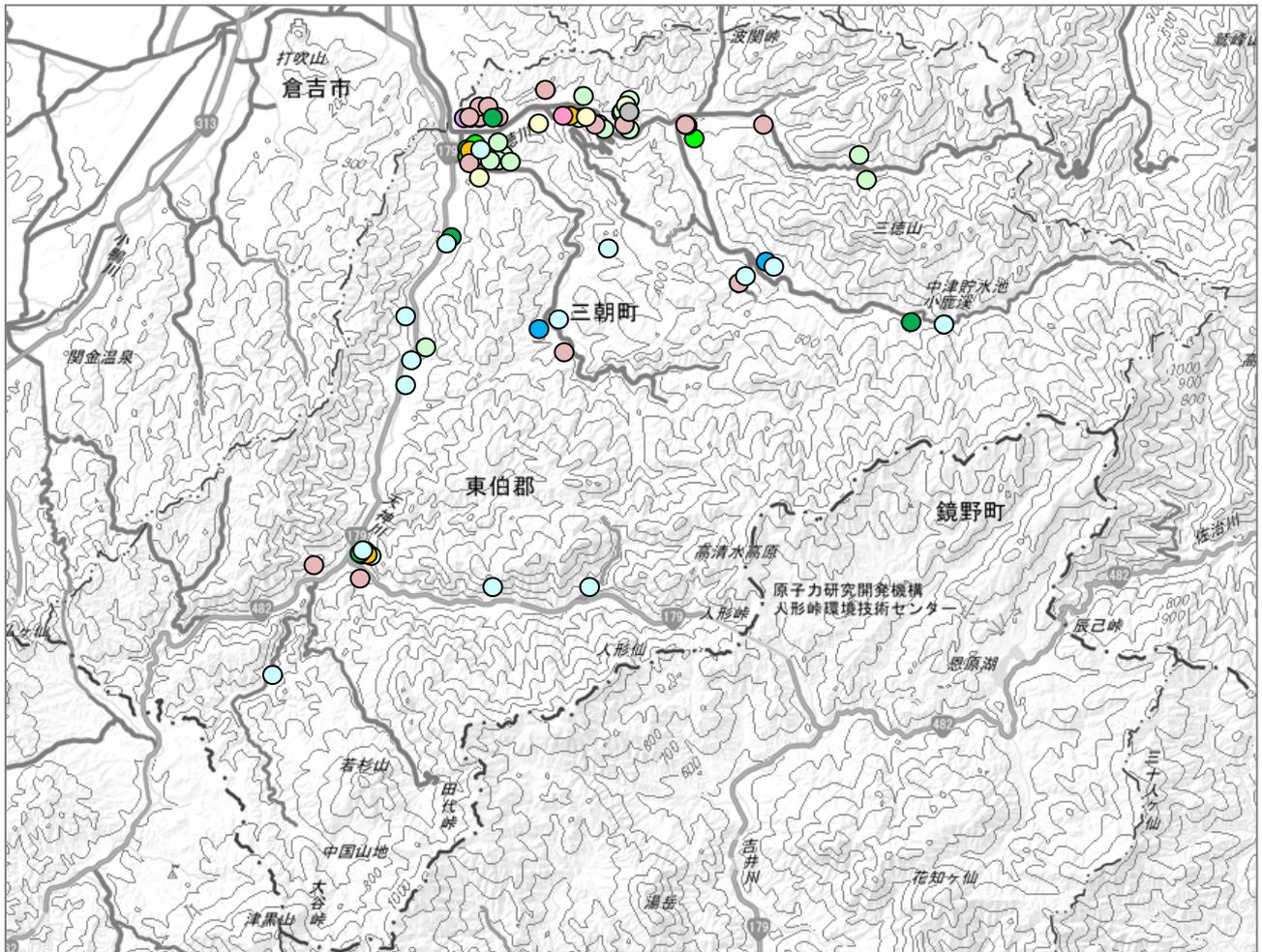
連番	施設区分（大分類）	棟数	棟数割合
1	行政系施設	22	14.5%
2	町民文化系施設	8	5.3%
3	社会教育系施設	5	3.3%
4	スポーツ・レクリエーション系施設	24	15.8%
5	学校教育系施設	36	23.7%
6	子育て支援施設	6	3.9%
7	保健・福祉施設	2	1.3%
8	公営住宅	42	27.6%
9	公園	4	2.6%
10	その他	3	2.0%
合 計		152	100%

連番	施設区分（大分類）	延床面積(m ²)	面積割合
1	行政系施設	3,855.57	7.0%
2	町民文化系施設	5,969	10.8%
3	社会教育系施設	1,800	3.2%
4	スポーツ・レクリエーション系施設	16,284	29.4%
5	学校教育系施設	16,400	29.6%
6	子育て支援施設	2,804	5.1%
7	保健・福祉施設	1,861	3.4%
8	公営住宅	6,270	11.3%
9	公園	116	0.2%
10	その他	86	0.2%
合 計		55,445.57	100%



②施設の分布状況

施設の分布状況は以下のとおりです。大字大瀬、大字本泉、大字三朝にまとまって分布していることがわかります。

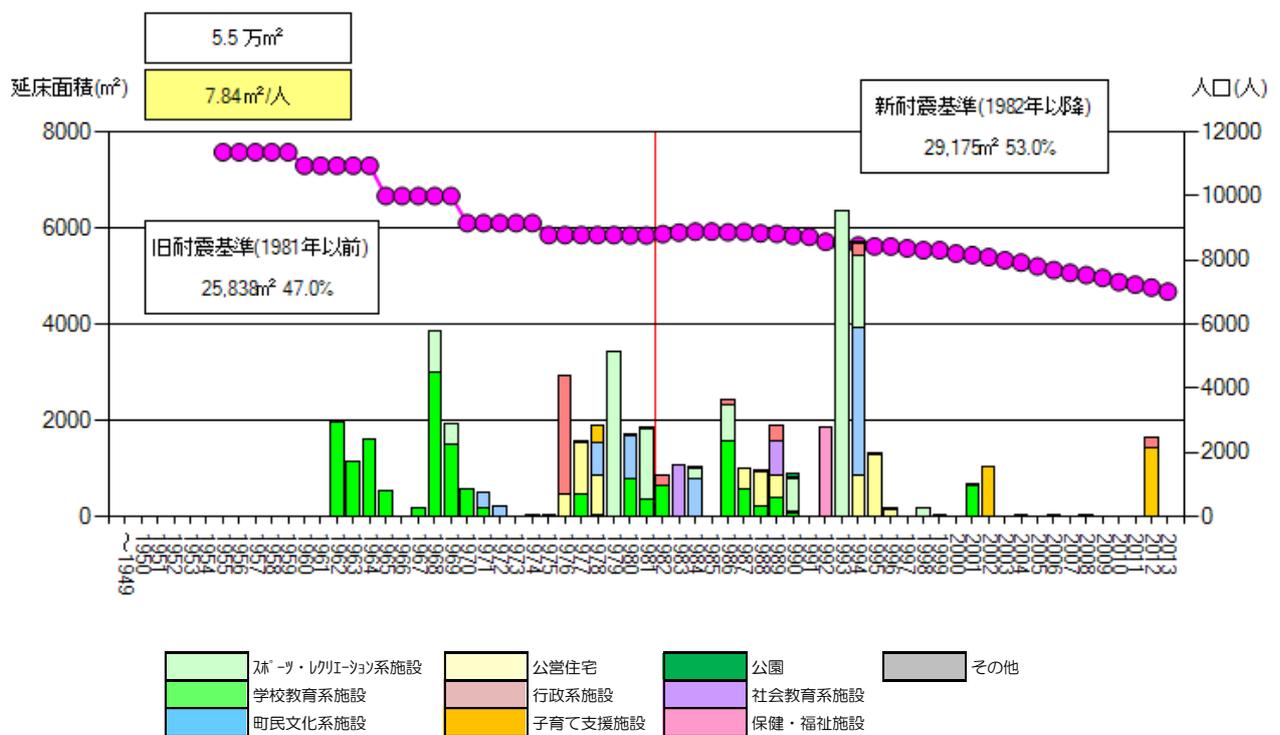


- スポーツ・レクリエーション系施設
- 学校教育系施設
- 町民文化系施設
- 公営住宅
- 行政系施設
- 子育て支援施設
- 公園
- 社会教育系施設
- 保健・福祉施設
- その他
- 下水道施設

③築年別整備状況

三朝町においては、昭和43年頃（1960年代後半）、昭和51年（1970年代後半）から平成6年（1990年代前半）にかけて、集中して公共施設を整備してきました。なお、平成5年度（1993年度）をピークに、その後は建設投資を抑制してきたことがわかります。

昭和56年（1981年）の新耐震化基準以前に建築された施設は、全体の約47%を占めています。なお、建築後30年を超える施設は、一般的に大規模改修が必要と言われており、施設の老朽化が懸念されます。



※総務省 公共施設等更新費用試算ソフト Ver.2 より算定

参考資料 各施設の代表的建物の建築年代について、次表に掲載しています。

1 施設に複数建物がある場合は、主要建物の建築年度を採用しています。

残存年数

残存年数 0 年から 15 年未満の施設が、棟数ベースで約 86%、面積ベースで約 64%あります。今後、これらの施設については、優先的に、削減又は複合化等の対象として検討されることとなります。

区 分	構成比（棟数）	構成比（面積）
0 年	50.0%	30.0%
1 年以上 15 年未満	36.0%	33.9%
15 年以上 30 年未満	13.0%	30.5%
30 年以上	1.0%	5.6%
合 計	100.0%	100.0%

経過年数

経過年数 30 年以上の施設が、棟数ベースで約 51%、面積ベースで約 52%あります。今後、大規模改修等が必要な施設として、検討が必要になってきます。

区 分	構成比（棟数）	構成比（面積）
15 年未満	8.6%	7.0%
15 年以上 30 年未満	40.8%	41.0%
30 年以上 50 年未満	48.0%	43.0%
50 年以上	2.6%	9.0%
合 計	100.0%	100.0%

【施設の建築年表】

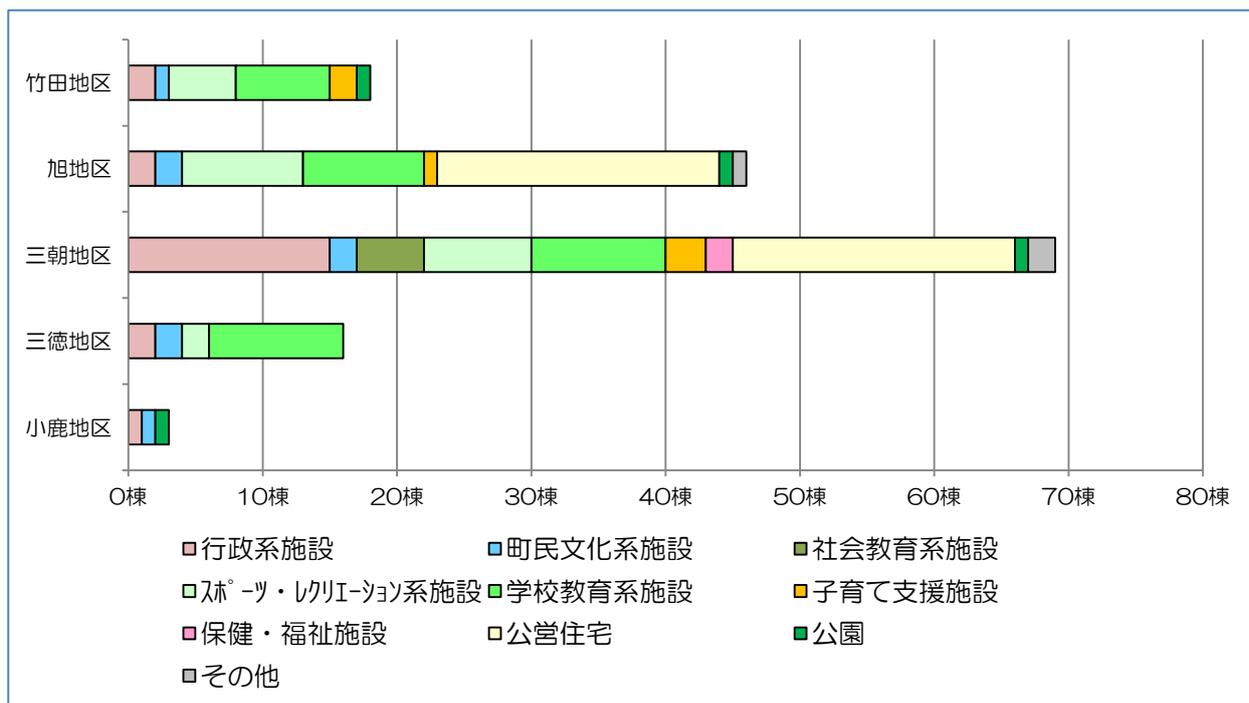
連番	年度	施設区分(大分類)	施設名称	建物名称	延床面積(m ²)
1	昭和37	学校教育系施設	三朝中学校	普通教室	1,978
2	昭和38	学校教育系施設	三朝中学校	屋内運動場	1,138
3	昭和39	学校教育系施設	南小学校	校舎	1,553
4		学校教育系施設	南小学校	児童昇降口	61
5	昭和40	学校教育系施設	南小学校	屋内運動場	515
6	昭和42	学校教育系施設	西小学校	児童昇降口および渡り廊下	162
7	昭和43	学校教育系施設	西小学校	校舎	2,289
8		学校教育系施設	西小学校	屋内運動場	716
9		スポーツ・レクリエーション系施設	町民プール(本泉)/町民武道館	町民プール(本泉) 水泳プール	478
10		スポーツ・レクリエーション系施設	町民プール(本泉)/町民武道館	武道館	336
11		スポーツ・レクリエーション系施設	町民プール(本泉)/町民武道館	町民プール(本泉) 水源室	24
12		スポーツ・レクリエーション系施設	町民プール(本泉)/町民武道館	町民プール(本泉) 機械室	16
13	昭和44	学校教育系施設	東小学校	校舎および管理室等	1,420
14		スポーツ・レクリエーション系施設	町民プール(穴鴨)	水泳プール	325
15		学校教育系施設	東小学校	玄関および児童昇降口	67
16		スポーツ・レクリエーション系施設	町民プール(穴鴨)	子プール	40
17		スポーツ・レクリエーション系施設	町民プール(穴鴨)	管理室、便所及び機械室	28
18		スポーツ・レクリエーション系施設	町民プール(穴鴨)	脱衣室	25
19		学校教育系施設	東小学校	物置	12
20	昭和45	学校教育系施設	東小学校	屋内運動場	550
21		学校教育系施設	東小学校	物置および渡り廊下	16
22	昭和46	町民文化系施設	竹田地区公民館	公民館	341
23		学校教育系施設	三朝中学校	倉庫	80
24		学校教育系施設	西小学校	倉庫	26
25		学校教育系施設	西小学校	機械室及び器具室	24
26		学校教育系施設	南小学校	倉庫	15
27		学校教育系施設	西小学校	便所	12
28	昭和47	町民文化系施設	山村開発センター	集会所・会議室	192
29	昭和49	学校教育系施設	西小学校	倉庫	16
30		学校教育系施設	南小学校	倉庫	12
31	昭和50	スポーツ・レクリエーション系施設	町民運動場施設(野球場横)	物置(旧野球場本部席)、便所、物置	33
32	昭和51	行政系施設	役場庁舎	庁舎	1,979
33		行政系施設	役場庁舎	車庫	164
34		行政系施設	役場庁舎	倉庫	152
35		公営住宅	徳本住宅	公営住宅①	103
36		公営住宅	徳本住宅	公営住宅③	103
37		公営住宅	徳本住宅	公営住宅④	103
38		公営住宅	徳本住宅	公営住宅⑤	103
39		行政系施設	役場庁舎	車庫	92
40		行政系施設	役場庁舎	職員休養室	80
41		公営住宅	徳本住宅	物置	33
42	昭和52	学校教育系施設	西小学校寄宿舎	寄宿舎	475
43		公営住宅	徳本住宅	公営住宅⑨	333
44		公営住宅	徳本住宅	公営住宅⑦	277
45		公営住宅	徳本住宅	公営住宅⑥	222
46		公営住宅	徳本住宅	公営住宅⑧	166
47		公営住宅	徳本住宅	物置	66
48		行政系施設	三朝消防ポンプ自動車格納庫	三朝消防ポンプ自動車格納庫	29
49	昭和53	町民文化系施設	高勢地区公民館	大会議室(体育館)	409
50		子育て支援施設	竹田保育所	保育所	370
51		公営住宅	恋谷団地	公営住宅① 第1種	264
52		公営住宅	恋谷団地	公営住宅② 第1種	264
53		町民文化系施設	高勢地区公民館	本館	242
54		公営住宅	恋谷団地	公営住宅③ 第2種	235
55		公営住宅	恋谷団地	集会施設	41

連番	年度	施設区分(大分類)	施設名称	建物名称	延床面積(m ²)
56	昭和53	公営住宅	恋谷団地	物置	40
57		学校教育系施設	西小学校	更衣室	20
58		子育て支援施設	竹田保育所	倉庫	12
59	昭和54	スポーツ・レクリエーション系施設	三朝町総合スポーツセンター	体育施設	3,413
60	昭和55	町民文化系施設	小鹿地区多目的研修会施設	研修会施設	908
61		学校教育系施設	西小学校	校舎	765
62		行政系施設	西小鹿消防ポンプ格納庫	消防ポンプ格納庫	35
63	昭和56	スポーツ・レクリエーション系施設	農林漁業者健康増進施設	体育館	1,386
64		学校教育系施設	三朝中学校寄宿舎	寄宿舎	335
65		スポーツ・レクリエーション系施設	総合運動施設管理棟	管理棟	90
66		行政系施設	山田消防ポンプ自動車格納庫	山田消防ポンプ積載車格納庫	29
67	昭和57	学校教育系施設	東小学校	校舎	653
68		行政系施設	役場庁舎	車庫	139
69		行政系施設	穴鴉消防ポンプ自動車格納庫	穴鴉消防ポンプ積載車格納庫	38
70		行政系施設	水防倉庫	水防倉庫	14
71	昭和58	社会教育系施設	三朝町多目的展示施設	展示館	863
72		社会教育系施設	三朝町多目的展示施設	創作館	192
73		社会教育系施設	三朝町多目的展示施設	炭焼小屋管理室	17
74	昭和59	町民文化系施設	三徳地区多目的研修会施設	研修会施設	796
75		スポーツ・レクリエーション系施設	総合運動施設(テニスコートほか)	管理棟	128
76		スポーツ・レクリエーション系施設	町営三朝陸上競技場	管理棟	96
77		公園	竹田地区農村公園(穴鴉)	トイレ	11
78	昭和61	学校教育系施設	三朝中学校	管理室及び特別教室	1,545
79		スポーツ・レクリエーション系施設	竹田地区町民体育館	体育館	737
80		行政系施設	三朝消防車庫(タンク車)	三朝消防ポンプ自動車格納庫	56
81		行政系施設	本泉消防車庫	本泉消防ポンプ自動車格納庫	52
82		学校教育系施設	三朝中学校	給食車庫	21
83	昭和62	学校教育系施設	三朝中学校	特別教室	578
84		公営住宅	天神団地(森団地)	公営住宅① 1種	139
85		公営住宅	天神団地(森団地)	公営住宅② 2種	132
86		公営住宅	天神団地(森団地)	公営住宅③ 2種	132
87	昭和63	学校教育系施設	南小学校	校舎	198
88		公営住宅	天神団地(森団地)	公営住宅④ 1種	139
89		公営住宅	天神団地(森団地)	公営住宅⑤ 1種	139
90		公営住宅	天神団地(森団地)	公営住宅⑥ 1種	139
91		公営住宅	天神団地(森団地)	公営住宅⑦ 2種	132
92		公営住宅	天神団地(森団地)	公営住宅⑧ 2種	132
93		公営住宅	天神団地(森団地)	集会所	65
94		行政系施設	坂本消防自動車格納庫	消防自動車格納庫	27
95	平成元	社会教育系施設	三朝町生活文化センター(図書館)	図書館	704
96		学校教育系施設	三朝中学校	部室	333
97		行政系施設	役場庁舎	倉庫	284
98		公営住宅	徳本住宅	公営住宅⑩	126
99		公営住宅	徳本住宅	公営住宅⑪	126
100		公営住宅	徳本住宅	公営住宅⑫	126
101		学校教育系施設	南小学校	部室	65
102		公営住宅	徳本住宅	団地集会室	64
103		行政系施設	下西谷消防ポンプ自動車格納庫	下西谷消防ポンプ自動車格納庫	47
104		公営住宅	徳本住宅	物置	21
105	平成2	スポーツ・レクリエーション系施設	ふるさと健康むら	物産館	254
106		スポーツ・レクリエーション系施設	ふるさと健康むら	織物工房	173
107		スポーツ・レクリエーション系施設	ふるさと健康むら	ギャラリー工房	173
108		スポーツ・レクリエーション系施設	ふるさと健康むら	管理棟	100
109		公園	小鹿溪展望公園休憩舎	休憩舎	54
110		学校教育系施設	東小学校	便所	30

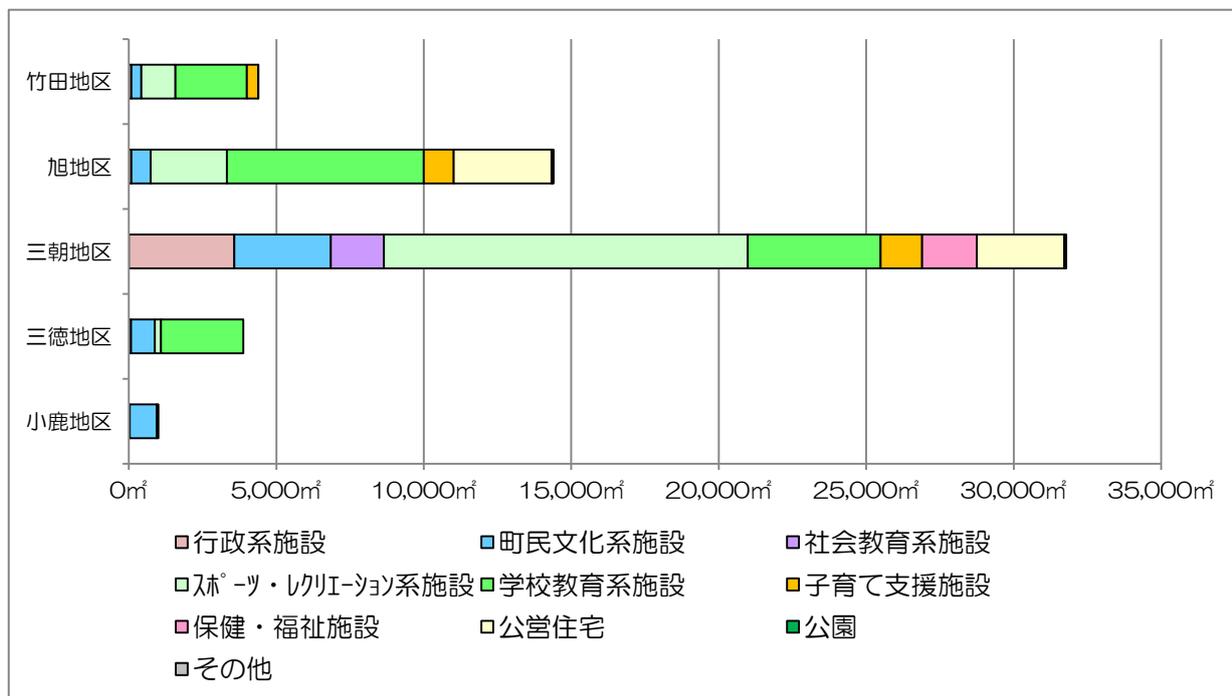
連番	年度	施設区分(大分類)	施設名称	建物名称	延床面積(m ²)
111	平成2	行政系施設	大瀬消防自動車格納庫	大瀬消防自動車格納庫	27
112		社会教育系施設	三朝町生活文化センター(図書館)	車庫	24
113		学校教育系施設	東小学校	機械室	18
114		学校教育系施設	東小学校	更衣室	16
115		学校教育系施設	東小学校	管理室	13
116	平成4	保健・福祉施設	三朝町立福祉センター	地域福祉センター	1,626
117		保健・福祉施設	三朝町立福祉センター	車庫	235
118	平成5	スポーツ・レクリエーション系施設	プランナールみささ	本館	6,355
119	平成6	町民文化系施設	文化ホール	文化ホール	3,074
120		スポーツ・レクリエーション系施設	プランナールみささ	屋内駐車場	1,482
121		行政系施設	役場庁舎	庁舎会議棟	253
122		公営住宅	天神団地(森団地)	公営住宅⑫ 特定	190
123		公営住宅	天神団地(森団地)	公営住宅⑬ 特定	190
124		公営住宅	天神団地(森団地)	公営住宅⑯ 1種	160
125		公営住宅	天神団地(森団地)	公営住宅⑩ 1種	160
126		公営住宅	天神団地(森団地)	公営住宅⑪ 1種	160
127		公園	中の島公園(天神川桜づつみ)	トイレ	46
128	平成7	公営住宅	天神団地(森団地)	公営住宅⑱ 特定	198
129		公営住宅	天神団地(森団地)	公営住宅⑳ 特定	198
130		公営住宅	天神団地(森団地)	公営住宅⑭ 1種	181
131		公営住宅	天神団地(森団地)	公営住宅⑮ 1種	181
132		公営住宅	天神団地(森団地)	公営住宅⑰ 1種	181
133		公営住宅	天神団地(森団地)	公営住宅⑲ 1種	181
134		公営住宅	天神団地(森団地)	公営住宅⑱ 1種	181
135		その他	道の駅楽市楽座トイレ	トイレ	20
136	平成8	公営住宅	三朝団地	公営住宅	144
137		その他	みささ図書館横トイレ	公衆用トイレ	39
138	平成10	スポーツ・レクリエーション系施設	三徳山ウォーキングセンター	ウォーキングセンター	180
139	平成11	スポーツ・レクリエーション系施設	三徳山参詣公衆便所	公衆トイレ	26
140	平成13	学校教育系施設	三朝町調理センター	調理センター	673
141		公園	大瀬公園(1号~3号)	トイレ	5
142	平成14	子育て支援施設	賀茂保育所	保育所	1,014
143	平成16	その他	三朝温泉周辺散策休憩施設	トイレ休憩コーナー	27
144	平成18	行政系施設	小河内消防ポンプ格納庫	消防ポンプ格納庫	33
145	平成20	行政系施設	大瀬消防車庫(多機能班)	消防車庫	40
146	平成24	子育て支援施設	みささこども園	こども園	1,396
147		行政系施設	入ノステーショ	車庫	239
148		子育て支援施設	みささこども園	倉庫1	6
149		子育て支援施設	みささこども園	倉庫2	6
150	平成25	町民文化系施設	三徳地区多目的研修会施設	玄関	7
151	平成26	スポーツ・レクリエーション系施設	三朝温泉観光商工センター	三朝温泉観光商工センター 事務所及び会議室	386
152		行政系施設	片柴消防車庫	片柴消防車 格納庫	46.57

④地区別の状況

地区別に保有している施設の棟数・面積ともに、三朝地区、旭地区で多くなっており、施設が2地区に集中していることがわかります。



連番	施設区分 (大分類)	小鹿地区	三徳地区	三朝地区	旭地区	竹田地区	合計 (棟)
1	行政系施設	1	2	15	2	2	22
2	町民文化系施設	1	2	2	2	1	8
3	社会教育系施設			5			5
4	スポーツ・レクリエーション系施設		2	8	9	5	24
5	学校教育系施設		10	10	9	7	36
6	子育て支援施設			3	1	2	6
7	保健・福祉施設			2			2
8	公営住宅			21	21		42
9	公園	1		1	1	1	4
10	その他			2	1		3
	合計 (棟)	3	16	69	46	18	152



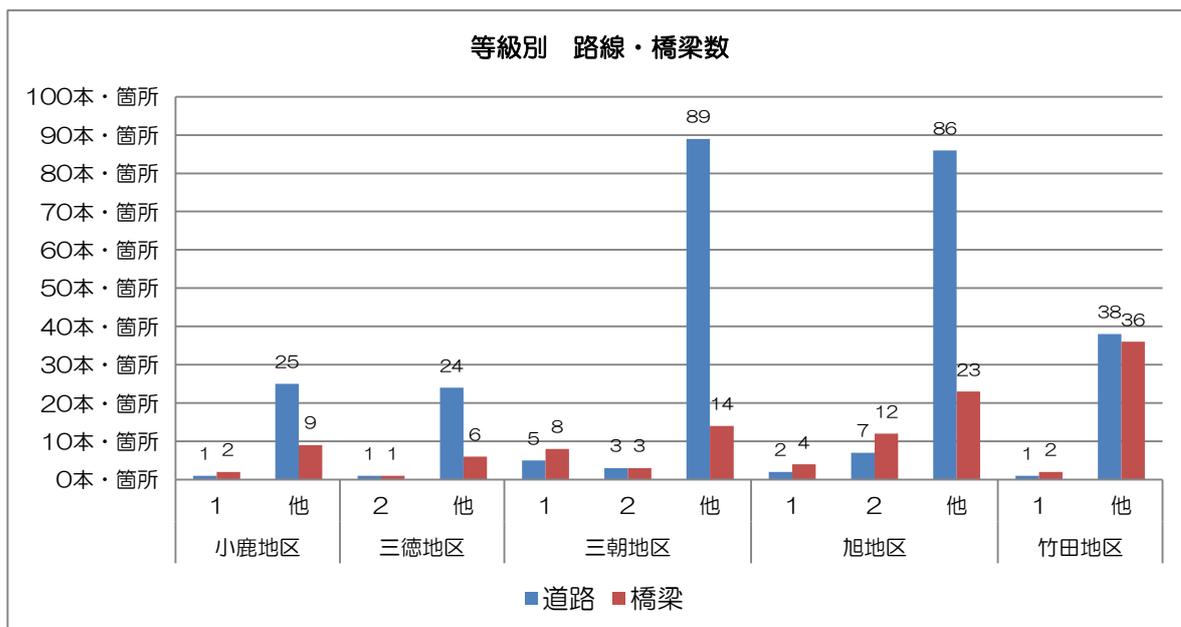
連番	施設区分 (大分類)	小鹿地区	三徳地区	三朝地区	旭地区	竹田地区	合計 (m ²)
1	行政系施設	35	73.57	3,577	85	85	3,855.57
2	町民文化系施設	908	803	3,266	651	341	5,969
3	社会教育系施設			1,800			1,800
4	スポーツ・レクリエーション系施設		206	12,336	2,587	1,155	16,284
5	学校教育系施設		2,795	4,505	6,681	2,419	16,400
6	子育て支援施設			1,408	1,014	382	2,804
7	保健・福祉施設			1,861			1,861
8	公営住宅			2,960	3,310		6,270
9	公園	54		5	46	11	116
10	その他			66	20		86
	合計 (m ²)	997	3,877.57	31,784	14,394	4,393	55,445.57

(2) 土木系公共施設

①施設の数量

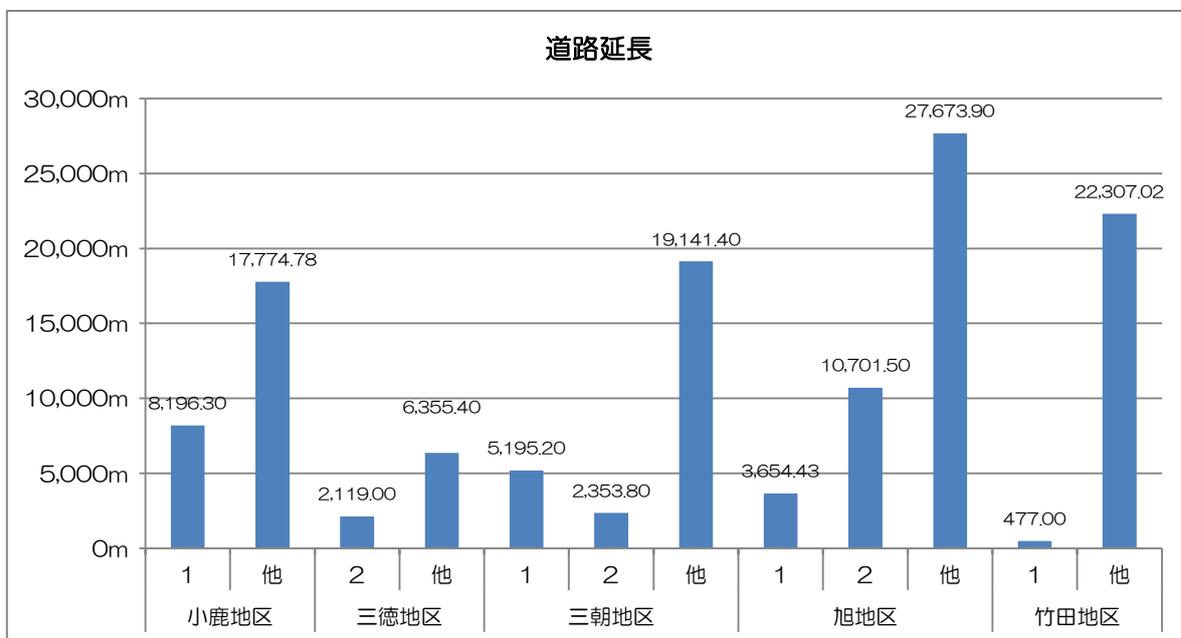
ア. 道路（橋りょう・トンネル含む。）

地区区分	等級	路線数（本）	橋梁数（箇所）
小鹿地区	1	1	2
	他	25	9
三徳地区	2	1	1
	他	24	6
三朝地区	1	5	8
	2	3	3
	他	89	14
旭地区	1	2	4
	2	7	12
	他	86	23
竹田地区	1	1	2
	他	38	36
合計		282	120



資料：道路台帳・橋梁台帳より

地区区分	等級	道路延長 (m)	橋梁延長 (m)	道路部面積 (㎡)	橋梁面積 (㎡)
小鹿地区	1	8,196.30	9.70	16,280.00	38.00
	他	17,774.78	144.74	108,605.88	964.12
三徳地区	2	2,119.00	32.00	8,850.00	128.00
	他	6,355.40	165.30	29,338.03	713.97
三朝地区	1	5,195.20	296.86	39,035.90	2,531.10
	2	2,353.80	38.50	25,942.75	252.25
	他	19,141.40	177.90	87,612.65	967.35
旭地区	1	3,654.43	33.07	22,824.05	176.95
	2	10,701.50	309.70	53,770.96	1,577.04
	他	27,673.90	308.60	130,414.54	1,341.46
竹田地区	1	477.00	109.40	3,217.30	721.70
	他	22,307.02	430.00	110,008.20	1,891.80
合計		125,949.73	2,055.77	635,900.26	11,303.74



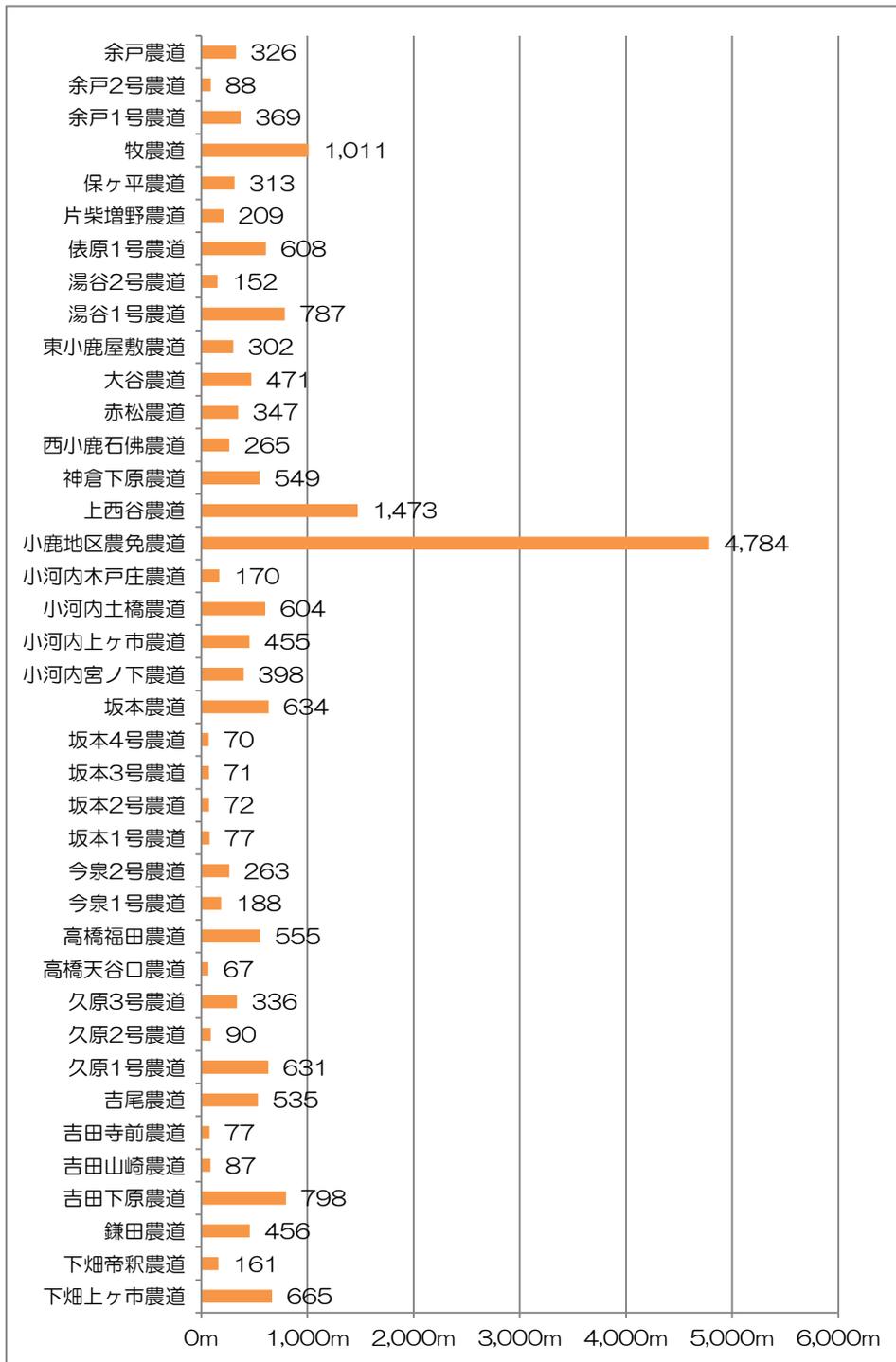
区分	種別	道路部面積 (㎡)	延長 (m)
道路	1 級町道	81,357.25	17,522.93
	2 級町道	88,563.71	15,174.30
	その他の町道	465,979.30	93,252.50
	合 計	635,900.26	125,949.73

区分	種別	橋梁面積 (㎡)	橋梁数 (箇所)
橋梁	PC 橋	4,011.15	17
	RC 橋	2,584.51	76
	鋼橋	4,700.88	26
	木橋	7.20	1
	合 計	11,303.74	120

資料：道路台帳・橋梁台帳より

イ. 農道

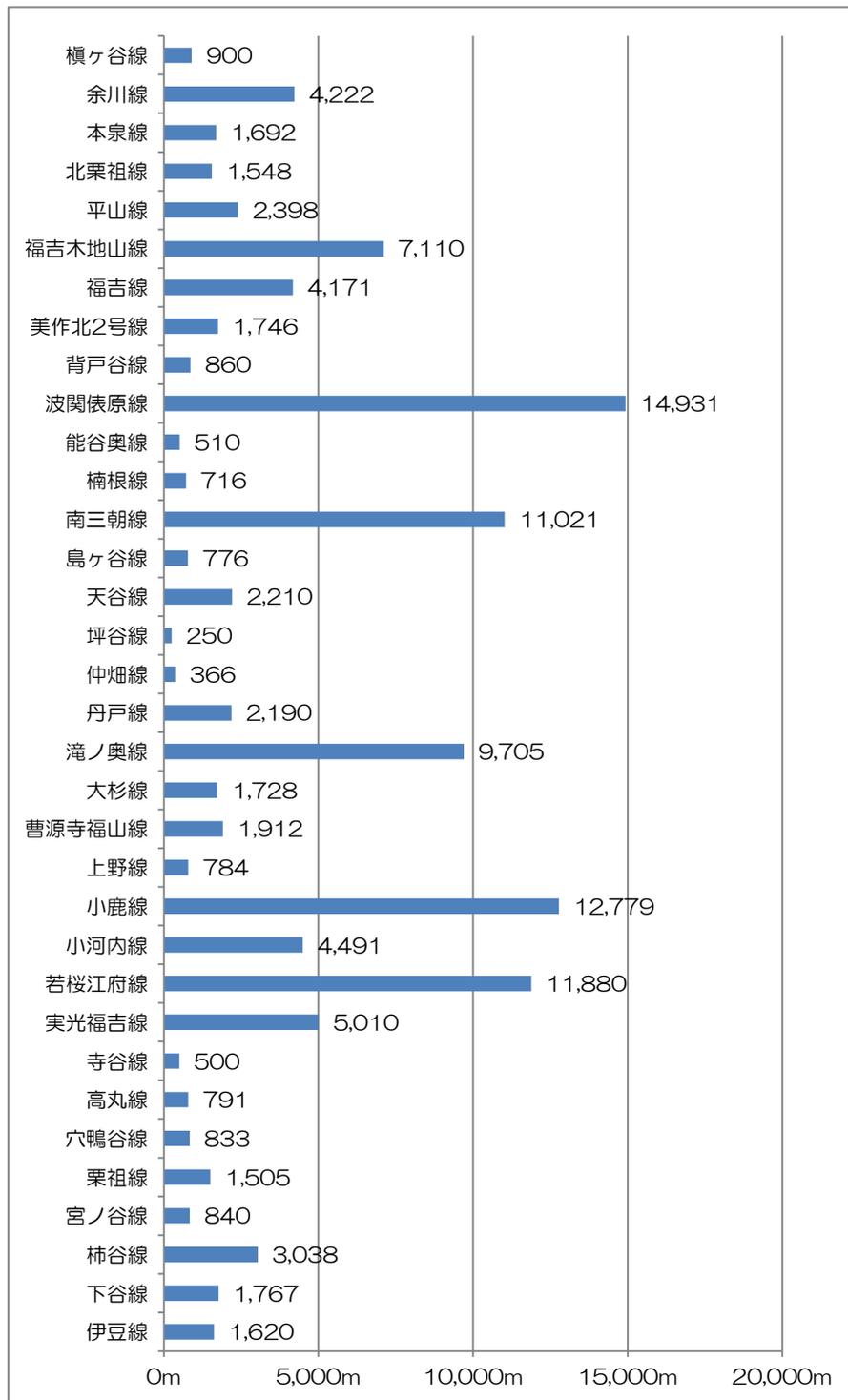
農道の総延長は、19,514mとなっています。



資料：農道台帳より

ウ. 林道

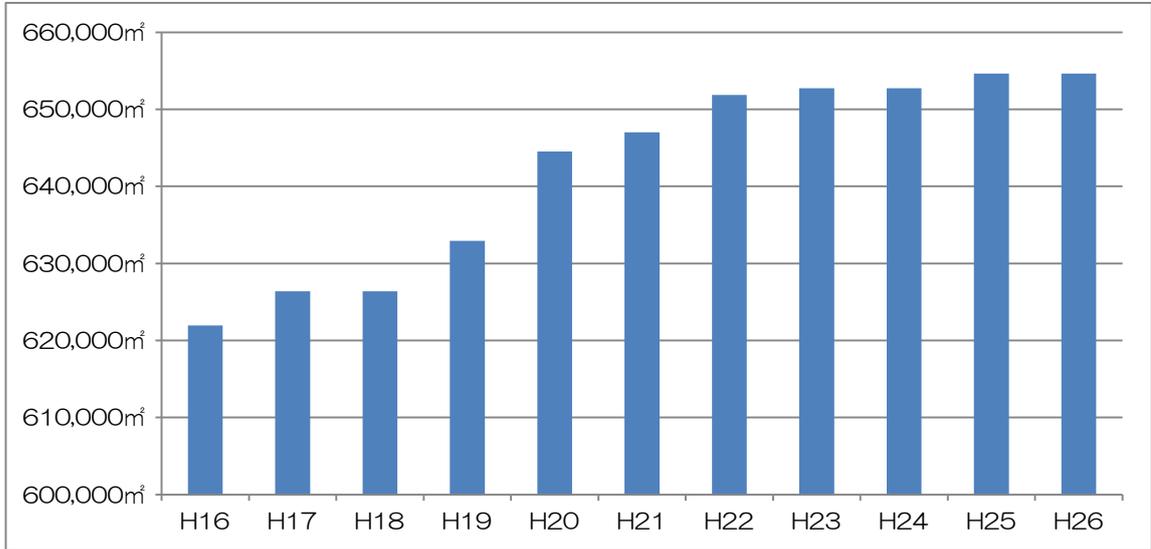
林道の総延長は、116,799mとなっています。



資料：林道台帳より

②年度別整備状況

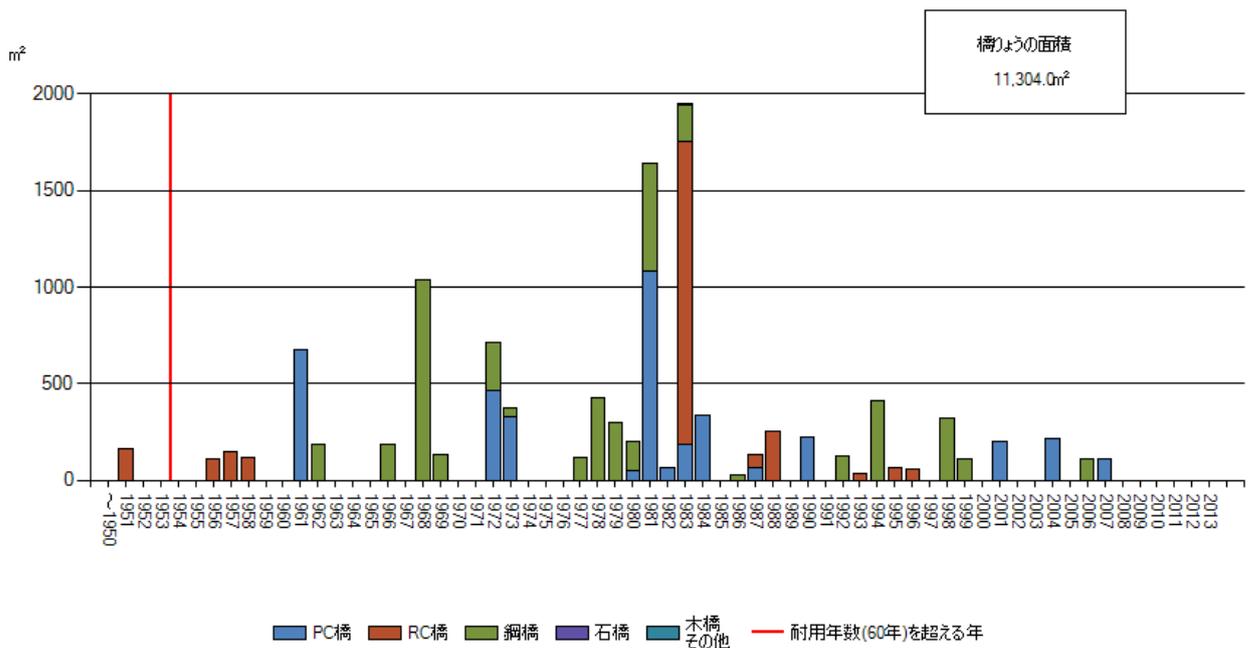
道路



資料：国土交通省道路局 道路施設現況調査より

道路の年度別の整備面積をみると、平成16年から平成26年までの11年間に32,693 m²整備されています。これは三朝町の道路全体の約5%に当たり近年道路整備がほとんど行われていないことが分かります。

橋梁



※総務省 公共施設等更新費用試算ソフト Ver.2 より算定

(3) 企業会計施設

①施設の数量

上水道

水道事業（法適用企業）

供用開始年月日	昭和 32 年 4 月～
導水管延長	1,000 m
送水管延長	4,560 m
配水管延長	50,900 m
浄水場施設数	3 箇所
配水池施設数	8 箇所

簡易水道事業（法非適用企業）

供用開始年月日	昭和 33 年 3 月～
導水管延長	232 m
送水管延長	26,828 m
配水管延長	50,571 m
配水池施設数	38 箇所
簡易水道の数	36 箇所

下水道

特定環境保全公共下水道事業（法非適用企業）

供用開始年月日		昭和 63 年 4 月～	
普及状況	全体計画人口	5,480 人	
	現在排水区域内人口	4,696 人	
	現在処理区域内人口	4,696 人	
	現在水洗便所設置済人口	4,466 人	
	全体計画面積	234 ha	
	現在排水区域面積	192 ha	
	現在処理区域面積	192 ha	
管渠	下水管布設延長	54 km	
	種別	汚水管	54 km
		雨水管	— km
		合流管	— km

農業集落排水事業（法非適用企業）

供用開始年月日		平成6年4月～	
普及状況	全体計画人口	1,900 人	
	現在排水区域内人口	1,332 人	
	現在処理区域内人口	1,332 人	
	現在水洗便所設置済人口	1,206 人	
	全体計画面積	146 ha	
	現在排水区域面積	90 ha	
	現在処理区域面積	90 ha	
管渠	下水管布設延長	20 km	
	種別	汚水管	20 km
		雨水管	－ km
		合流管	－ km

林業集落排水事業（法非適用企業）

供用開始年月日		平成10年4月～	
普及状況	全体計画人口	60 人	
	現在排水区域内人口	31 人	
	現在処理区域内人口	31 人	
	現在水洗便所設置済人口	23 人	
	全体計画面積	2 ha	
	現在排水区域面積	2 ha	
	現在処理区域面積	2 ha	
管渠	下水管布設延長	1 km	
	種別	汚水管	1 km
		雨水管	－ km
		合流管	－ km

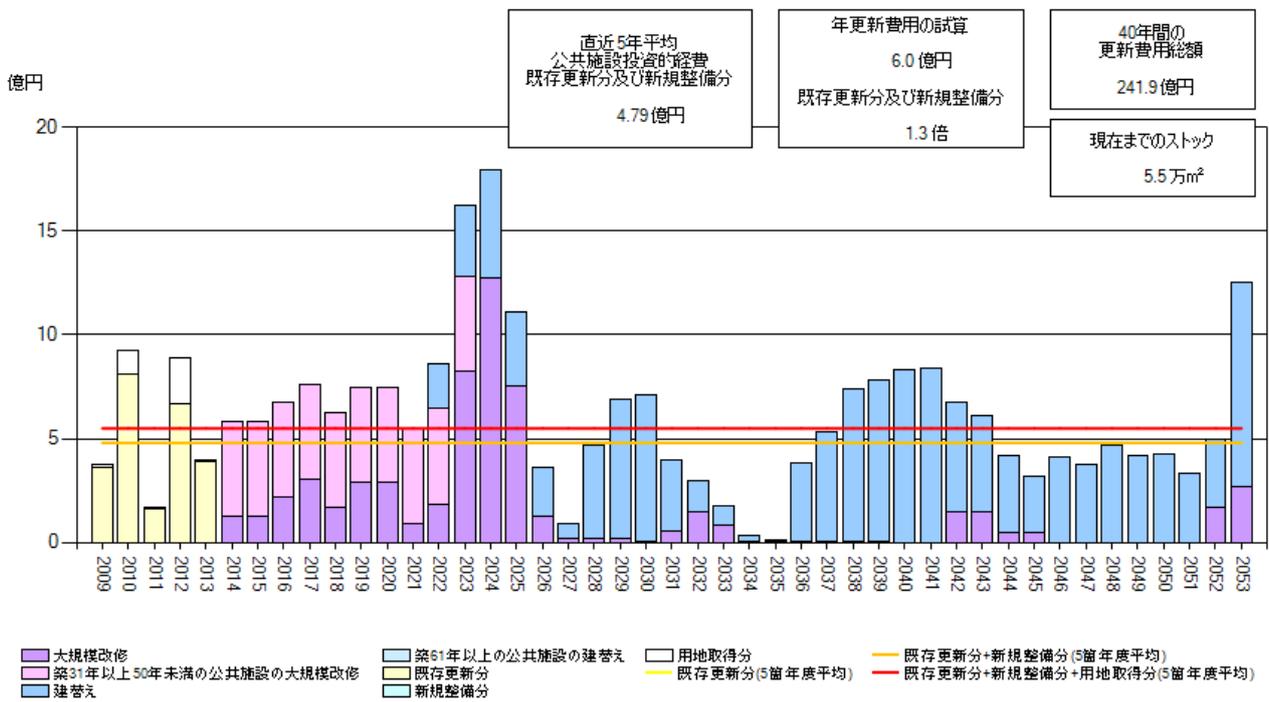
小規模集合排水処理事業（法非適用企業）

供用開始年月日		平成 11 年 4 月～	
普及状況	全体計画人口	230 人	
	現在排水区域内人口	161 人	
	現在処理区域内人口	161 人	
	現在水洗便所設置済人口	131 人	
	全体計画面積	13 ha	
	現在排水区域面積	13 ha	
	現在処理区域面積	13 ha	
管渠	下水管布設延長		3 km
	種別	污水管	3 km
		雨水管	— km
		合流管	— km

3 将来の更新費用の見通し

(1) 建築系公共施設の更新費用の試算結果

本町が所有する公共施設について、すべて大規模改修を実施し、現状規模のまま建て替えを行った場合、今後40年間で241.9億円の更新費用総額を要し、40年間で平均すると、毎年6.0億円かかる試算となりました。これは、直近5年平均の公共施設にかかる投資的経費（約5.5億円）の約1.1倍となります。今後、財政状況はさらに厳しくなることが予測され、現状のままの施設の規模をそのまま維持することは、困難であると考えられます。既存施設への機能の集約化、利用者ニーズの変化に対応した施設の在り方についての検討が必要となります。



※総務省 公共施設等更新費用試算ソフト Ver.2 より算定

公共施設等更新費用試算ソフト（総務省）の更新費用シミュレーション条件

- 更新費用の推計額
事業費ベースでの計算とする。
一般財源負担見込み額を把握することが困難であるため。
- 計算方法
耐用年数経過後に現在と同じ延べ床面積等で更新すると仮定して計算する。

延べ床面積×更新単価
- 更新単価
すでに更新費用の試算に取り組んでいる地方公共団体の調査実績、設定単価を基に用途別に設定された単価を使用する。また、建て替えに伴う解体、仮移転費用、設計料等については含むものとして想定している。
- 大規模改修単価
建て替えの6割と想定し、この想定単価を設定する。
- 耐用年数
標準的な耐用年数とされる60年を採用することとする。
日本建築学会「建物の耐久計画に関する考え方」より
- 大規模改修
建設後30年で行うものとする。
- 地域格差
地域差は考慮しないものとする。
- 経過年数が31年以上50年までのもの
今後10年間で均等に大規模改修を行うものとして計算する。
- 経過年数が51年以上のもの
建て替え時期が近いので、大規模改修は行わずに60年を経た年度に建て替えるものとして計算する。
- 耐用年数が超過しているもの
今後10年間で均等に更新するものとして計算する。
- 建て替え期間
設計、施工と複数年度にわたり費用がかかることを考慮し、建て替え期間を3年間として計算する。
- 修繕期間
設計、施工と複数年度にわたり費用がかかることを考慮し、修繕期間を2年間として計算する。

総務省公共施設等更新費用試算ソフト 更新単価

施設用途	大規模改修	建替え
町民文化系施設	25 万円/㎡	40 万円/㎡
社会教育系施設	25 万円/㎡	40 万円/㎡
スポーツ・レクリエーション系施設	20 万円/㎡	36 万円/㎡
産業系施設	25 万円/㎡	40 万円/㎡
学校教育系施設	17 万円/㎡	33 万円/㎡
子育て支援施設	17 万円/㎡	33 万円/㎡
保健・福祉施設	20 万円/㎡	36 万円/㎡
医療施設	25 万円/㎡	40 万円/㎡
行政系施設	25 万円/㎡	40 万円/㎡
公営住宅	17 万円/㎡	28 万円/㎡
公園	17 万円/㎡	33 万円/㎡
供給処理施設	20 万円/㎡	36 万円/㎡
その他	20 万円/㎡	36 万円/㎡

施設用途	更新年数	更新単価
道路	15 年	4,700 円/㎡
橋りょう (RC、PC、石、木橋)	60 年	413 千円/㎡
橋りょう(鋼橋)	60 年	500 千円/㎡
上水道	40 年	100~923 千円/㎡
下水道	50 年	124 千円/㎡

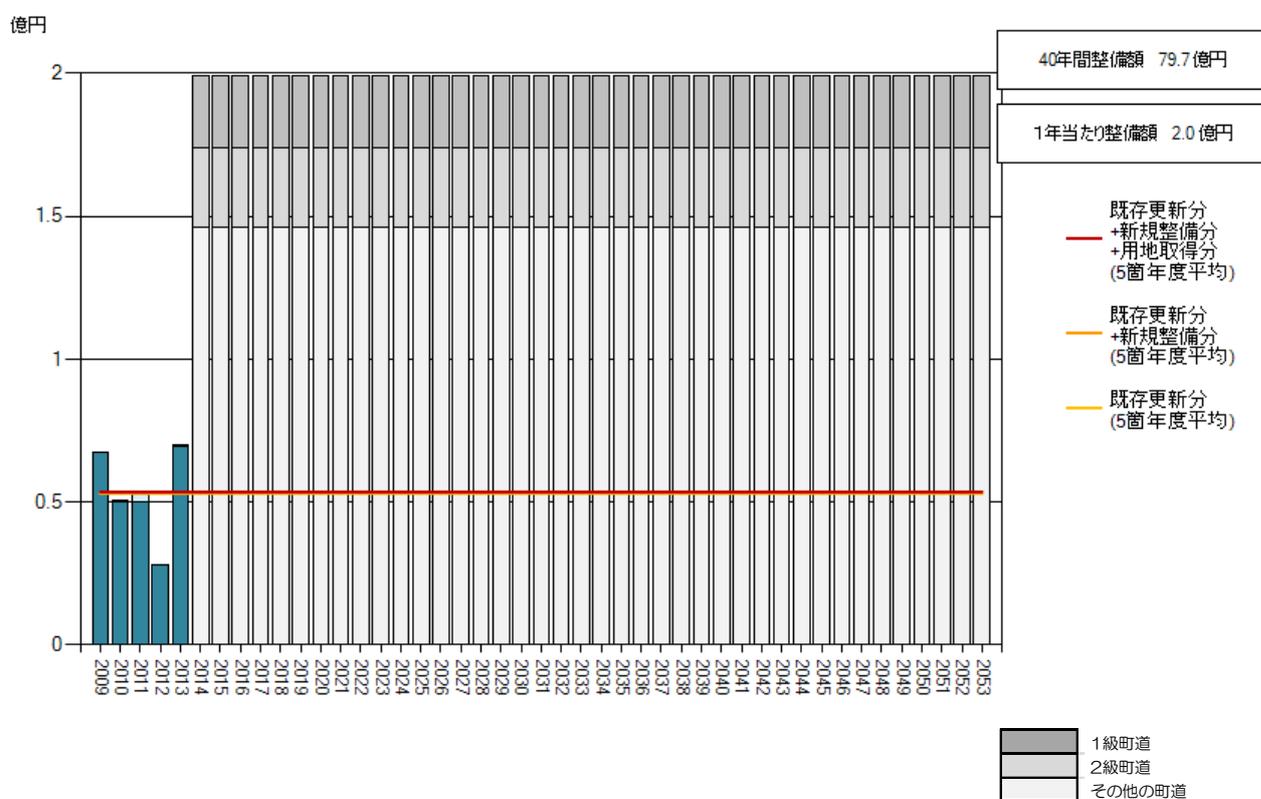
(2) 土木系公共施設の更新費用の試算結果

①道路

道路の将来の更新費用を試算した結果、現状規模のまま更新を行った場合、今後40年間で79.7億円（年平均2億円）かかることが分かりました。

また、直近5カ年の道路にかかる投資的経費をみると年平均で約5,400万円となっています。

更新費



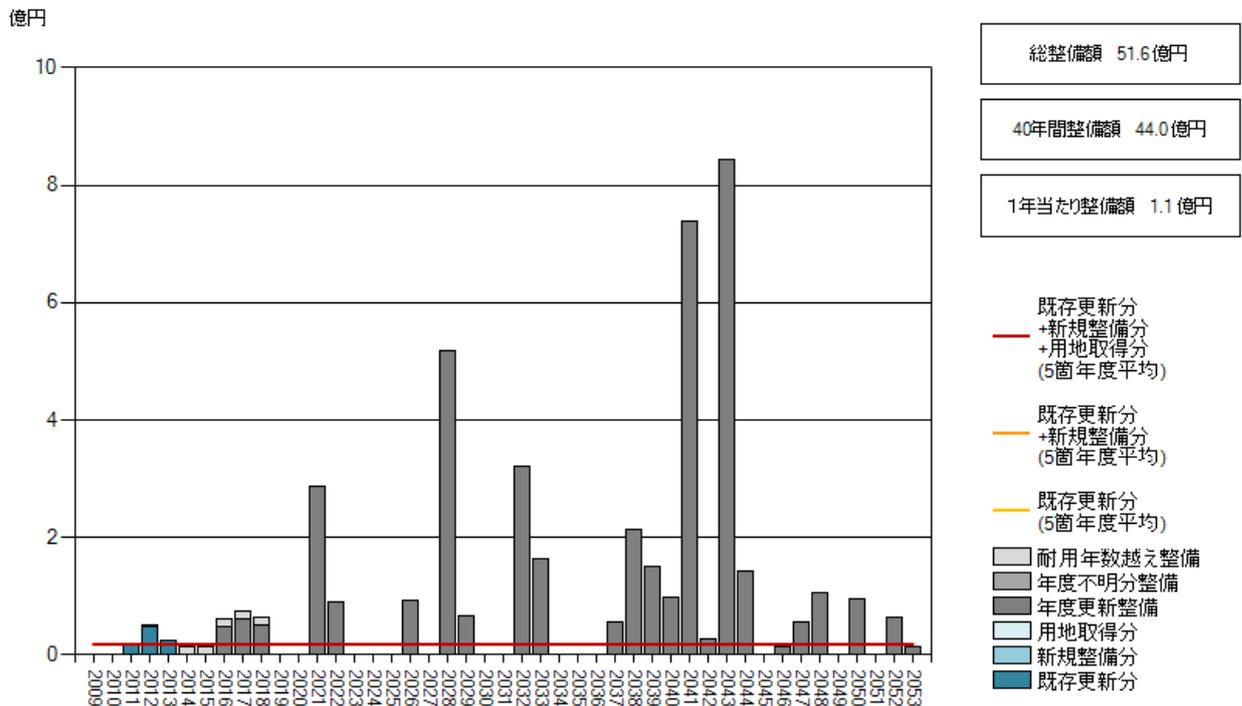
※総務省 公共施設等更新費用試算ソフト Ver.2 より算定

②橋梁

橋梁の将来の更新費用を試算した結果、現状規模のまま更新を行った場合、今後40年間で51.6億円（年平均1.1億円）かかることが分かりました。

また、直近5カ年の橋梁にかかる投資的経費をみると、年平均で約3,100万円となっています。

更新費



※総務省 公共施設等更新費用試算ソフト Ver.2 より算定

※ 橋梁長寿命化修繕計画（対象：橋長 15m以上の 38 橋）

なお、橋梁長寿命化修繕計画によると、修繕費は、対処型で 1,300 万円／年、予防型で 900 万円／年と試算されています。

単位：百万円

	2010～ 2014年	2015～ 2019年	2020～ 2024年	2025～ 2029年	2030～ 2034年	2035～ 2039年	2040～ 2044年	2045～ 2049年	2050～ 2054年
対処型累計額	53	134	197	240	349	394	432	538	600
予防型累計額	188	239	260	266	283	358	394	408	411

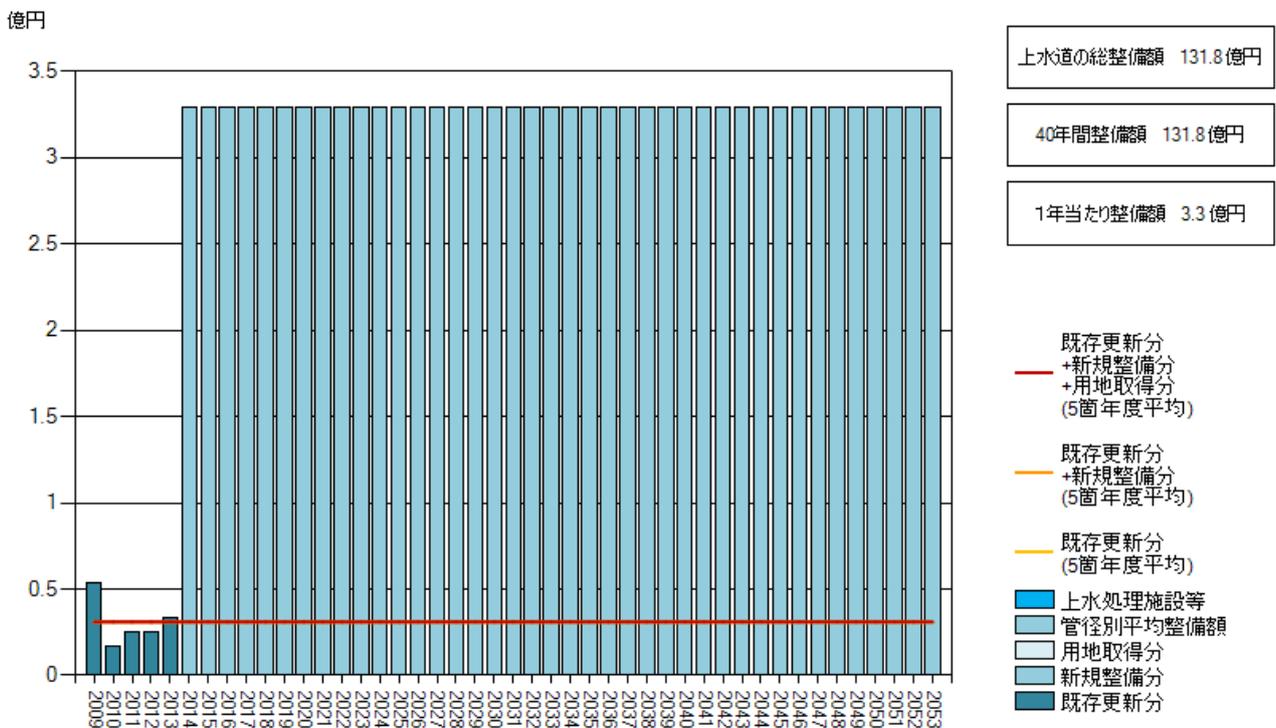
(3) 企業会計施設の更新費用の試算結果

①上水道施設（簡易水道含む。）

上水道施設の将来の更新費用を試算した結果、現状規模のまま更新を行った場合、今後40年間で131.8億円（年平均3.3億円）かかることが分かりました。

また、直近5カ年の上水道施設（簡易水道含む。）にかかる投資的経費をみると、年平均で約3,100万円となっています。

更新費



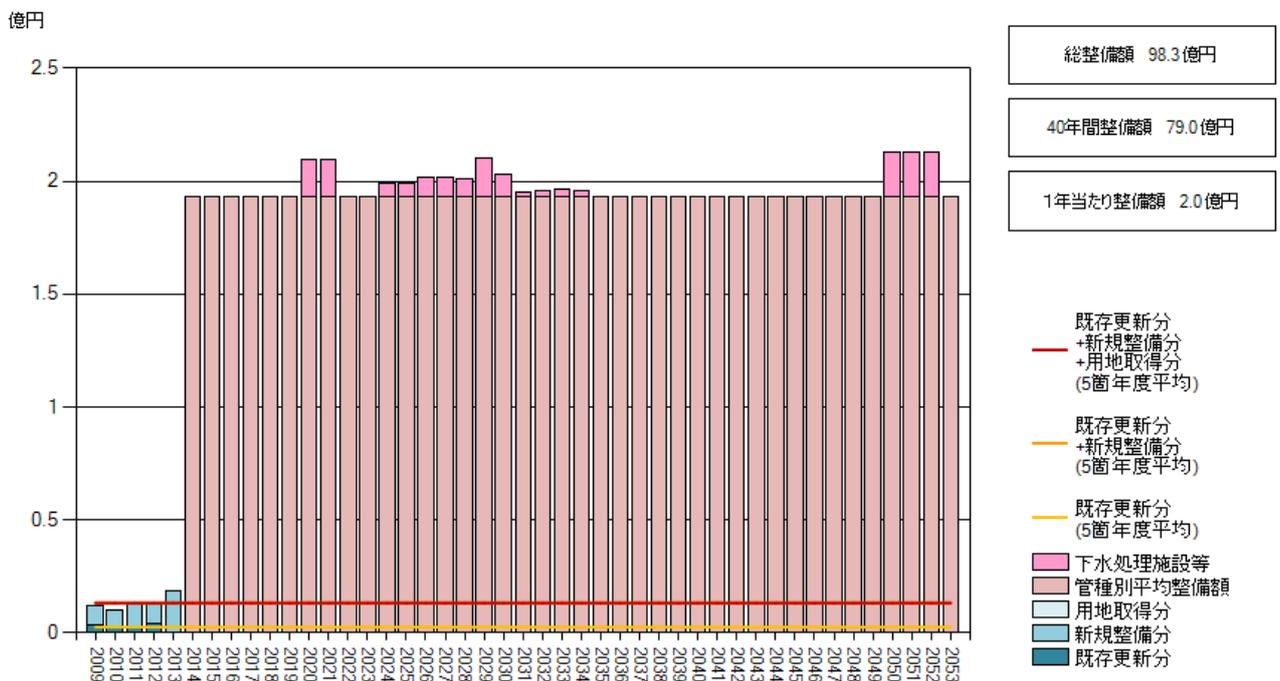
※総務省 公共施設等更新費用試算ソフト Ver.2 より算定

②下水道施設（集落排水等含む。）

下水道施設の将来の更新費用を試算した結果、現状規模のまま更新を行った場合、今後40年間で98.3億円（年平均2.0億円）かかることが分かりました。

また、直近5カ年の下水道施設（集落排水等含む。）にかかる投資的経費をみると、年平均で約1,400万円となっています。

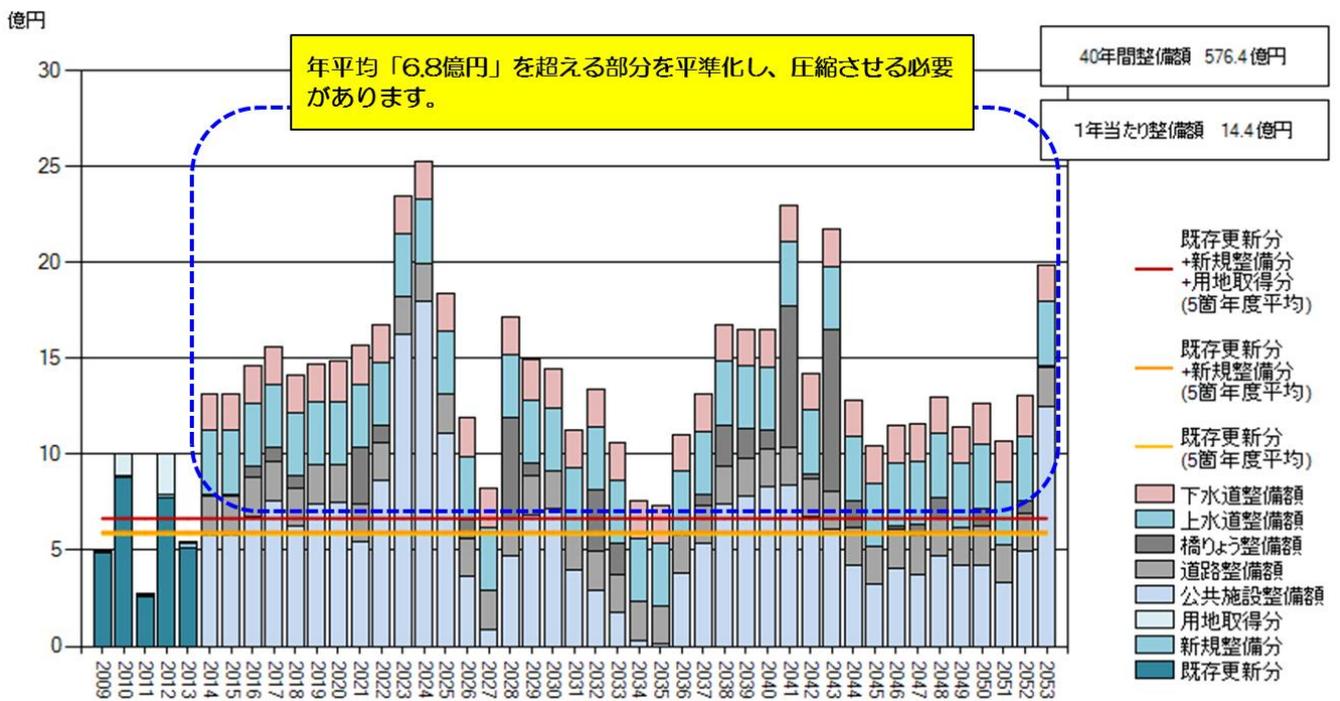
更新費



※総務省 公共施設等更新費用試算ソフト Ver.2 より算定

(4) 公共施設等全体の更新費用

建物系、土木系、企業会計すべての公共施設の更新費用を試算した結果、今後40年間で576億3千万円(年平均14億4千万円)かかることが分かりました。過去5年の公共施設にかかる投資的経費と比較すると、年平均約6億8千万円ですので、毎年約7億6千万円の不足が見込まれています。特に、土木系、企業会計に関する投資的経費が不足しており、金額ベースで、約53%(6.8億円/14.4億円 - 1)圧縮(削減)させる必要があります。



※総務省 公共施設等更新費用試算ソフト Ver.2 より算定

(単位：百万円)

	建物系	土木系	企業会計	合計
更新費用 (40年間平均)	600	310	530	1,440
投資的経費 (5ヶ年平均)	550	85	45	680
不足額	▲ 50	▲ 225	▲ 485	▲ 760

第3章

公共施設等総合管理計画の目的等

1 公共施設等総合管理計画の目的

我が国では、厳しい財政状況が続く中で、今後も、人口減少等により歳入の減少が予想されています。地方公共団体では、早急に公共施設等の需要の変化や管理状況を把握し、長期的な視点をもって、計画的な維持管理を行うことにより、財政負担を軽減・平準化することが必要となっています。

本町においても、長期的展望において人口は減少し、これに伴い歳入の減少が予測されています。また、これまで整備してきた公共施設等（道路、橋梁、上下水道等「インフラ」資産及び庁舎、図書館、校舎等「ハコモノ」資産、その他）が時間の経過とともに徐々に老朽化しており、その安全性と機能性を確保するための維持管理、更新等に要する費用は大きくなることが予想されています。

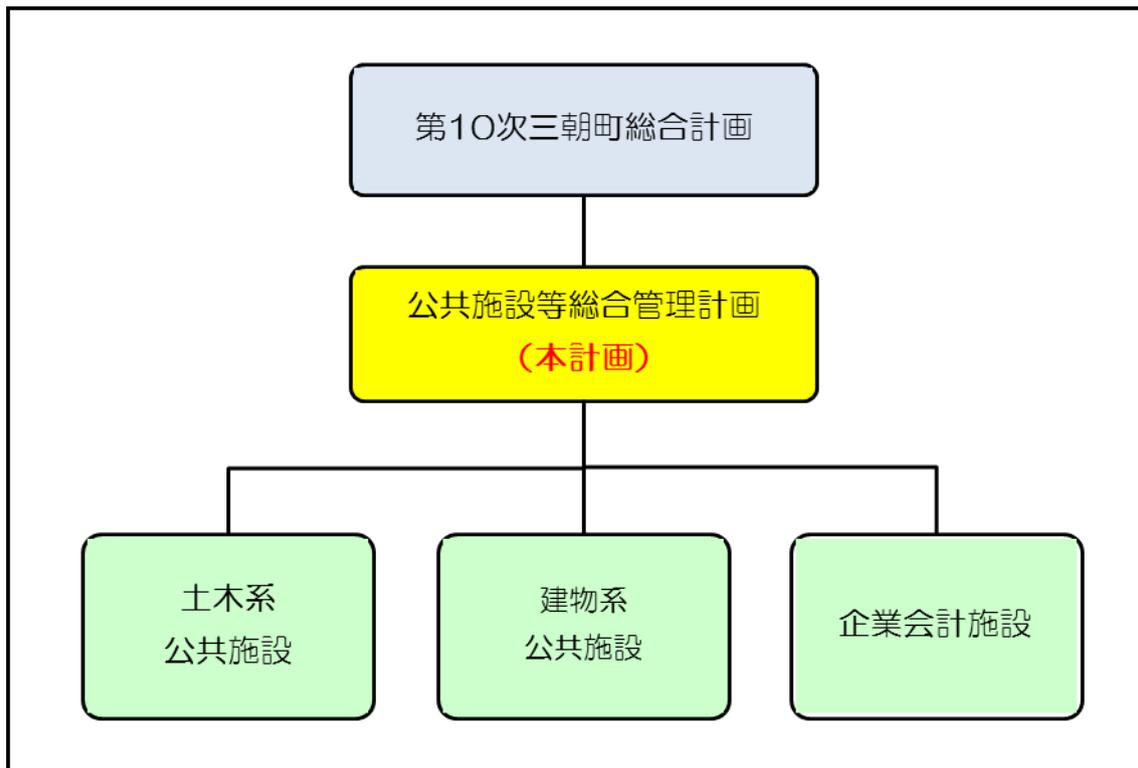
このような背景を踏まえ、本町では、公共施設等の計画的な維持管理及び公共施設等の更新にかかる財政負担の軽減・平準化を目的として、「公共施設等総合管理計画」を作成しました。

本計画書は、「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針の策定について」（平成26年4月22日付総財務第75号総務省自治財政局財務調査課長通知）で示された「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」に準拠し、「インフラ長寿命化基本計画」（平成25年11月29日インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議決定）を参考として策定しています。

2 公共施設等総合管理計画の位置付け

本計画は、本町の上位計画である「第10次三朝町総合計画」を下支えする計画であり、各政策分野の中で公共施設面の取組みに対して横断的な指針を提示するものです。また平成21年3月に策定した「橋りょう長寿命化計画」、これから作成すべき「耐震化・長寿命化計画」などの個別の公共施設計画については、本計画を上位計画と位置づけ、本計画の方針との整合性や計画自体の実現可能性を図っていくこととします。

なお、「中部広域都市圏域」における本町の発展方向と広域的位置づけが、「温泉地の多目的健康増進施設や文化施設とその背景に広がる自然的・歴史的景勝地を活かした滞在性のある健康・保養型の圏域中心観光拠点及び定住拠点の形成を目指す。」とあることから、これらに関する公共施設やインフラ資産の充実が重要となってくることに留意する必要があります。



3 公共施設等総合管理計画の計画期間

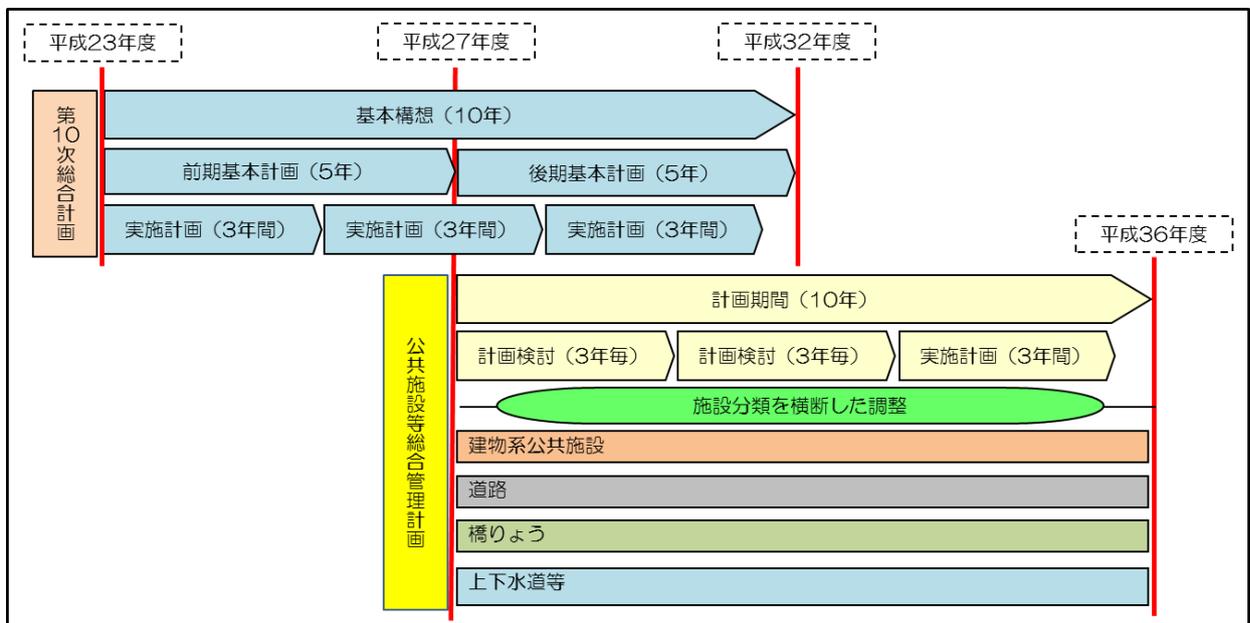
本計画期間は、「第10次三朝町総合計画」との整合性を図る必要があることから、当該三朝町総合計画の基本構想、基本計画、実施計画をふまえて、「10年間」とすることとします。

なお、当該三朝町総合計画の基本構想の期間としては、平成23年度を初年度とし、平成32年度を目標年度とした10年間としており、基本計画の期間は、平成23年度から平成27年度までの5年を「前期基本計画」、平成28年度から平成32年度までの5年を「後期基本計画」としています。

また、実施計画については、基本計画で示した施策のうち、社会情勢の変化や財政事情などを勘案しながら3年ごとに検討を加えて策定していくことになっています。

本計画のローリング（施策・事業について、現実と長期計画のズレを埋めるために、転がすように見直しや修正等を定期的に行っていく方法をいう。）については、3年間ごとに見直しを行うことを基本とするとともに、歳入・歳出額の変動や扶助費等の増大、更新費用試算条件の変更などの場合に、適宜見直しを行うこととします。

イメージは、以下のとおりです。



第4章

公共施設等の管理に関する基本方針

1 公共施設における現状と課題

公共施設等は本来、住民の方々に公共サービスを提供するためのツールであり、適切に利用されて初めてその効果を発揮します。そのため、社会経済状況や時間の経過によって変化する住民ニーズ等を的確にとらえ、最大限に有効利用されることを目指すものとします。

(1) 住民ニーズの変化

数量の適正性：少子化の進展等により、町全体の人口が減少に転じています。一方、住民ニーズに対応して公共施設等の数量は増加しており、今後、公共施設等の数量は人口に比較して過剰な状況が続くと予想されるので、数量を適正に保つための施策が必要となります。

①用途転用又は複合化による既存公共施設の有効活用

建物は、長期間の存続を前提に整備されるが、その間に公共施設に期待する住民ニーズが変化する場合があります。

この場合、建物を支える耐久性の高い構造躯体を活用しつつ、内装のみを改修する「用途(機能)転用」や一棟の建物に複数の機能を盛り込む「複合化」によって、住民ニーズの変化に適切に対応することが重要と考えます。

②公平性に基づく受益者負担の適正化

公共施設の維持管理などに要する経費(コスト)は、町の税などの一般財源と施設利用者による受益の対価(使用料等)から賄われています。

公共施設の使用料などは、公共施設を利用する人としらない人との公平性に考慮して施設利用者には公平で適正な負担を求めることが重要と考えられます。また、社会経済環境の変化や利用実態に合わせて、使用料などを適切に設定する必要があります。

(2) 施設の老朽化

品質の適正性：公共施設等の多くが昭和51年から平成7年に建設されており、平成28年から平成47年にかけて建設から40年経過するため、老朽化や機能の陳腐化が発生します。したがって、施設の品質を適正に保つには大規模な改修や更新が必要であり、その時期が集中することとなります。

①既存公共施設の長期使用と予防保全・機能改善

新耐震基準で整備された公共施設や耐震補強工事を行った公共施設は、定期的に修繕工事を実施することで長寿命化を図り、将来にわたり有効活用します。

特に、有料で貸し出す公共施設を中心に、不具合発生の都度修理を行う「事後保全」から、事故が起こる前に計画的に実施する「予防保全」への転換を目指すことで、既存公共施設を良好な状態に保つことが重要であると考えます。

また、スロープや手すりなどのバリアフリー対応、太陽光発電設備などの環境対応、省エネ対策などで時代の要求に即した改修工事を実施することも重要と考えられます。

(3) 財源の不足

コスト（財務）の適正性：少子化等に伴う生産年齢人口の減少が続いており、町税の減収が続くと見込まれますが、高齢化等に伴う扶助費の高止まりが予想され、公共施設等の維持更新費に対し財源不足が予想されます。一方、今後40年間に改修や更新の必要な施設が数多くあり、改修・更新コストの増加が見込まれるので、コスト（財務）の適正性を保つ施策が求められます。

①人口動態などに基づいた全体面積のコントロール

公共施設の整備・更新時期を迎えることによって、多額の更新費が見込まれます。また、公共施設を適切に維持管理して、運営するためには、様々な費用が必要となります。

そのため、公共施設全体の延床面積は、本町の人口や人口構成の変化、費やせる財源などに沿って適切に調整する必要があります。この場合、本町における面積標準があると一つの判断基準となります。政策的には新設が必要な場合であっても、全体の延床面積を一定の範囲内にコントロールしながら、費用対効果を十分に検証して整備することが重要と考えられます。

また、利用されていない施設の部分を撤去して、耐震性能や通風性などの空間の価値を高めながら、規模の適正化を図る「減築」といった手法も検討します。不要と判断された施設は解体等により延床面積を縮減し、維持更新費の削減を行います。削減された費用は他の設備の維持更新費に回すことにより、財政の負担を軽くすることを検討していきます。

②民間への整備費補助と不要施設の売却

公共の担い手が多様化する最近では、行政が直接整備するよりも効果が見込める場合などには、公共サービスを担う民間や自治会、社会福祉法人、NPO 法人などに施設整備費を補助することで、公共サービスを提供する方法も考えられます。

また、廃止した公共施設や不要と判断された施設を積極的に売却し、売却資金を次の整備費用や改修費用の一部として活用したり、基金として積み立てたりすることで、公共施設を通じて資金が循環するシステムを構築することも重要と考えられます。

2 公共施設等の維持管理方針

(1) 点検・診断等の実施方針

今後の公共施設等の点検・診断等の実施方針について記載すること。なお、点検・診断等の履歴を集積・蓄積し、総合管理計画の見直しに反映し充実を図るとともに、維持管理・修繕・更新を含む老朽化対策等に活かしていくべきであること。

①点検・保守・整備

建物は、数多くの部品、部材や設備機器などさまざまな素材が組み合わされて構成され、それらはそれぞれの目的と機能を持っています。それらの部材、設備は使い方や環境及び経年変化から生じる汚れ、損傷、老朽化の進行に伴い本来の機能を低下させていきます。

日常管理は、建物を維持管理するための日常の点検・保守によって、建物の劣化及び機能低下を防ぎ、建物をいつまでも美しく使うために重要な業務です。

点検には、日常点検の他に、定期点検や臨時点検などがあり、自ら実施する場合と、専門家に依頼する場合があります。委託契約により実施している保守・点検・整備がある場合には、委託契約どおりに実施されているかどうか、委託先から確実に報告を受け、実態を把握するようにしていきます。

保守・点検・整備については、その履歴を記録し、集積・蓄積して老朽化対策等に活かすことが重要となり、点検範囲、点検周期を明確にしておくことも重要となります。

②施設の診断

ア. 診断の実施方針

公共施設等の診断の対象となる評価項目を列挙したものになります。

現況把握のための施設診断では、施設の安全性、耐久性、不具合性及び適法性が最低限必要な診断項目となります。

本町で必要とする品質・性能が把握できる評価項目について、簡易な診断を実施します。耐震診断、劣化診断、衛生・空気質診断など、既往の診断があるものはそのデータを活用します。

診断は、経年的な施設の状況を把握するため、定期的（本町では5年ごと）に行うことが望ましく、その記録を集積・蓄積して計画的な保全に活用することになります。

イ. 施設の長寿命化と施設診断

施設の長寿命化を図るには、上記の診断項目に加えて、快適性、環境負荷性、社会性、耐用性など種々の性能が要求されます。

本町に必要な評価項目を選択し、評価方式を構築した上で、公共施設の主要な全施設について施設ごとに評価を行い、施設の課題と優先度を判断できるようにしていきます。

公共施設診断の対象となる評価項目

評価項目		内 容
安全性	① 安全性	敷地安全性（耐災害）、建物耐震・耐風・耐雪・耐雨・耐落雷安全性、防火安全性、事故防止性、防犯性、空気質・水質安全性
	② 耐久性	建物部位（構造・外装など）の耐久性・劣化状況
	③ 耐用性	経過年数と耐用年数、変化に対する追従性、計画的な保全・大規模改修
	④ 保全性	維持容易性、運営容易性、定期検査の履行
	⑤ 適法性	建築法規、消防法、条例
機能性	⑥ 不具合性	施設各部位（構造・仕上・付帯設備・建築設備）の不具合性
	⑦ 快適性	施設快適性（室内環境・設備）、立地利便性
	⑧ 情報管理の妥当性	情報収集、情報管理、情報利活用
環境性	⑨ 環境負荷性	施設の環境負荷性（省エネ、有害物質除去など）
社会性	⑩ 社会性	地域のまちづくりとの調和、ユニバーサルデザイン（バリアフリー化）
	⑪ 顧客満足度	顧客満足度、職員満足度
	⑫ 施設充足率	地域別施設数量の適正性、用途別施設数量適正性、余剰スペース
	⑬ 供給水準の適正性	供給数量適正性（敷地面積、建物面積など）
	⑭ 施設利用度	施設利用率、空室率
経済性	⑮ 体制・組織の妥当性	管理体制、トップマネジメントへの直属性
	⑯ 点検・保守・改修コストの適正性	点検・保守費、清掃費、警備費、改修費・大規模改修費、更新費
	⑰ 運用コストの適正性・平準化	運用費、水道光熱費
	⑱ ライフサイクルコストの適正性	ライフサイクルコスト

資料: FM 評価手法・JFMES13 マニュアル(試行版)を参考に作成

(2) 維持管理・修繕・更新等の実施方針

維持管理・修繕・更新等の方針にあたっては、予防保全型維持管理の考え方を取り入れ、トータルコストの縮減・平準化を目指し、必要な施設のみ更新するなどの項目を記載すること。

なお、更新等の方針については、統合や廃止の推進方針との整合性や公共施設等の供用を廃止する場合の考え方について留意すること。

また、維持管理・修繕・更新等の履歴を集積・蓄積し、総合管理計画の見直しに反映し充実を図るとともに、老朽化対策等に活かしていくべきであること。

①維持管理・修繕の実施方針

建物を使用するには、設備機器の運転や清掃、警備保安が必要となります。その中でも機器の運転は、日常の点検、注油、消耗品の交換、調整が欠かせないものです。

清掃は、建物の環境を常に衛生的な状態に維持し、快適性を高め、また建物の劣化を防止する役割として重要な業務となります。

廃棄物処理については、事業系の一般廃棄物について軽減施策を立案し実践することが使命となります。

維持管理及び修繕にあたっては、自主的に管理し、計画的・効率的に行うことによって、維持管理費・修繕費を平準化し、建物にかかるトータルコストを縮減することを目指していきます。

修繕・小規模改修については、日常管理、定期管理において発生する不具合に対する対応であるので、対処する体制の構築をしていくことが重要となります。

標準的な日常、定期管理業務

日常 業務	施設の日常巡視点検	建物の構造部、仕上げ部分、各設備などを主として点検
	計画修繕・計画改修	あらかじめ計画されていて実施中の修繕・改修の点検
	日常の環境保全	日常の清掃、植栽、廃棄物の処理、飲料水の計測など
	警備保安	日常の警備、防犯、入退館管理
	事故や災害など緊急事態に対する業務	事故や災害など緊急事態に対する日常の備え
定期 業務	法定業務	法令にしたがって、日常および定期的に保全し、機能・性能の劣化或いは環境衛生の問題について各種の検査・想定などを行い、必要な修繕・改修を早期に実施し適法な状態を保つと同時に行政庁へ報告
	自主業務	施設の保全、省エネルギー管理、日常・定期・特別清掃などの環境衛生管理、施設の診断および修繕・改修、図書類の管理、各種の記録など

資料：(社)建築・設備維持保全推進協会（BELCA）の「建築・設備点検基準表」および「ビル管理に関する法的届出および維持管理業務一覧表」、(社)東京ビルメンテナンス協会の「建築物清掃標準仕様・建築物品質評価表」、全国ビルメンテナンス協会の「清掃業務品質インスペクター制度」、(株)日本ビル新聞社の「ビルメンテナンスの積算と見積」を参考に作成

②更新・改修の実施方針

計画的な保全では、不具合が発生したその都度対応する事後保全ではなく、実行計画を策定し実施していくことが重要です。

施設の経年変化には、法規の改正による既存不適格の発生も含まれるので、適法性の管理も必要となります。

適法性の主な管理項目

適法性管理	関連法規適法性	建物に関する法令	建築基準法、耐震改修促進法、品確法、学校保険法、医療法、児童福祉法、駐車場法、文化財保護法、建築物管理法、労働安全衛生法
		消防に関する法令	消防法
		環境に関する法令	廃棄物処理法、グリーン購入法、省エネルギー法、公害防止法
		不動産に関する法令	不動産登記法、宅地建物取引業法、借地借家法
	定期検査の履行	建物定期検査	消防用設備等点検、昇降機定期検査、水質・水道施設の検査、空気質検査、特殊建築物の定期検査、
		建築設備定期検査	建築設備の定期検査、ガス消費機器の調査、電気工作物の調査、自家用電気工作物の点検

建物を更新しないで長期にわたって有効に活用するためには、建築の基本性能を、利用目的に合致した最適な状態に維持あるいは向上することが必要となります。そのため、建物内部の設備、内装部分を適切なタイミングで簡易に診断し、計画的に保全していくことが不可欠となります。

総合管理計画の中の具体的な計画となる長期修繕計画の策定、それまでの間に定期的な見直しを行う中期修繕・改修計画の展開が重要となってきます。

長期修繕計画では、診断による経年劣化対策のほかに住民の要求水準があるので、目標耐用年数に対応する中期修繕・改修計画、さらに建物を長期間使用するための長寿命化改修計画を組み込むことも必要となってきます。

公共施設が更新される理由には、施設の耐久性、不具合性、施設の規模(広さ・高さ)、使いやすさ及び陳腐化の他に、施設に求められる様々な性能面及び法規対応において要求水準を満足できない場合があるので、更新の際には種々の診断を行って更新の理由を明確にすることが必要となります。

必要とされる要求性能としては、安全性、法規適合性、構造性能、耐久性と耐候性、快適性、衛生面と環境面の性能、ユニバーサルデザイン対応性、意匠性及び部品交換容易性などが求められます。

また、経済上の要求性能としては、施設のメンテナンス容易性、水道光熱費・清掃費等のランニングコストの低減、部品・部材交換費用の低減などが求められます。

更新する場合は、公共施設のコンパクト化や効率化の観点から、土地や建物について、単独更新以外の統合や複合化について検討を行っていきます。

したがって、更新・改修の方針については、統合や廃止の推進方針と整合性を図る必要があり、公共施設等の供用を廃止する場合については、「統合や廃止の推進方針」によって行うこととなります。

中・長期修繕、改修計画

	項目	内容
長期修繕計画	保全項目の選定と分類	建築外部、内部、電気設備、防災設備、機械設備、その他の設備
	計画作成と改定の時期	建物竣工時に作成するのが望ましい 竣工から10年～15年程度で改定
	劣化診断	現地調査は行わない「ヒアリング」による簡易診断 現地調査を行う「目視又は機器等」による診断
	長期修繕計画の設定期間	50年程度を目安
	長期修繕計画の作成単位と対象	建物単位に作成 10年経過している建物は、最初の劣化診断を行い、実態を長期修繕計画に反映
	長期修繕計画の精度	あくまでも計画値なので大まかな費用と更新時期が把握できればよい 中期修繕・改修計画の過程で段階的に高めればよい
	データベース化	計画的な保全を行うためのデータは膨大な量になる 中期修繕・改修計画の経緯を保全単位で登録したり、写真や省エネ効果等と併せて記録
中期修繕・改修計画	中期修繕・改修計画の期間設定と内容	期間設定は、5年～10年 長期修繕計画の中から計画期間内の範囲で更新が予定されている保全項目を抽出し、一覧表を作成
	技術的な見直し	保全費用や更新時期の見直しと再設定などの技術的検討を行い、劣化判断を反映した中期修繕・改修計画を策定
	戦略的・財務的な見直し	戦略的・財務的な観点から中期の保全予算を見直したうえで作成し、繰り返し検討

資料：総解説ファシリティマネジメント追補版を参考に作成

(3) 安全確保の実施方針

公共施設における安全確保は、利用者の安全を確保し、資産や情報の保全を目的とした要件となります。万一の事故・事件・災害に遭遇したときに、損害を最小限にとどめ俊敏に復旧する体制を、平時から整えるための備えは、施設管理者にとって最も重要なポイントとなります。施設の安全確保に係る項目としては、耐久性、不具合の状況や敷地安全性、建物安全性、火災安全性、生活環境安全性の把握が重要となります。本町では、この中から高度な危険性が認められる項目を絞り込み、評価し、危険性が認められた施設については、評価の内容に沿って安全確保の改修を実施することとなります。なお、一部危険性の認められた施設等については、総合的な判断により改修せずに供用廃止を検討する場合もでてきます。

施設の安全確保に係る項目

評価項目			内 容	
耐用性	耐久性	耐用年数	経過年数	経過年数の割合 (%)
			耐用年数 (償却)	法定耐用年数
		耐久性	構造材耐久性	構造耐用年数と築年との差
			外壁・屋根耐久性	外壁・屋根耐用年数と改修年との差
			付属設備耐久性	設備耐用年数と改修年との差
	不具合	構造の不具合	基礎・躯体	沈下・亀裂・欠損の状況
			土台	腐食、欠損の状況
			柱・梁、壁、床等	亀裂、脱落、腐食、欠損、ゆるみの状況
		外部仕上の不具合	屋根	排水良否、雑草有無、防水層膨れの状況
			外壁・屋根	剥落、落下、ひび割れの状況
			窓枠、サッシ、ガラス	腐朽、ゆるみ、シーリングの状況
		内部仕上の不具合	天井	たるみ、亀裂、剥落、落下の有無
			内壁	割れ、はがれ、変色の有無
			床	割れ、はがれ、変色の有無
		付帯設備の不具合	煙突、屋外階段	傾斜、亀裂、腐食、剥落、支持金具の状況
			広告塔、吊看板等	浮き上がり、腐食、ゆるみの状況
		建築設備の不具合	電気設備機器本体	亀裂、損傷、サビ、腐食、磨耗、ゆるみの状況
			給排水衛生設備機器本体	亀裂、損傷、サビ、腐食、磨耗、ゆるみの状況
			空調換気設備機器本体	亀裂、損傷、サビ、腐食、磨耗、ゆるみの状況
			搬送設備機器本体	亀裂、損傷、サビ、腐食、磨耗、ゆるみの状況
その他設備機器本体	亀裂、損傷、サビ、腐食、磨耗、ゆるみの状況			

資料: FM 評価手法・JFMES13 マニュアル(試行版) を参考に作成

評価項目			内 容	
安全性	敷地の安全性	自然災害回避性	地震、土砂、浸水災害	液状化、警戒区域、危険区域等の有無
		敷地安全対応策	地盤安定性	地盤沈下、地盤崩壊、湿潤地域の有無
			緊急自動車接近	道路幅員
			地盤調査結果	軟弱地盤、盛土、埋立地の有無
	建物の安全性	構造安全性	基礎の安全性	安全要件の満足度
		耐震安全性	建築年	昭和56年6月以前
			耐震補強	有無
			免震、制震	有無
	対落雷安全性	避雷針	有無	
	火災の安全性	耐火、避難、消火安全性	延焼防止、避難経路確保、消火活動・経路確保	防火性能、避難路の状況、防火設備の状況
	生活環境の安全性	空気質安全性	空気質安全性の確保	ホルムアルデヒド・トルエン等の状況
		水質安全性	水質検査	有無
		傷害・損傷防止性	転倒・転落防止性	転倒・転落防止に対する安全要件の満足度
			落下物防止性	落下物防止に対する安全要件の満足度
有害物質排除性		アスベスト、PCB、フロン・ハロン対策	排除状況	
公害防止性		日照・通風障害、電波障害、外構の維持	防止要件の満足度、保全要件の満足度	

資料: FM 評価手法・JFMES13 マニュアル(試行版)を参考に作成

(4) 耐震化の実施方針

本町では、一部の既存建築物について耐震診断を行っています。耐震改修と耐震補強の状況、及び主要な建築物の耐震改修対象建築物について、必要に応じて明確にしていきます。

(5) 長寿命化の実施方針

①総合的かつ計画的な管理

診断と改善に重点を置いた総合的かつ計画的な管理に基づいた予防保全によって、公共施設等の長期使用を図っていきます。総合的かつ計画的な管理とは、点検・保守・修繕・清掃・廃棄物管理を計画的にきめ細かく行い、公共施設等を健康な状況に保ち、更に定期的に施設診断を行い、小規模改修工事を行って不具合箇所を是正することをいいます。

現在ある公共施設等の健康状態を把握するための施設診断が必要で、診断によって、所定の機能・性能を確保できるところまで改修工事を行い、そこから計画的な保全を行っていくようにしていきます。

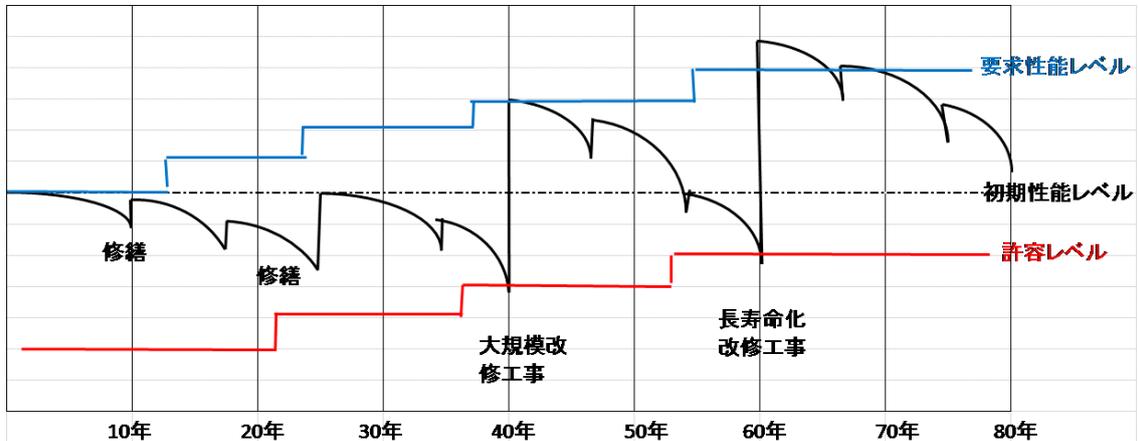
②計画的な保全、長寿命化計画

図表は、施設のライフサイクルにおける経過年数と機能・性能の関係を示したものです。建設から40年くらいまでは、小規模な改修工事や点検・保守・修繕を定期的に行うことによって、性能・機能を初期性能あるいは許容できるレベル以上に保つことができます。しかし、建設後40年程度経過すると点検・保守による修繕・小規模改修工事では、性能・機能が許容できるレベルを維持できなくなり、大規模改修工事が必要となってきます。要求性能レベルは通常時間が経つにつれて上昇するため、要求性能レベルの変化を視野に入れた改修工事が望まれることとなります。

さらに施設の寿命を、例えば80年まで延ばすためには長寿命化改修工事が必要となります。

本町の公共施設では、建替周期は大規模改修工事を経て60年とし、その時点で診断を行い更に使用が可能であれば長寿命化改修工事を行って80年まで長期使用しコストを削減することも検討していきます。

長寿命化における経過年数と機能・性能



(6) 統合や廃止の推進方針

①公共施設等の統合や廃止に向けた基礎資料の構築

危険性の高い施設や老朽化等により供用廃止（用途廃止、施設廃止）を必要とする施設を見出します。

以下の5つの評価項目において、施設を診断していきます。

ア. 安全性、イ. 機能性、ウ. 環境性、エ. 社会性、オ. 経済性

さらに、建物性能（ア. 安全性、イ. 機能性、ウ. 環境性）、施設活用度（エ. 社会性、オ. 経済性）の2指標にまとめて、1次判定を行います。

1次判定では、判定① 建物性能・活用度ともに標準以上の施設（維持保全しながら継続使用する）、判定② 建物性能は劣るが活用度が高い施設（性能が劣る部分の改修を検討する）、判定③ 建物性能・活用度ともに標準以下の施設（施設の必要性、在り方から見直す）、判定④ 建物性能は優れているが活用度が低い施設（施設用途の変更を検討する）の4つのカテゴリーのいずれに該当するかを判定します。

なお、展開としては、施設ごとの個別計画の段階で、1次判定結果をもとにして、2次判定「①停止・廃止、転用、存続（同一用途・複数用途）の3つの段階の判定」と「②取組の方向性」を示していくこととなります。

2次判定一覧表

所有形態	活用主体	2次判定		内容	検討項目
町	町	停止・廃止	①廃止・取壊・放置	・施設廃止後は、建物解体 ・施設廃止に伴う跡地は、原則売却 ・空いた施設の利活用(多用途への変更、民間への貸与等)の検討	・類似施設への統合を検討 ・他施設との複合化を検討 ・類似民間施設への移転(サービス転化)等を検討
		転用	②用途変更	・計画保全の考えに基づき計画的な維持修繕実施	・利用者増加など、利用状況改善に向けた改革等を検討 ・利用者ニーズを踏まえ、提供するサービスの充実や取捨選択を検討
		同一用途存続	③統合	・空いた施設の利活用の検討 ・計画保全の考えに基づき計画的な維持修繕実施	・利用者ニーズを踏まえ、提供するサービスの充実や取捨選択を検討
		複数用途存続	④複合化	・多用途との複合化など、施設の有効活用の検討 ・計画保全の考えに基づき計画的な維持修繕実施	・利用者ニーズを踏まえ、提供するサービスの充実や取捨選択を検討
		同一用途存続	⑤規模縮小	・建替更新時の規模縮小の検討 ・計画保全の考えに基づき計画的な維持修繕実施	・運用の合理化を検討 ・利用者ニーズを踏まえ、提供するサービスの充実や取捨選択を検討
		同一用途存続	⑥長寿命化・改修	・長期修繕計画の策定 ・計画保全の考えに基づき計画的な維持修繕実施	・効果的かつ効率的な運用を検討
	民間等	同一用途存続・転用	⑦民間へ賃貸	・計画保全の考えに基づき計画的な維持修繕実施	・利用者増加など、利用状況改善に向けた改革等を検討 ・運用の合理化を検討
		同一用途存続	⑧指定管理		
		同一用途存続	⑨民営化	・PFIの活用等	
	民間等	町	同一用途存続・転用	⑩民間から賃借	

②住民サービスの水準を確保しつつ、公共施設等の統合や廃止の推進に向けた施策

公共施設等の統合や廃止では、住民サービスの水準低下が伴うことが予想されます。それを最小限にするために、図表のような種々の施策について住民合意の可能性を検討していく必要がでてきます。

	住民サービスの水準の変化	行政サービスの考え方	施設マネジメント
第1ステップ	住民への痛みを求めない初動的取組	現状の水準を維持した住民サービス	施設類型ごとに使用方法等を改善（効率化）する取組 （先進自治体のノウハウを活かした取組）
第2ステップ	一定の住民負担を前提とした現状水準の住民サービスの低下を招かない取組	行政サービスの質の改善を目指した取組	一定の生活圏ごとに施設機能を再編成 （複合化・統合）
第3ステップ	財政収支見通しに基づいた痛みを伴う取組	行政サービスの見直しによる一部住民サービスの質の低下も想定した取組	財政見通しから見た保有可能な施設ボリュームの実現 （減築・廃止）

3 全体目標

以上の基本方針のもと、施設の改修・更新にかかる将来コスト試算の結果を踏まえ、全体目標を設定していきます。全体目標の設定に当たっては、公共施設（町民利用施設、行政施設）とインフラ系（都市関連施設、企業会計施設）に大別し、公共施設については、新規整備を抑制し、施設の複合化を推進しながら、施設総量を縮減する方向性を打ち出していきます。

（1）公共施設等の整備（質・量）に関する基準

①新規整備は原則として行わないこととします

長寿命化、維持補修計画などを適正に行い、既存施設の有効活用を図り、新規整備は原則として行いません。しかし、新設が必要な場合は、中長期的な総量規制の範囲内で、費用対効果を考慮して行います。少子高齢化、人口減少に対応した持続可能な街づくりを推進していきます。

②施設の更新（建替）は複合施設とします

施設の統合・整理や遊休施設の活用、学校を含めた施設の複合化等によって、機能を維持しつつ、施設総量を縮減します。複合施設においては、管理・運営についても一元化・効率化していきます。施設の複合化により空いた土地・建物は、活用・処分を促進していきます。

③施設総量（総床面積）を縮減します（40年間で4%程度の縮減が必要）

本町の公共施設全体（インフラ施設除く。）の総床面積を、40年間で4%程度縮減することが必要であり、スクラップアンドビルドを徹底していきます。また、今後総人口が25年で約28%減少することを踏まえ、施設を更新する際には、床面積を縮小させることを基本とします。稼働率の低い施設は運営改善を徹底し、なお稼働率が改善しない場合は、統合・整理を検討します。改修・更新コスト、維持管理コストを縮減していきます。

④インフラ資産

現状の投資額（一般財源）を維持、現状の投資額の範囲内で、費用対効果や経済波及効果を考慮し、新設及び改修・更新をバランスよく実施していきます。

長寿命化を可能な限り図るとともに、計画的、効率的な改修・更新を推進、ライフサイクルコストを縮減します。

バリアフリー、環境、防災などの新たなニーズに対しては、効率的な整備・対応を推進、少子高齢化、人口減少に対応した持続可能なまちづくりを推進していきます。

※施設の改修・更新にかかる将来コスト試算については、町財政への影響が大きい一般財源ベースで行っていることから、インフラに係る投資額については一般財源ベースで維持することを想定しています。

4 推進体制

(1) 全庁的な取組体制の構築

施設の各部門を横断的に管理し、一元的な管理を行い、施設を効率的に維持管理する目的で、公共施設等マネジメント推進体制を構築する。総合管理計画の推進にあたっては、公共施設等所管課が連携し、全庁的に取り組むものとする。

なお、公共施設等マネジメントの推進については、計画の方針の改定や目標の見直しを継続的に行っていくこととする。

本体制により、次の項目を実施していく。

① 財政との連携

効果的かつ効率的な管理を実施していくには、財政担当課との連携が必要不可欠

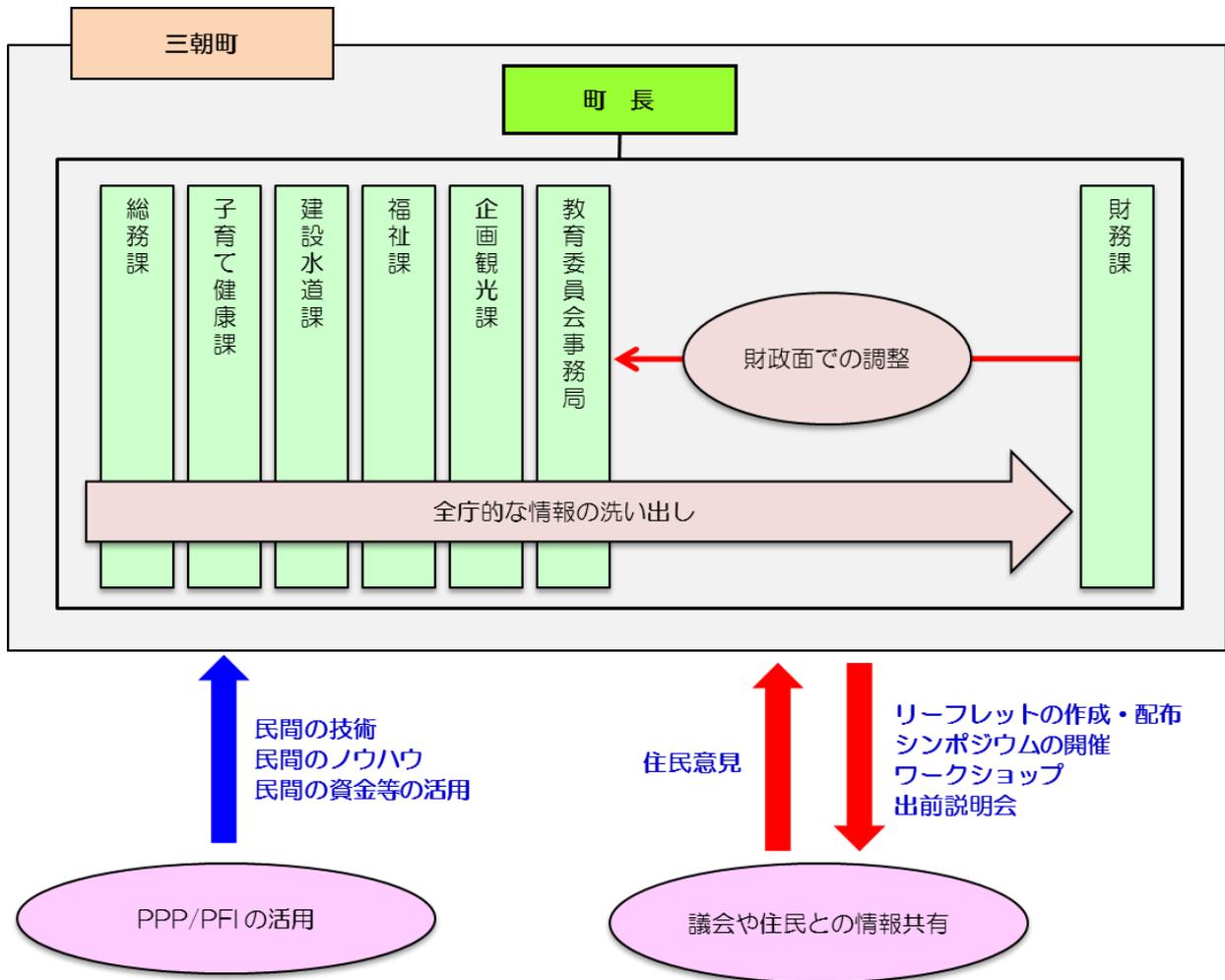
② 住民との協働

住民と行政の相互理解や共通認識の形成など、協働の推進に向けた環境整備を行う

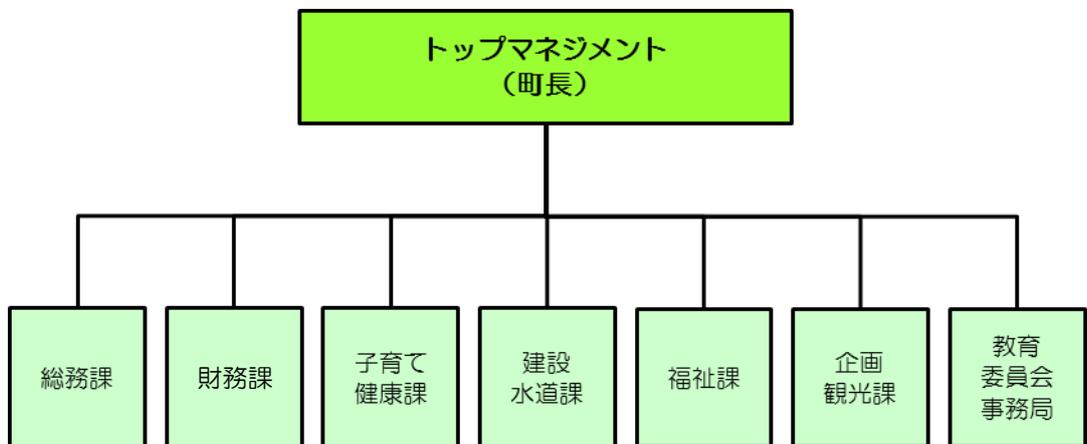
③ 職員の意識改革

職員各人が公共施設等に対する管理の導入の意義を理解し、意識を持って取り組み住民サービスの向上のために創意工夫を実践していく

○組織体制（イメージ）



○公共施設等に関する機能（イメージ）



(2) 情報管理

情報は、施設に関する必要な情報の把握からデータベースの構築に至るまで、下記のように管理されるものとする。

- ① 必要なデータが何であるか把握されているか
- ② 必要なデータの所在及び種類が把握されているか
- ③ 必要なデータが収集、管理されているか
- ④ 収集されたデータがデータベース情報として整理されているか

また、組織内の各課に散在する関連データを、それぞれの課から収集し、一元化して情報管理し、データベース化する体制を構築する必要がある。

したがって、データや情報収集と管理体制を明確化するためには、次のような内容を明確にするものとする。

- ① データ・情報の所在と種類を明確にする
- ② 情報収集の方法の検討を行う
- ③ 情報の扱い方(利用方法・管理方法)を明確にする
- ④ 情報の利用・管理のためのツールを活用する
- ⑤ 情報が適切に保管・管理されており、かつ定期的な更新と報告がなされている
- ⑥ 収集された情報は、定期的に新しい情報と交換し、常に更新された状況を保つようにする
- ⑦ データベースの定期的なメンテナンスの実施
- ⑧ データベースとして一元化する
- ⑨ コンピュータシステムの活用

5 住民との情報共有・合意形成

公共施設全体の延床面積縮減に伴う施設の統合や廃棄に当たっては、住民の理解と合意形成が特に重要となります。住民にとっては総論賛成でも、自分が利用している施設の統廃合には難色を示すことが多く、十分な話し合いと時間をかけての合意形成が必要となります。

住民参加による合意形成が、必ずしもこの図のような段階を踏むとは限りませんが、公共団体の財政を基本とする住民サービスの水準の考え方を3つのステップで表したものを示します。

○公共団体の財政を基本とする住民サービスの水準の考え方

項目	第1ステップ	第2ステップ	第3ステップ
公共団体の財政を基本とするコスト削減策	公共団体の内部努力による施設のコスト削減 (業務の省力化・光熱水費の削減)	余剰・重複施設の統廃合によるコスト削減 (機能転換・複合化・廃止)	公共施設の再編・再配置による適切な行政運営
住民サービスの水準	現状の水準を維持した住民サービス (住民への痛みを求めない初動的取組)	行政サービスの質の改善(効率化)を目指した取組 (一定の住民負担を前提とした現状水準の住民サービスの低下を招かない取組)	行政サービスの見直しによる一部住民サービスの質の低下も想定した取組 (財政収支見通しに基づいた痛みを伴う取組)
施設マネジメント	施設類型毎に使用方法等を改善する取組 (先進自治体のノウハウを活かした取組)	一定の生活圏毎に施設機能を再編成	財政見通しから見た保有可能な施設ポートフォリオの実現

第5章

施設類型ごとの基本方針

施設概要

施設数：7 施設

設置目的：各個人の有する能力を伸ばしつつ社会において自立的に生きる基礎を培い、また、国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養うことを目的とする普通教育（義務教育）を行う施設として設置（教育基本法第5条第2項参考）

連番	施設名称	棟数	地区区分
1	東小学校	10	三徳地区
2	西小学校	9	三朝地区
3	西小学校寄宿舍	1	三朝地区
4	三朝中学校	7	旭地区
5	三朝中学校寄宿舍	1	旭地区
6	三朝町調理センター	1	旭地区
7	南小学校	7	竹田地区
合 計		36	

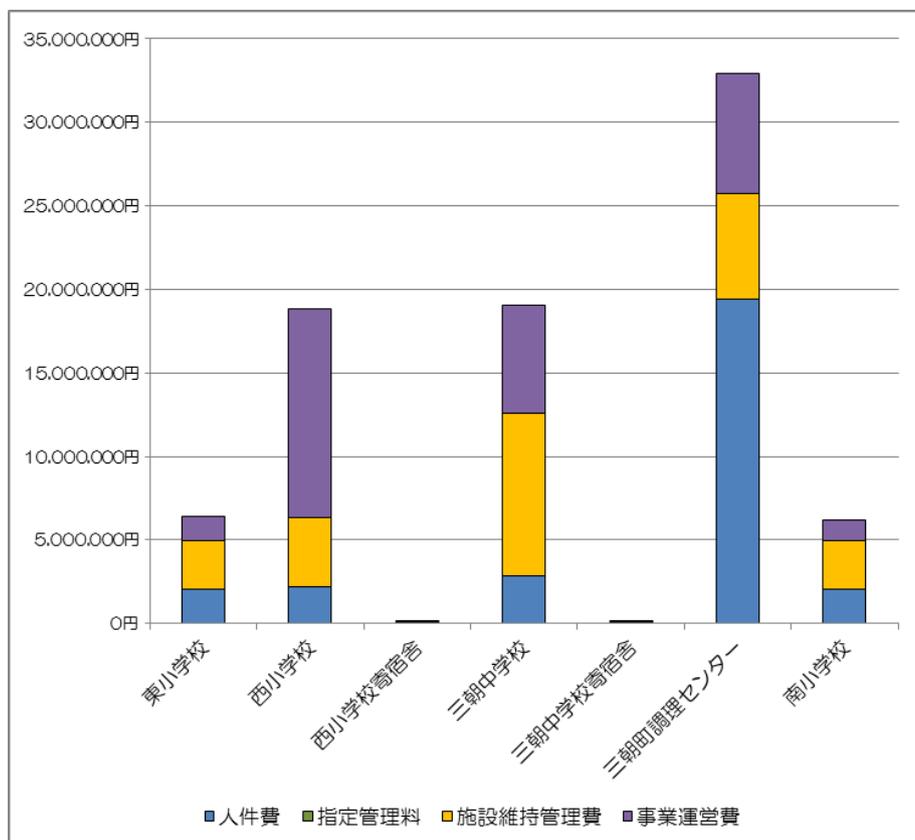
1	2	3	4
東小学校	西小学校	西小学校寄宿舍	三朝中学校
			
5	6	7	
三朝中学校寄宿舍	三朝町調理センター	南小学校	
			

連番	施設名称	棟数	延床面積 (㎡)	年度	耐用年数 (年)	経過年数 (年)	残存年数 (年)	地区区分
1-1	東小学校	1	12	昭和44	34	45	0	三徳地区
1-2	東小学校	2	1,487	昭和44	47	45	2	三徳地区
1-3	東小学校	1	16	昭和45	31	44	0	三徳地区
1-4	東小学校	1	550	昭和45	34	44	0	三徳地区
1-5	東小学校	1	653	昭和57	47	32	15	三徳地区
1-6	東小学校	1	18	平成2	34	24	10	三徳地区
1-7	東小学校	3	59	平成2	38	24	14	三徳地区
2-1	西小学校	1	162	昭和42	34	47	0	三朝地区
2-2	西小学校	1	716	昭和43	34	46	0	三朝地区
2-3	西小学校	1	2,289	昭和43	47	46	1	三朝地区
2-4	西小学校	1	26	昭和46	15	43	0	三朝地区
2-5	西小学校	1	24	昭和46	38	43	0	三朝地区
2-6	西小学校	1	12	昭和46	47	43	4	三朝地区
2-7	西小学校	1	16	昭和49	38	40	0	三朝地区
2-8	西小学校	1	20	昭和53	47	36	11	三朝地区
2-9	西小学校	1	765	昭和55	47	34	13	三朝地区
3	西小学校寄宿舎	1	475	昭和52	47	37	10	三朝地区
4-1	三朝中学校	1	1,978	昭和37	47	52	0	旭地区
4-2	三朝中学校	1	1,138	昭和38	34	51	0	旭地区
4-3	三朝中学校	1	80	昭和46	15	43	0	旭地区
4-4	三朝中学校	1	21	昭和61	38	28	10	旭地区
4-5	三朝中学校	1	1,545	昭和61	47	28	19	旭地区
4-6	三朝中学校	1	578	昭和62	47	27	20	旭地区
4-7	三朝中学校	1	333	平成元	47	25	22	旭地区
5	三朝中学校寄宿舎	1	335	昭和56	47	33	14	旭地区
6	三朝町調理センター	1	673	平成13	31	13	18	旭地区
7-1	南小学校	1	61	昭和39	34	50	0	竹田地区
7-2	南小学校	1	1,553	昭和39	47	50	0	竹田地区
7-3	南小学校	1	515	昭和40	34	49	0	竹田地区
7-4	南小学校	1	15	昭和46	15	43	0	竹田地区
7-5	南小学校	1	12	昭和49	15	40	0	竹田地区
7-6	南小学校	1	198	昭和63	47	26	21	竹田地区
7-7	南小学校	1	65	平成元	17	25	0	竹田地区
合 計		36	16,400					

施設コスト・収入

項 目	学校教育系施設	学校教育系施設	学校教育系施設	学校教育系施設	
	教育委員会事務局	教育委員会事務局	教育委員会事務局	教育委員会事務局	
	東小学校	西小学校	西小学校寄宿舎	三朝中学校	
利用者からの収入（円）	6,510	16,770	0	45,170	
支出合計（円）	6,384,420	18,810,598	97,349	19,077,909	
内訳	人件費	2,067,627	2,202,167	0	2,849,556
	指定管理料	0	0	0	0
	施設維持管理費	2,879,213	4,146,504	49,469	9,716,688
	事業運営費	1,437,580	12,461,927	47,880	6,511,665
1㎡あたりのコスト（円/㎡）	2,284	4,668	205	3,363	

項 目	学校教育系施設	学校教育系施設	学校教育系施設	
	教育委員会事務局	教育委員会事務局	教育委員会事務局	
	三朝中学校寄宿舎	三朝町調理センター	南小学校	
利用者からの収入（円）	0	0	0	
支出合計（円）	106,574	32,933,195	6,168,930	
内訳	人件費	0	19,407,233	2,065,327
	指定管理料	0	0	0
	施設維持管理費	56,384	6,321,384	2,906,540
	事業運営費	50,190	7,204,578	1,197,063
1㎡あたりのコスト（円/㎡）	318	48,939	2,550	



②施設の評価

対象とした施設について、施設ごとに建物の性能や維持・管理状況や、収入・支出の状況、利用状況の調査及び評価を行います。具体的には、施設ごとに安全性、機能性、環境性、社会性、経済性について、施設担当者へのヒアリングや現地調査結果をもとに、3段階で評価します。

評価指標				
項目		A (優る・適)	B (普通・標準)	C (劣る・不適)
①	安全性	保守・点検	主要構造部、空調・給排水・電気設備、昇降機・駐車設備、消防	
		躯体	経過年数、耐震レベル	
		防災・防犯	災害時避難、防犯対策	
②	機能性	空間性能	天井高、部屋の広さ、天井・壁・床の劣化	
		室内環境	室内環境（空調、衛生、音、光）、設備の不具合	
		バリアフリー	バリアフリー対応	
		情報化	情報化環境（OAフロアの有無）、情報対策	
③	環境性	環境負荷低減	省エネ・省資源対策	
		環境保全性	周辺環境への配慮、廃棄物の処理	
④	社会性	景観性	地域・地区の良好な景観形成へ寄与	
		地域性	歴史・文化・風土への配慮、地域への寄与	
		建物規模	利用者、住民から見た施設の規模	
		利用性	利用者数・稼働率	
⑤	経済性	運営コスト	類似施設比較、今後の運営費予測	

A (優・適) 3点、B (普通・標準) 2点、C (劣・不適) 1点 の配点で項目ごとの得点を性質別に集計します。なお、留意箇所として、「Ⅰ. 安全性、Ⅱ. 機能性、Ⅲ. 環境性、Ⅳ. 社会性、Ⅴ. 経済性」のそれぞれについて「平均点 1.5 以下はピンク色」、「平均点 1.6 以上 2.0 未満は黄色」で表示しています。

1次判定として、以下の4つの判定結果をマトリクス表にまとめます。

判定① 建物性能・活用度ともに標準以上の施設（維持保全しながら継続使用する）

判定② 建物性能は劣るが活用度が高い施設（性能が劣る部分の改修を検討する）

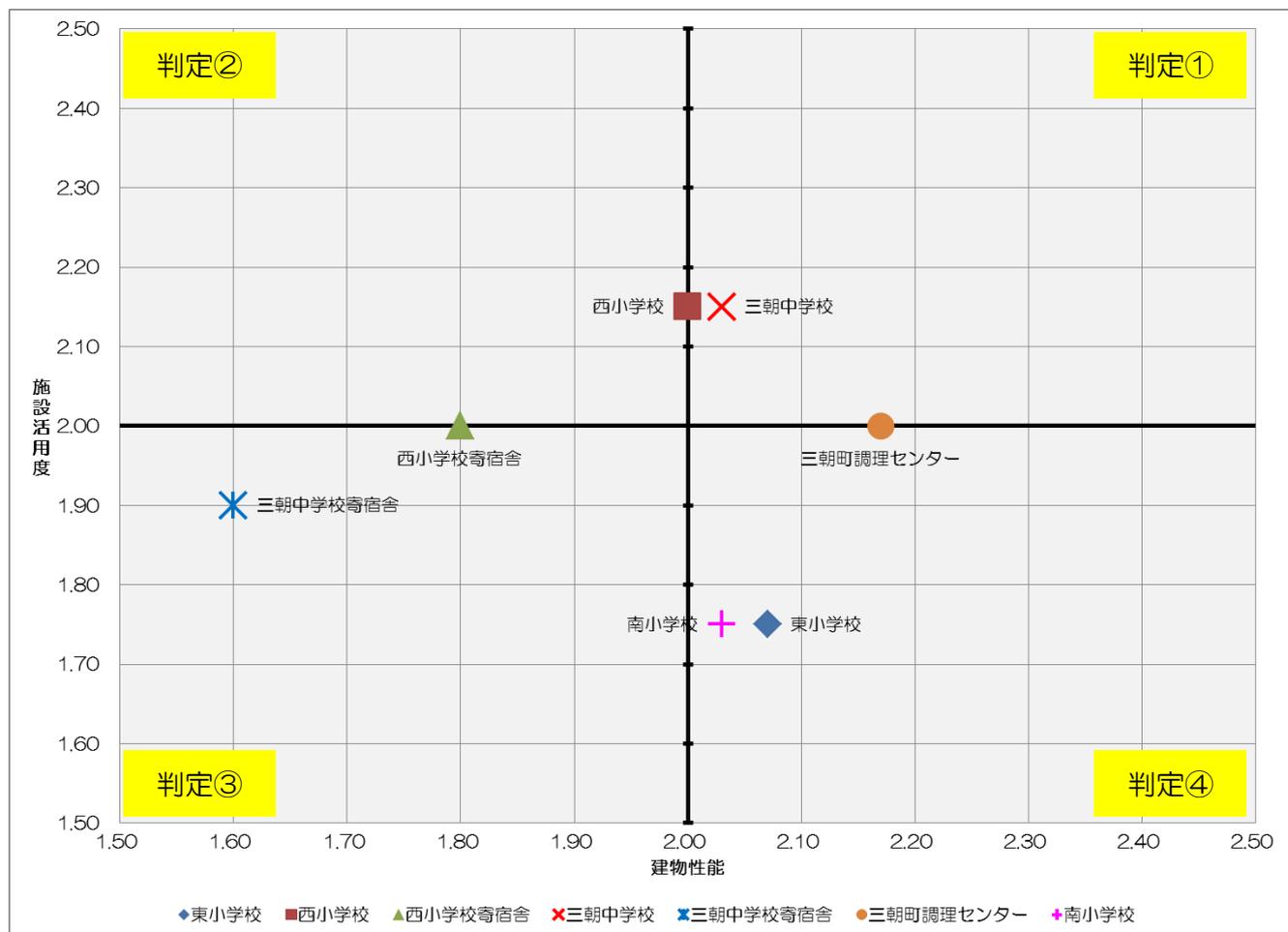
判定③ 建物性能・活用度ともに標準以下の施設（施設の必要性、在り方から見直す）

判定④ 建物性能は優れているが活用度が低い施設（施設用途の変更を検討する）

施設の状況評価一覧表

連番	施設名称	I. 安全性	II. 機能性	III. 環境性	IV. 社会性	V. 経済性	留意事項
1	東小学校	2.4	2.1	1.7	2.0	1.5	※校舎および管理室等 建具周り・スリーブ周りの劣化が進み用をなしていない、共用内部等で壁の剥がれや新校舎との接合部分に大きな亀裂・スキマ有り ※新校舎 外壁仕上で汚れ有り・内部に水が流入する箇所有り（大規模な塗り直しが必要とのこと）、建具周り・スリーブ周りの劣化が進み用をなしていない、共用内部等で内壁について古校舎との接合部に大きな亀裂有り（接合部の不具合であり古校舎と同様のチェックとした）・建物西側の壁紙が雨水等により剥がれ有り
2	西小学校	2.4	1.9	1.7	2.3	2.0	※校舎 外壁（エントランス壁）に水漏れ・コケ・床にヒビ・柱に欠損箇所有り、外壁仕上で汚れ・変色部分が多い、建具周り・スリーブ周りの劣化が進み用をなしていない、共用内部等で剥がれ・腐食箇所が有る、共用トイレでタンクへの給水管に漏れ・床タイルの剥がれ及び亀裂箇所が多い、電気経路に係る金物がサビにより腐食・シャッターのサビが酷い、屋上フェンスでサビが多い、雨水管に雨水漏れ・排水不良・老朽化による欠損箇所が有る、雨水管から排水溝までの管路がなく排水効率が悪い ※児童昇降口および渡り廊下 外壁等にヒビ・破損箇所有り、建具周り・スリーブ周りの劣化が進み用をなしていない
3	西小学校寄宿舎	1.6	2.1	1.7	2.0	2.0	傾斜屋根のシートが一部破損している、建具周り・スリーブ周りの劣化が進んでいる
4	三朝中学校	2.4	2.0	1.7	2.3	2.0	※普通教室 陸屋根に塗膜の剥がれ箇所有り、排水機能が悪く水溜りが多い、建具周り・スリーブ周りの劣化が進み用をなしていない
5	三朝中学校寄宿舎	1.6	1.5	1.7	1.8	2.0	中学生の宿泊体験用の一時使用（年2回程度）施設である 建具周り・スリーブ周りの劣化が進んでボロボロ、共用内部は壁の剥がれ及び汚れが酷い、屋上フェンスはサビ・欠損が有る、雨水ますの蓋が欠損
6	三朝町調理センター	2.4	2.1	2.0	2.0	2.0	
7	南小学校	2.4	2.0	1.7	2.0	1.5	※校舎 陸屋根に防水シートが剥がれている箇所が多く有る、外壁仕上で全体的にカビによる汚れや変色箇所が有る、共用内部等の3階天井に雨漏り箇所が多く有る、1階男子トイレ天井に雨漏り（給水管から漏れている？） ※新校舎 外壁等でひび割れや外階段の天井塗膜剥がれ（水が染みているため？）がある ※屋内運動場 共用内部等で雨漏りがあるとのことだが、調査の際は特定できず、雨水管から排水溝までの管路なし

施設評価判定マトリクス表



判定結果一覧表

1次判定	施設名称	施設性能	施設活用度
①	西小学校	2.00	2.15
①	三朝中学校	2.03	2.15
①	三朝町調理センター	2.17	2.00
②	西小学校寄宿舎	1.80	2.00
③	三朝中学校寄宿舎	1.60	1.90
④	東小学校	2.07	1.75
④	南小学校	2.03	1.75

※施設性能は（安全性、機能性、環境性）、施設活用度は（社会性、経済性）より査定

③維持管理の基本方針

a. 点検・診断等の実施方針

点検、保守、簡易修繕について計画的な方法を検討します。平成 28、平成 29 年度に全ての主要な施設について、不具合性を含む品質の簡易な施設診断を実施します。

b. 維持管理・修繕・更新等の実施方針

「西小学校寄宿舎、三朝中学校寄宿舎」については、早急に修繕・更新等の計画策定が必要な状況にあります。小学校統合に係る施設整備の計画案策定と併せて、検討を進めていきます。

c. 安全確保の実施方針

西小学校、三朝中学校、西小学校寄宿舎、三朝中学校寄宿舎、東小学校、南小学校が避難場所に指定されています。特に、一次判定で③である「三朝中学校寄宿舎」の建物性能については、検討を行っていきます。

d. 耐震化の実施方針

昭和 56 年以前に建築された施設について、優先的に、耐震改修を完了させるようにしていきます。

e. 長寿命化の実施方針

「西小学校、三朝中学校」については、目標耐用年数時に長寿命化改修を行う必要があります。小学校統合に係る施設計画案策定と併せて、方針について検討を進めていきます。

f. 統合や廃止の推進方針

小学校統合に係る施設整備の計画策定と併せて、各施設の統合や廃止の検討を進めていきます。

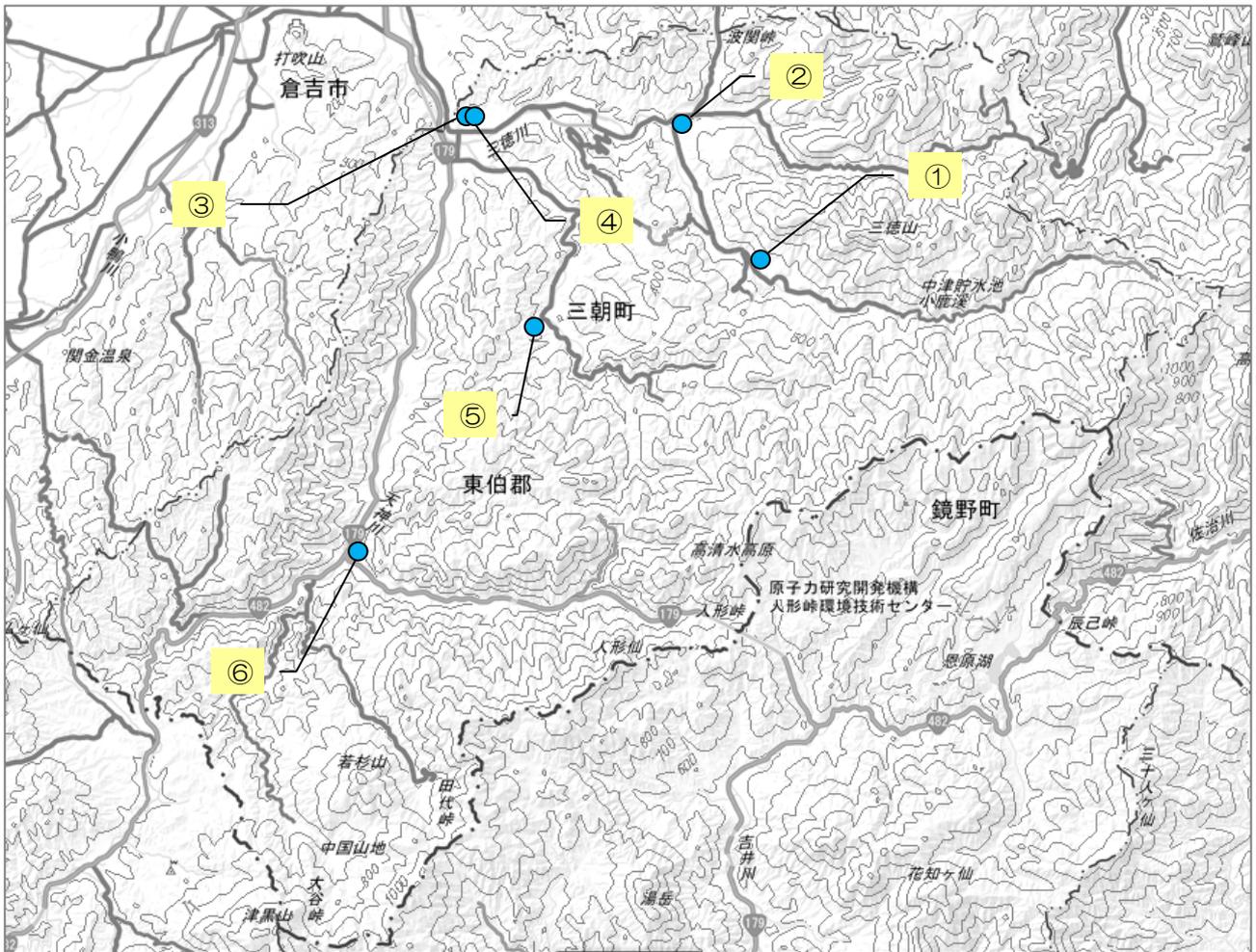
g. 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

公共施設等のマネジメント推進体制については、平成 28、平成 29 年度に検討し、構築していきます。

2. 町民文化系施設

①施設状況

施設配置の状況



国土地理院より

施設概要

施設数：6 施設

設置目的

公民館：町民の実際生活に即する教育学術及び文化に関する各種の事業を行うために設置

三徳地区多目的研修会施設：三徳地区の農林業の振興及び農村の社会教育等地域住民の自主的活動を助長し住民福祉の向上を図る拠点として設置

小鹿地区多目的研修会施設：小鹿地区の農林業の振興及び農村の社会教育等地域住民の自主的活動を助長し、住民福祉の向上を図る拠点として設置

文化ホール：町民の生涯学習及び健康づくりの推進並びに都市との交流等交流を促進するための拠点として設置

連番	施設名称	棟数	地区区分
1	小鹿地区多目的研修会施設	1	小鹿地区
2	三徳地区多目的研修会施設	2	三徳地区
3	山村開発センター	1	三朝地区
4	文化ホール	1	三朝地区
5	高勢地区公民館	2	旭地区
6	竹田地区公民館	1	竹田地区
合 計		8	

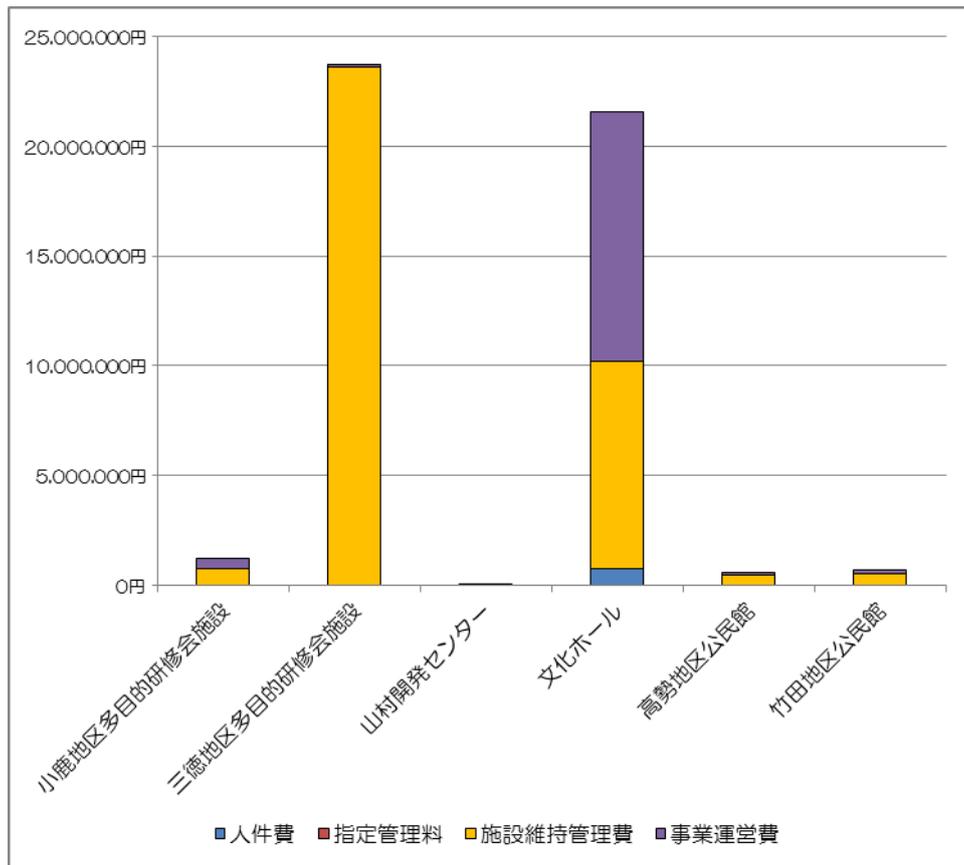
1	2	3	4
小鹿地区多目的研修会施設	三徳地区多目的研修会施設	山村開発センター	文化ホール
			
5	6		
高勢地区公民館	竹田地区公民館		
			

連番	施設名称	棟数	延床面積 (㎡)	年度	耐用年数 (年)	経過年数 (年)	残存年数 (年)	地区区分	
1	小鹿地区多目的研修会施設	1	908	昭和55	50	34	16	小鹿地区	
2-1	三徳地区多目的研修会施設	1	796	昭和59	50	30	20	三徳地区	
2-2	三徳地区多目的研修会施設	1	7	平成25	47	1	46	三徳地区	
3	山村開発センター	1	192	昭和47	34	42	0	三朝地区	
4	文化ホール	1	3,074	平成6	50	20	30	三朝地区	
5-1	高勢地区公民館	1	409	昭和53	38	36	2	旭地区	
5-2	高勢地区公民館	1	242	昭和53	50	36	14	旭地区	
6	竹田地区公民館	1	341	昭和46	50	43	7	竹田地区	
合 計		8	5,969						

施設コスト・収入

項 目	町民文化系施設	町民文化系施設	町民文化系施設	町民文化系施設	
	教育委員会事務局	教育委員会事務局	教育委員会事務局	教育委員会事務局	
	小鹿地区多目的研修会施設	三徳地区多目的研修会施設	山村開発センター	文化ホール	
利用者からの収入 (円)	8,600	141,540	0	4,231,859	
支出合計 (円)	1,241,709	23,728,467	9,007	21,604,087	
内訳	人件費	0	0	730,800	
	指定管理料	0	0	0	
	施設維持管理費	727,670	23,600,480	9,007	9,450,798
	事業運営費	514,039	127,987	0	11,422,489
1㎡あたりのコスト (円/㎡)	1,368	29,798	47	7,027	

項 目	町民文化系施設	町民文化系施設
	教育委員会事務局	教育委員会事務局
	高勢地区公民館	竹田地区公民館
利用者からの収入 (円)	0	120,000
支出合計 (円)	583,135	691,081
内訳	人件費	0
	指定管理料	0
	施設維持管理費	454,696
	事業運営費	128,439
1㎡あたりのコスト (円/㎡)	896	2,026



②施設の評価

対象とした施設について、施設ごとに建物の性能や維持・管理状況や、収入・支出の状況、利用状況の調査及び評価を行います。具体的には、施設ごとに安全性、機能性、環境性、社会性、経済性について、施設担当者へのヒアリングや現地調査結果をもとに、3段階で評価します。

		評価指標		
項目		A (優る・適)	B (普通・標準)	C (劣る・不適)
①	安全性	保守・点検	主要構造部、空調・給排水・電気設備、昇降機・駐車設備、消防	
		躯体	経過年数、耐震レベル	
		防災・防犯	災害時避難、防犯対策	
②	機能性	空間性能	天井高、部屋の広さ、天井・壁・床の劣化	
		室内環境	室内環境（空調、衛生、音、光）、設備の不具合	
		バリアフリー	バリアフリー対応	
		情報化	情報化環境（OAフロアの有無）、情報対策	
③	環境性	環境負荷低減	省エネ・省資源対策	
		環境保全性	周辺環境への配慮、廃棄物の処理	
④	社会性	景観性	地域・地区の良好な景観形成へ寄与	
		地域性	歴史・文化・風土への配慮、地域への寄与	
		建物規模	利用者、住民から見た施設の規模	
		利用性	利用者数・稼働率	
⑤	経済性	運営コスト	類似施設比較、今後の運営費予測	

A (優・適) 3点、B (普通・標準) 2点、C (劣・不適) 1点 の配点で項目ごとの得点を性質別に集計します。なお、留意箇所として、「Ⅰ. 安全性、Ⅱ. 機能性、Ⅲ. 環境性、Ⅳ. 社会性、Ⅴ. 経済性」のそれぞれについて「平均点 1.5 以下はピンク色」、「平均点 1.6 以上 2.0 未満は黄色」で表示しています。

1次判定として、以下の4つの判定結果をマトリクス表にまとめます。

判定① 建物性能・活用度ともに標準以上の施設（維持保全しながら継続使用する）

判定② 建物性能は劣るが活用度が高い施設（性能が劣る部分の改修を検討する）

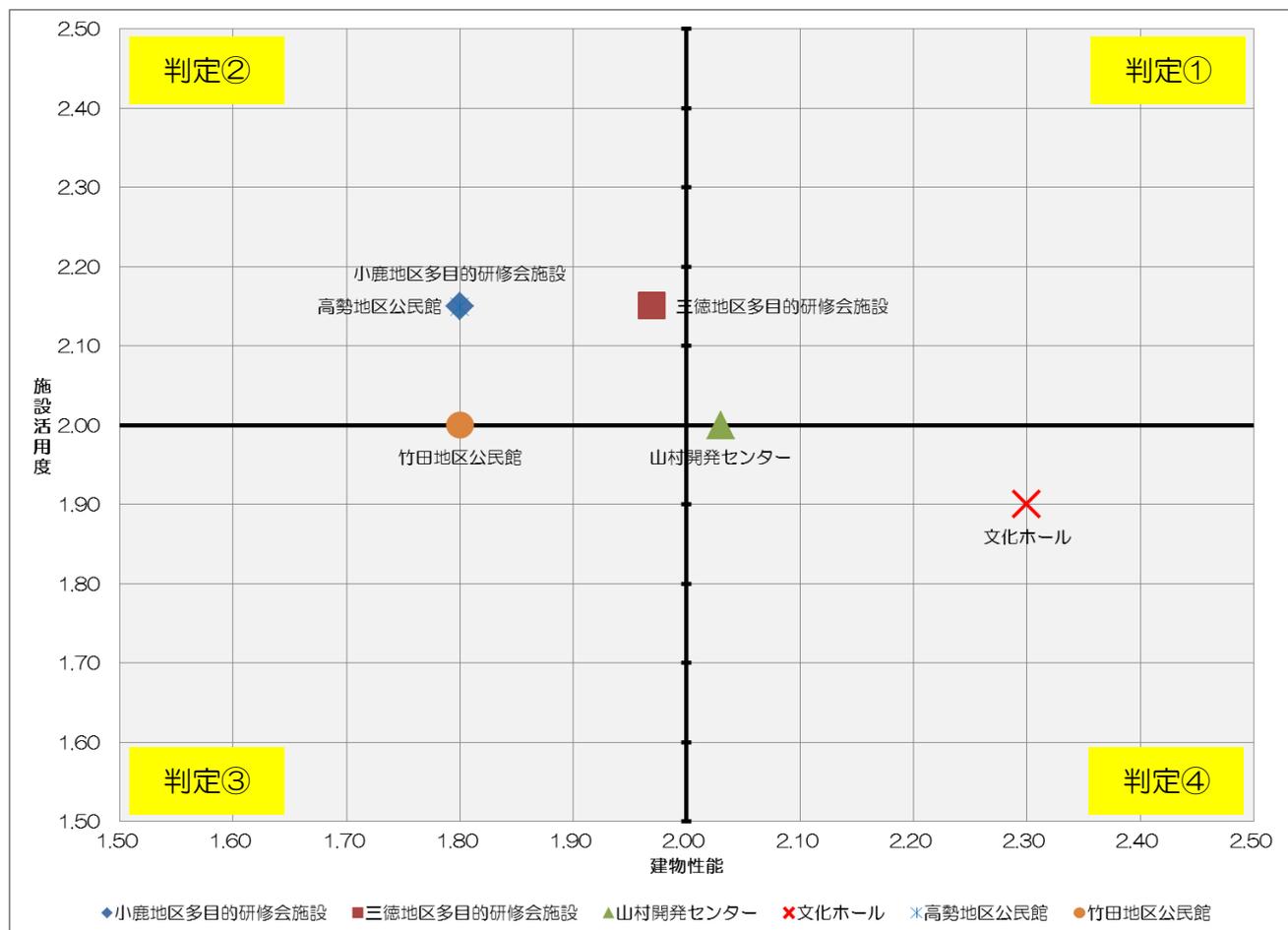
判定③ 建物性能は優れているが活用度が低い施設（施設用途の変更を検討する）

判定④ 建物性能・活用度ともに標準以下の施設（施設の必要性、在り方から見直す）

施設の状況評価一覧表

連番	施設名称	I. 安全性	II. 機能性	III. 環境性	IV. 社会性	V. 経済性	留意事項
1	小鹿地区多目的研修会施設	1.6	2.1	1.7	2.3	2.0	基礎にヒビ割箇所多い、鉄筋に破損部分有り、建具周り・スリーブ周りの劣化が酷い、外鉄骨階段にサビ部分多い、便槽装置・排気筒・雨水管にサビ多い、フェンスとして機能をなしていない破損箇所有り
2	三徳地区多目的研修会施設	1.9	2.3	1.7	2.3	2.0	基礎に破損箇所有り、傾斜屋根にサビ有り、建具周り・スリーブ周りの劣化が酷い、度ピラ部分に破損箇所有り、避難誘導灯に破損部分有り
3	山村開発センター	1.8	2.6	1.7	2.0	2.0	建具周り・スリーブ周りの劣化が酷く用をなしていない、雨水管は雨水集水部品が老朽化でサビ水漏れを起こしている、排水ますの蓋が破損している
4	文化ホール	2.8	2.4	1.7	2.3	1.5	陸屋根で防水シートが捲れ、雨漏れを起こしている、建具周り・スリーブ周りの劣化が酷く用をなしていない、換気設備は配管にサビ及び亀裂が発生している
5	高勢地区公民館	1.6	2.1	1.7	2.3	2.0	※本館 パラペットにカビがある、建具周り・スリーブ周りの劣化が酷い、換気設備に破損箇所多数 ※大会議室（体育館） 外壁等で金属部品との接合部にヒビ有り、建具周り・スリーブ周りの劣化が酷い、換気設備の外側の錆が酷い
6	竹田地区公民館	1.6	2.1	1.7	2.0	2.0	外壁等に一部ヒビ有り、建具周り・スリーブ周りの亀裂が酷い、フェンスの錆・破損箇所多（取替えが必要）、雨水ます等にヒビが入り破損、排水溝が土砂に埋没

施設評価判定マトリクス表



判定結果一覧表

1次判定	施設名称	施設性能	施設活用度
①	山村開発センター	2.03	2.00
②	小鹿地区多目的研修会施設	1.80	2.15
②	三徳地区多目的研修会施設	1.97	2.15
②	高勢地区公民館	1.80	2.15
②	竹田地区公民館	1.80	2.00
④	文化ホール	2.30	1.90

※施設性能は（安全性、機能性、環境性）、施設活用度は（社会性、経済性）より査定

③維持管理の基本方針

a. 点検・診断等の実施方針

点検、保守、簡易修繕について計画的な方法を検討します。平成 28、平成 29 年度に全ての主要な施設について、不具合性を含む品質の簡易な施設診断を実施します。

b. 維持管理・修繕・更新等の実施方針

「三徳地区多目的研修会施設、文化ホール」については、修繕・更新等の計画案を、平成 28、平成 29 年度に検討します。改修工事を行う場合は、計画的に実施することにより削減効果を生み出せるようにします。

c. 安全確保の実施方針

「小鹿地区多目的研修会施設、三徳地区多目的研修会施設、高勢地区公民館、竹田地区公民館、文化ホール」については、避難場所に指定されています。特に、「小鹿地区多目的研修会施設、高勢地区公民館、竹田地区公民館」の建物性能については、検討を行っていきます。

d. 耐震化の実施方針

昭和 56 年以前に建築された施設について、優先的に、耐震改修を完了させるようにしていきます。

e. 長寿命化の実施方針

「高勢地区公民館、竹田地区公民館」については、目標耐用年数時に長寿命化改修を行うことによって施設を長期使用できるようにしていきます。

f. 統合や廃止の推進方針

統廃合については、学校教育系施設と併せて検討を進めていきます。

g. 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

公共施設等のマネジメント推進体制については、平成 28、平成 29 年度に検討し、構築していきます。

施設概要

施設数：3 施設

設置目的

三朝町生活文化センター（みささ図書館）：町民の生活及び文化的教養の向上に寄与するために設置

三朝町多目的展示施設：山村において伝承されてきた工芸技術及び文化的所産を保存伝習するとともに、町民の文化の発展と交流機会の増加を図り、地域の活性化に寄与するために設置

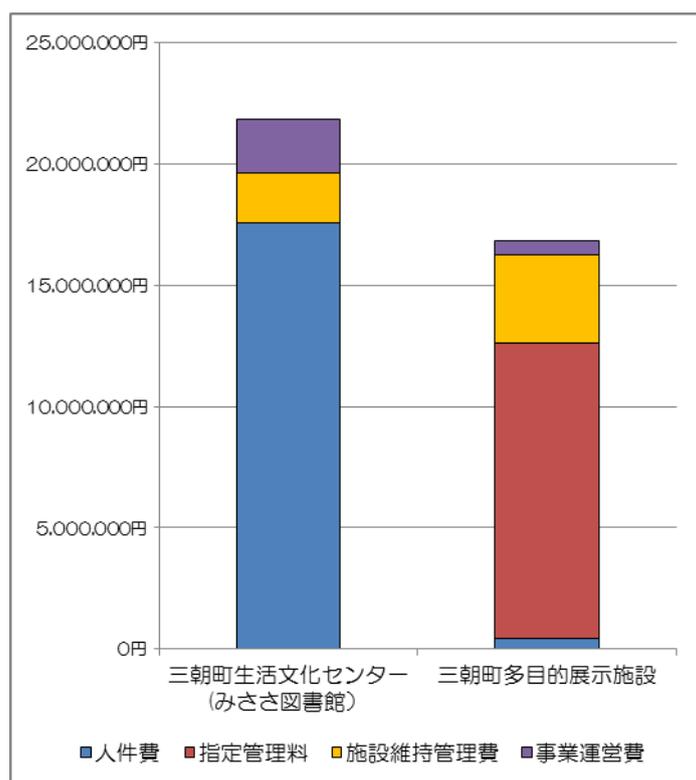
連番	施設名称	棟数	地区区分
1	三朝町生活文化センター (みささ図書館)	2	三朝地区
2	三朝町多目的展示施設	3	三朝地区
合 計		5	

1	2
三朝町生活文化センター (みささ図書館)	三朝町多目的展示施設
	

連番	施設名称	棟数	延床面積 (㎡)	年度	耐用年数 (年)	経過年数 (年)	残存年数 (年)	地区区分
1-1	三朝町生活文化センター(みささ図書館)	1	704	平成元	38	25	13	三朝地区
1-2	三朝町生活文化センター(みささ図書館)	1	24	平成2	31	24	7	三朝地区
2-1	三朝町多目的展示施設	1	863	昭和58	50	31	19	三朝地区
2-2	三朝町多目的展示施設	1	192	昭和58	15	31	○	三朝地区
2-3	三朝町多目的展示施設	1	17	昭和58	20	31	○	三朝地区
合 計		5	1,800					

施設コスト・収入

項 目		社会教育系施設	
		教育委員会事務局	企画観光課
		三朝町生活文化センター(みささ図書館)	三朝町多目的展示施設
利用者からの収入(円)		28,932	0
支出合計(円)		21,882,011	16,829,903
内訳	人件費	17,582,001	441,843
	指定管理料	0	12,156,000
	施設維持管理費	2,081,835	3,663,884
	事業運営費	2,218,175	568,176
1㎡あたりのコスト(円/㎡)		30,089	15,699



②施設の評価

対象とした施設について、施設ごとに建物の性能や維持・管理状況や、収入・支出の状況、利用状況の調査及び評価を行います。具体的には、施設ごとに安全性、機能性、環境性、社会性、経済性について、施設担当者へのヒアリングや現地調査結果をもとに、3段階で評価します。

		評価指標		
項目		A (優る・適)	B (普通・標準)	C (劣る・不適)
①	安全性	保守・点検	主要構造部、空調・給排水・電気設備、昇降機・駐車設備、消防	
		躯体	経過年数、耐震レベル	
		防災・防犯	災害時避難、防犯対策	
②	機能性	空間性能	天井高、部屋の広さ、天井・壁・床の劣化	
		室内環境	室内環境（空調、衛生、音、光）、設備の不具合	
		バリアフリー	バリアフリー対応	
		情報化	情報化環境（OAフロアの有無）、情報対策	
③	環境性	環境負荷低減	省エネ・省資源対策	
		環境保全性	周辺環境への配慮、廃棄物の処理	
④	社会性	景観性	地域・地区の良好な景観形成へ寄与	
		地域性	歴史・文化・風土への配慮、地域への寄与	
		建物規模	利用者、住民から見た施設の規模	
		利用性	利用者数・稼働率	
⑤	経済性	運営コスト	類似施設比較、今後の運営費予測	

A (優・適) 3点、B (普通・標準) 2点、C (劣・不適) 1点 の配点で項目ごとの得点を性質別に集計します。なお、留意箇所として、「Ⅰ. 安全性、Ⅱ. 機能性、Ⅲ. 環境性、Ⅳ. 社会性、Ⅴ. 経済性」のそれぞれについて「平均点 1.5 以下はピンク色」、「平均点 1.6 以上 2.0 未満は黄色」で表示しています。

1次判定として、以下の4つの判定結果をマトリクス表にまとめます。

判定① 建物性能・活用度ともに標準以上の施設（維持保全しながら継続使用する）

判定② 建物性能は劣るが活用度が高い施設（性能が劣る部分の改修を検討する）

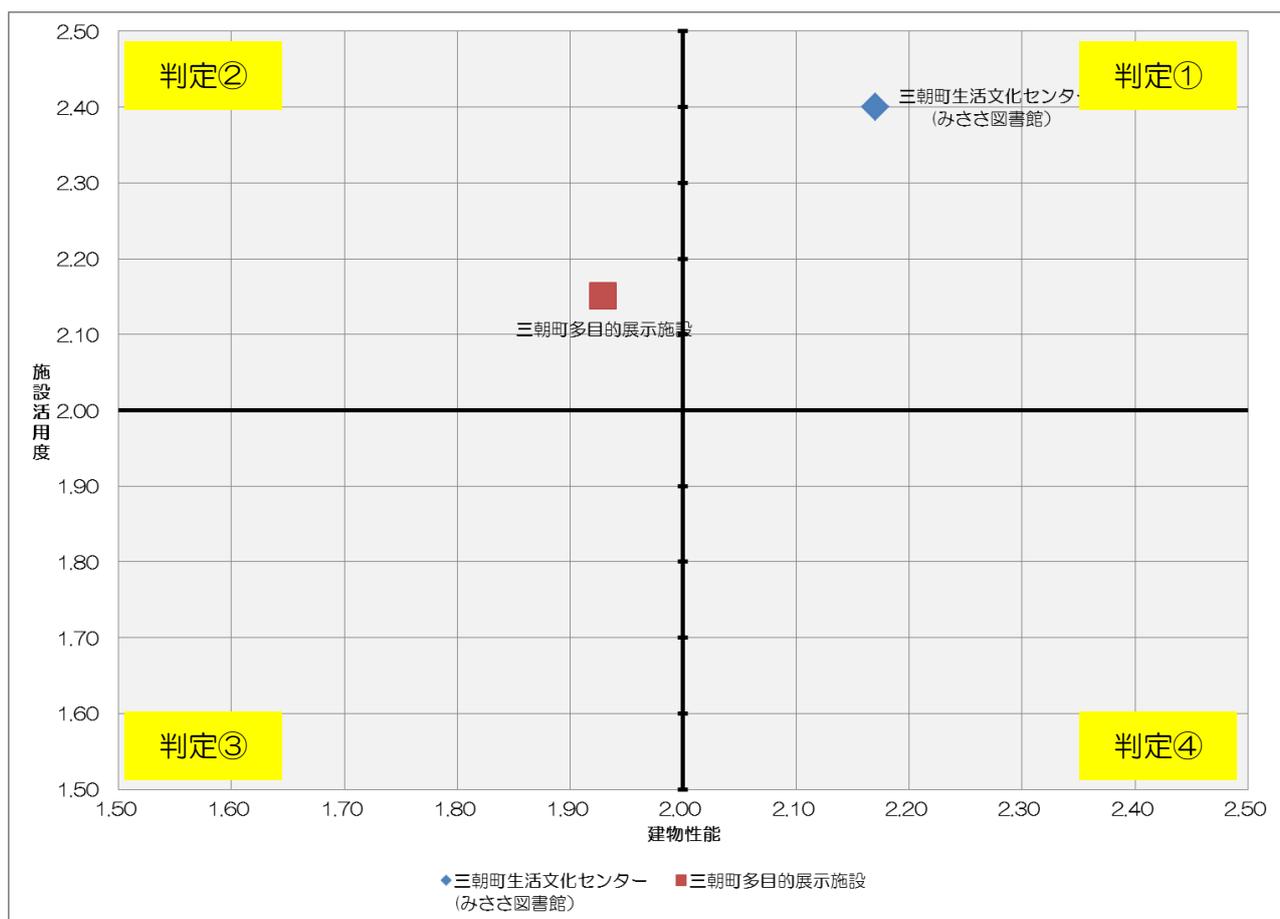
判定③ 建物性能は優れているが活用度が低い施設（施設用途の変更を検討する）

判定④ 建物性能・活用度ともに標準以下の施設（施設の必要性、在り方から見直す）

施設の状況評価一覧表

連番	施設名称	I. 安全性	II. 機能性	III. 環境性	IV. 社会性	V. 経済性	留意事項
1	三朝町生活文化センター (みささ図書館)	2.5	2.3	1.7	2.8	2.0	電灯設備で一箇所電気が付かない(配線関係の故障と思われる)
2	三朝町多目的展示施設	1.8	2.3	1.7	2.3	2.0	※展示館 建具周り・スリーブ周りの劣化が酷く用をなしていない

施設評価判定マトリクス表



判定結果一覧表

1次判定	施設名称	施設性能	施設活用度
①	三朝町生活文化センター(みささ図書館)	2.17	2.40
②	三朝町多目的展示施設	1.93	2.15

※施設性能は(安全性、機能性、環境性)、施設活用度は(社会性、経済性)より査定

③維持管理の基本方針

a. 点検・診断等の実施方針

点検、保守、簡易修繕について計画的な方法を検討します。平成 28、平成 29 年度に全ての主要な施設について、不具合性を含む品質の簡易な施設診断を実施します。

b. 維持管理・修繕・更新等の実施方針

「三朝町生活文化センター(みささ図書館)、三朝町多目的展示施設」については、修繕・更新等の計画案を、平成 28 年度に検討します。改修工事を行う場合は、計画的に実施することにより削減効果を生み出せるようにします。

c. 安全確保の実施方針

「三朝町多目的展示施設」については、建物の室内における安全確保の体制を再度検討していきます。

d. 耐震化の実施方針

新耐震基準を満たしているので、「維持管理・修繕・更新等の実施方針」で対応していきます。

e. 長寿命化の実施方針

「三朝町生活文化センター(みささ図書館)、三朝町多目的展示施設」については、目標耐用年数時に長寿命化改修を行うことによって施設を長期使用できるようにしていきます。

f. 統合や廃止の推進方針

危険性の高い施設や老朽化等による供用廃止を必要とする施設でないため、「維持管理・修繕・更新等の実施方針」で対応していきます。

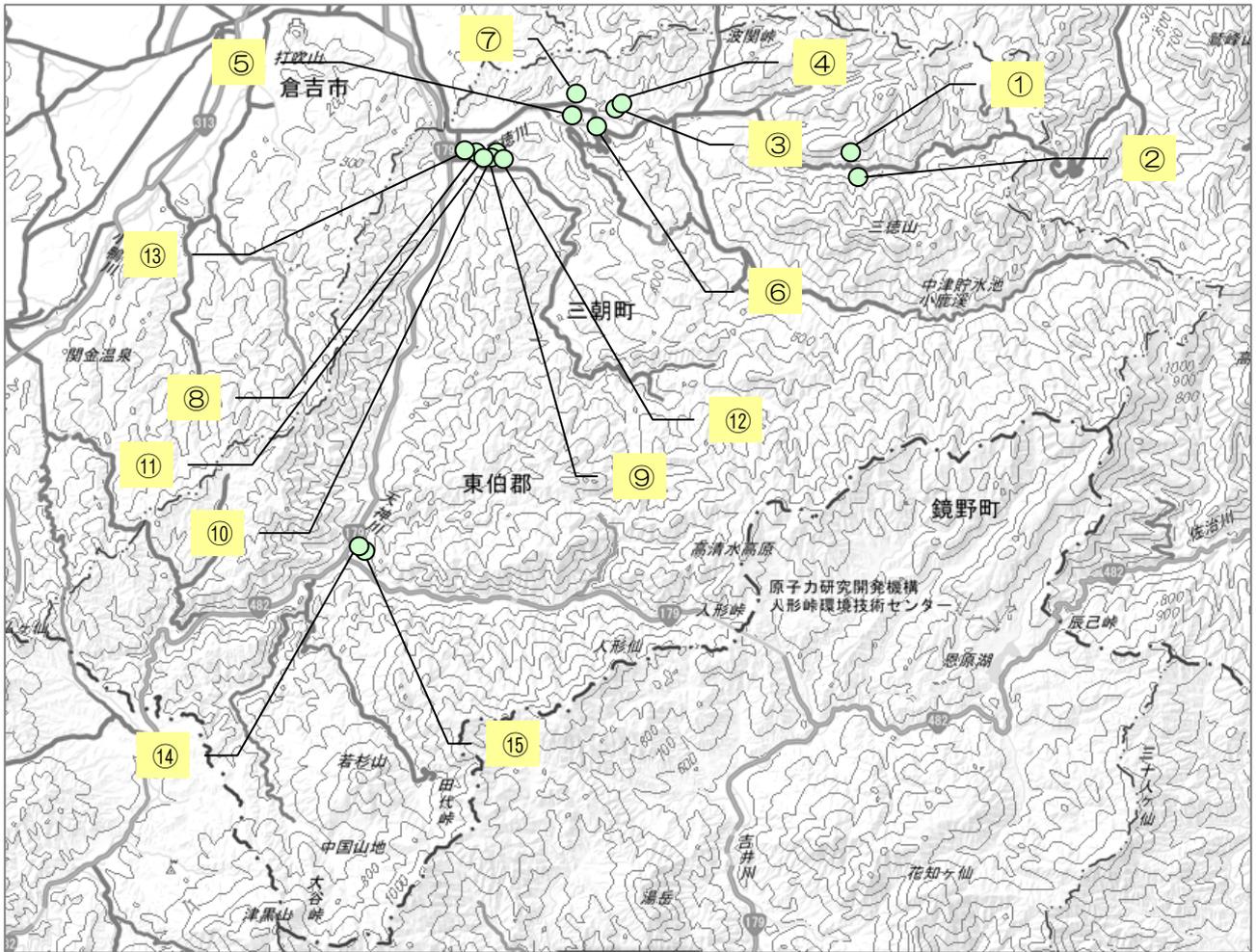
g. 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

公共施設等のマネジメント推進体制については、平成 28、平成 29 年度に検討し、構築していきます。

4. スポーツ・レクリエーション系施設

①施設状況

施設配置の状況



国土地理院より

施設概要

施設数：15 施設

設置目的

ブランナールみささ：国民の誰もが健全なレクリエーションと健康の増進をはかるため気軽に利用できるよという目的で設置（一般社団法人国民宿舎協会より）
また、渋滞防止、安全確保の目的で立体駐車場を設置

三朝町ふるさと健康むら：町民の余暇活動と交流を助長し、もって町民の健康で文化的な生活の向上に資するため設置

三朝温泉観光商工センター：本町の観光及び商工業の振興を図り、地域の活性化と地域住民の福祉の増進に寄与することを目的として設置

三朝町総合スポーツセンター：本町の体育、スポーツ及びレクリエーションの振興を図り、もって地域住民の健康の増進に寄与することを目的として設置

三徳山ふるさと自然のみちウォーキングセンター：町民の余暇活動と交流を助長し、自然とのふれあいや自然環境に関する意識を高め、もって町民の健康で文化的な生活の向上に資するために設置

三朝町立社会体育施設：町民の心身の健全な発達に寄与するため設置

三朝町農林漁業者健康増進施設：三朝町の農林漁業者及びその子弟の健康増進を図る拠点として設置

連番	施設名称	棟数	地区区分
1	三徳山ウォーキングセンター	1	三徳地区
2	三徳山参詣公衆便所	1	三徳地区
3	ブランナールみささ	1	三朝地区
4	ブランナールみささ立体駐車場	1	三朝地区
5	ふるさと健康むら	4	三朝地区
6	三朝温泉観光商工センター	1	三朝地区
7	三朝町総合スポーツセンター	1	三朝地区
8	総合運動施設(テニスコートほか)	1	旭地区
9	多目的スポーツ広場(管理棟)	1	旭地区
10	町営三朝陸上競技場	1	旭地区
11	町民プール(本泉)/町民武道館	4	旭地区
12	町民運動場施設(野球場横)	1	旭地区
13	農林漁業者健康増進施設	1	旭地区
14	竹田地区町民体育館	1	竹田地区
15	町民プール(穴鴨)	4	竹田地区
合計		24	

1	2	3	4
三徳山ウォーキングセンター	三徳山参詣公衆便所	プランナールみささ	プランナールみささ立体駐車場
5	6	7	8
ふるさと健康むら(管理棟)	三朝温泉観光商工センター	三朝町総合スポーツセンター	総合運動施設(テニスコートほか)
9	10	11	12
多目的スポーツ広場(管理棟)	町営三朝陸上競技場	町民プール(本泉)/町民武道館	町民運動場施設(野球場横)
13	14	15	
農林漁業者健康増進施設	竹田地区町民体育館	町民プール(穴鴨)	

連番	施設名称	棟数	延床面積 (㎡)	年度	耐用年数 (年)	経過年数 (年)	残存年数 (年)	地区区分
1	三徳山ウォーキングセンター	1	180	平成10	20	16	4	三徳地区
2	三徳山参詣公衆便所	1	26	平成11	15	15	0	三徳地区
3	プランナールみささ	1	6,355	平成5	47	21	26	三朝地区
4	プランナールみささ立体駐車場	1	1,482	平成6	31	20	11	三朝地区
5	ふるさと健康むら	4	700	平成2	31	24	7	三朝地区
6	三朝温泉観光商工センター	1	386	平成26	22	0	22	三朝地区
7	三朝町総合スポーツセンター	1	3,413	昭和54	34	35	0	三朝地区
8	総合運動施設 (テニスコートほか)	1	128	昭和59	41	30	11	旭地区
9	多目的スポーツ広場 (管理棟)	1	90	昭和56	41	33	8	旭地区
10	町営三朝陸上競技場	1	96	昭和59	41	30	11	旭地区
11-1	町民プール(本泉)/町民武道館	3	376	昭和43	34	46	0	旭地区
11-2	町民プール(本泉)/町民武道館	1	478	昭和43	47	46	1	旭地区
12	町民運動場施設 (野球場横)	1	33	昭和50	38	39	0	旭地区
13	農林漁業者健康増進施設	1	1,386	昭和56	34	33	1	旭地区
14	竹田地区町民体育館	1	737	昭和61	34	28	6	竹田地区
15-1	町民プール (穴鴨)	2	53	昭和44	38	45	0	竹田地区
15-2	町民プール (穴鴨)	2	365	昭和44	47	45	2	竹田地区
合 計		24	16,284					

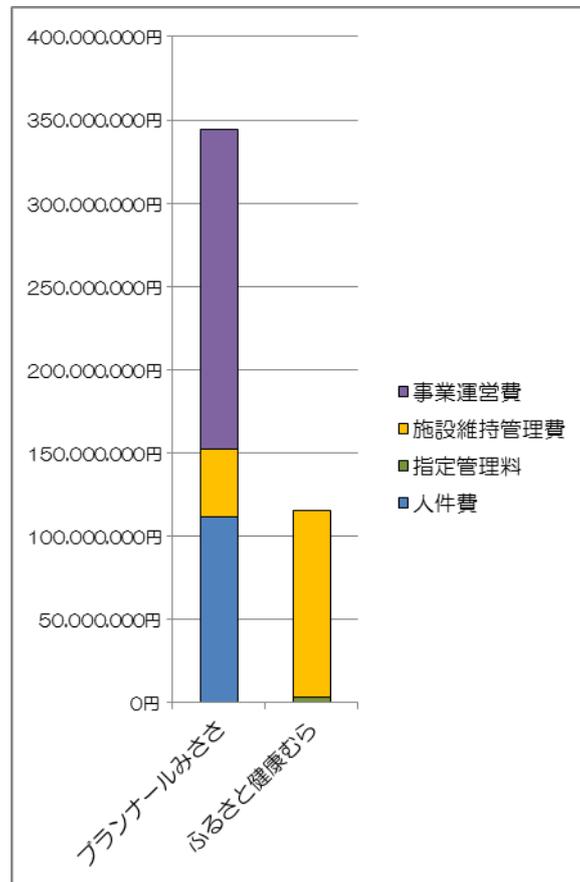
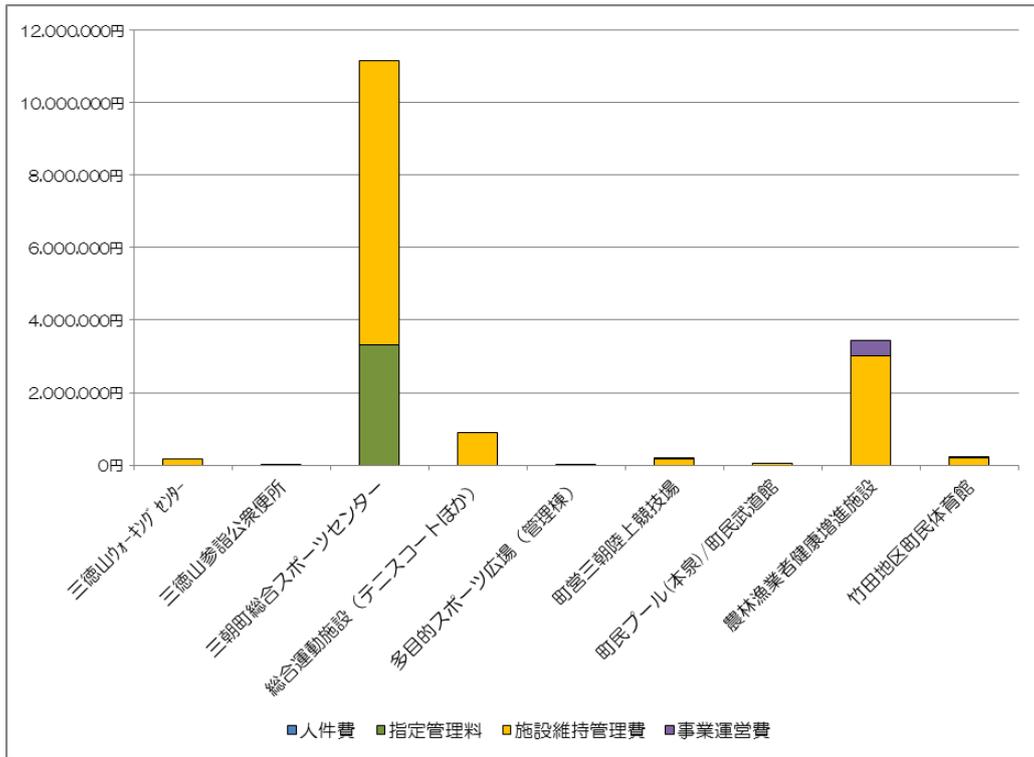
※6：三朝温泉観光商工センターは、H26年度に供用開始されているが、H25年度末に建物が竣工していたため計上した。

施設コスト・収入

項 目	スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ・レクリエーション系施設	
	財務課	財務課	財務課	企画観光課	
	三徳山ウォーキングセンター	三徳山参詣公衆便所	プランナールみささ	ふるさと健康むら	
利用者からの収入 (円)	10,500	0	248,030,246	0	
支出合計 (円)	171,490	15,920	344,232,064	115,334,840	
内訳	人件費	0	0	111,590,975	0
	指定管理料	0	0	0	3,503,000
	施設維持管理費	171,490	15,920	40,558,139	111,831,840
	事業運営費	0	0	192,082,950	0
1㎡あたりのコスト (円/㎡)	953	618	43,924	165,059	

項 目		ｽﾎｰｯ・ﾚｸﾘｰｼｮﾝ系施設	ｽﾎｰｯ・ﾚｸﾘｰｼｮﾝ系施設	ｽﾎｰｯ・ﾚｸﾘｰｼｮﾝ系施設	ｽﾎｰｯ・ﾚｸﾘｰｼｮﾝ系施設
		企画観光課	教育委員会事務局	教育委員会事務局	教育委員会事務局
		三朝町総合スポーツセンター	総合運動施設 (テニスコートほか)	多目的スポーツ広場 (管理棟)	町営三朝陸上競技場
利用者からの収入(円)		0	302,400	59,750	122,400
支出合計(円)		11,161,883	908,772	3,815	185,703
内訳	人件費	0	0	0	0
	指定管理料	3,310,000	0	0	0
	施設維持管理費	7,851,883	908,772	3,815	158,553
	事業運営費	0	0	0	27,150
1㎡あたりのコスト(円/㎡)		3,270	7,104	42	1,934

項 目		ｽﾎｰｯ・ﾚｸﾘｰｼｮﾝ系施設	ｽﾎｰｯ・ﾚｸﾘｰｼｮﾝ系施設	ｽﾎｰｯ・ﾚｸﾘｰｼｮﾝ系施設
		教育委員会事務局	教育委員会事務局	総務課
		町民プール(本泉)/町民武道館	農林漁業者健康増進施設	竹田地区町民体育館
利用者からの収入(円)		0	361,000	0
支出合計(円)		56,306	3,440,316	232,982
内訳	人件費	0	0	0
	指定管理料	0	0	0
	施設維持管理費	56,306	3,008,076	210,883
	事業運営費	0	432,240	22,099
1㎡あたりのコスト(円/㎡)		66	2,481	316



②施設の評価

対象とした施設について、施設ごとに建物の性能や維持・管理状況や、収入・支出の状況、利用状況の調査及び評価を行います。具体的には、施設ごとに安全性、機能性、環境性、社会性、経済性について、施設担当者へのヒアリングや現地調査結果をもとに、3段階で評価します。

			評価指標		
項目			A（優る・適）	B（普通・標準）	C（劣る・不適）
①	安全性	保守・点検	主要構造部、空調・給排水・電気設備、昇降機・駐車設備、消防		
		躯体	経過年数、耐震レベル		
		防災・防犯	災害時避難、防犯対策		
②	機能性	空間性能	天井高、部屋の広さ、天井・壁・床の劣化		
		室内環境	室内環境（空調、衛生、音、光）、設備の不具合		
		バリアフリー	バリアフリー対応		
		情報化	情報化環境（OAフロアの有無）、情報対策		
③	環境性	環境負荷低減	省エネ・省資源対策		
		環境保全性	周辺環境への配慮、廃棄物の処理		
④	社会性	景観性	地域・地区の良好な景観形成へ寄与		
		地域性	歴史・文化・風土への配慮、地域への寄与		
		建物規模	利用者、住民から見た施設の規模		
		利用性	利用者数・稼働率		
⑤	経済性	運営コスト	類似施設比較、今後の運営費予測		

A（優・適） 3点、B（普通・標準） 2点、C（劣・不適） 1点 の配点で項目ごとの得点を性質別に集計します。なお、留意箇所として、「Ⅰ. 安全性、Ⅱ. 機能性、Ⅲ. 環境性、Ⅳ. 社会性、Ⅴ. 経済性」のそれぞれについて「平均点 1.5 以下はピンク色」、「平均点 1.6 以上 2.0 未满是黄色」で表示しています。

1次判定として、以下の4つの判定結果をマトリクス表にまとめます。

判定① 建物性能・活用度ともに標準以上の施設（維持保全しながら継続使用する）

判定② 建物性能は劣るが活用度が高い施設（性能が劣る部分の改修を検討する）

判定③ 建物性能は優れているが活用度が低い施設（施設用途の変更を検討する）

判定④ 建物性能・活用度ともに標準以下の施設（施設の必要性、在り方から見直す）

施設の状況評価一覧表

連番	施設名称	I. 安全性	II. 機能性	III. 環境性	IV. 社会性	V. 経済性	留意事項
1	三徳山ウォーキングセンター	2.2	1.9	1.7	2.3	2.0	平成26年度途中から使用中止
2	三徳山参詣公衆便所	1.8	1.9	1.7	2.3	2.0	
3	プランナールみささ	2.7	2.3	1.7	2.0	1.5	特になし
4	プランナールみささ立体駐車場	2.0	2.0	2.0	1.5	1.5	駐車場に排水不良箇所有り（水たまりができる箇所多い）
5	ふるさと健康むら	2.1	2.3	1.7	2.3	2.0	
6	三朝温泉観光商工センター	2.3	2.8	2.0	2.5	2.0	
7	三朝町総合スポーツセンター	2.1	2.3	1.7	2.3	1.5	建具周り・スリーブ周りの劣化が酷い、天井に雨漏り箇所有り、サッシ等で倉庫・物置等の人の出入りのない箇所ではあるがヒビの入ったガラスが多くみられる、駐車場に陥没等の劣化箇所が多くみられる
8	総合運動施設（テニスコートほか）	1.5	1.9	1.7	1.8	2.0	基礎に破損・鉄筋露出箇所有り、躯体に鉄筋露出箇所有り、建具周り・スリーブ周りの劣化が進んでいる、金物（掲示板金具部分）が老朽化・サビにより欠損している、犬走り部分のタイルに破損箇所有り、排水不良箇所有り
9	多目的スポーツ広場（管理棟）	1.2	1.6	1.7	1.8	2.0	
10	町営三朝陸上競技場	1.5	1.6	1.7	2.3	2.0	
11	町民プール(本泉)/町民武道館	1.5	1.0	1.0	1.0	1.0	※武道館 基礎に亀裂・破損箇所有り、天井に雨漏り箇所有り（屋根部分に破損の可能性有り）、木製ドアが老朽化によりポロポロ ※水泳プール 日よけ屋根に破損箇所有り、日よけ屋根の支持金物もサビが酷い状態
12	農林漁業者健康増進施設	2.1	1.9	1.7	2.0	2.0	※体育館 基礎部分の亀裂・ひび割れ箇所が多い、傾斜屋根の全面的にサビ・縁部分の破損箇所が多い（雨漏りの原因）、建具周り・スリーブ周りの劣化が進み用をなしていない、部材接合部は隙間ができて、常時外気が入り込む箇所が有る、共用内部等は雨漏り箇所有り、共用トイレは男子手洗い場が使用不能、電灯設備は一部電灯カバー欠損又は割れた箇所有り、フェンスにサビや破損箇所が多い
13	竹田地区町民体育館	1.9	1.6	1.7	2.0	2.0	外壁等のカビ・錆が酷い、水平目地・垂直目地は用をなしていない、エントランスホールに雨漏り箇所有り、換気口に巨大なスズメバチの巣有り、外壁に設置された照明（南小学校校庭用）の取り付け部分が劣化している（2014/10/31時点）
14	町民プール（穴鴨）	1.5	1.0	1.0	1.0	1.0	外壁等にひび割れ有、共用トイレの内壁剥がれ・汚れが酷い（現在は使用していないと思われる）、日よけの支持金物にサビが多い

判定結果一覧表

1次判定	施設名称	施設性能	施設活用度
①	ふるさと健康むら	2.03	2.15
①	三朝温泉観光商工センター	2.37	2.25
②	三徳山ウォーキングセンター	1.93	2.15
②	三徳山参詣公衆便所	1.80	2.15
②	町営三朝陸上競技場	1.60	2.15
②	農林漁業者健康増進施設	1.90	2.00
②	竹田地区町民体育館	1.73	2.00
③	総合運動施設（テニスコートほか）	1.70	1.90
③	多目的スポーツ広場（管理棟）	1.50	1.90
③	町民プール(本泉)/町民武道館	1.17	1.00
③	町民プール（穴鴨）	1.17	1.00
④	ブランナールみささ	2.23	1.75
④	ブランナールみささ立体駐車場	2.00	1.50
④	三朝町総合スポーツセンター	2.03	1.90

※施設性能は（安全性、機能性、環境性）、施設活用度は（社会性、経済性）より査定

③維持管理の基本方針

a. 点検・診断等の実施方針

点検、保守、簡易修繕について計画的な方法を検討します。平成 28、平成 29 年度に全ての主要な施設について、不具合性を含む品質の簡易な施設診断を実施します。

b. 維持管理・修繕・更新等の実施方針

「町民運動場（野球場）、ふるさと健康むら、ブランナールみささ」については、修繕・更新等の計画案を、平成 28 年度に検討します。改修工事を行う場合は、計画的に実施することにより削減効果を生み出せるようにします。

c. 安全確保の実施方針

「ブランナールみささ、三朝温泉観光商工センター、三朝町総合スポーツセンター、町民武道館、竹田地区町民体育館」については、避難場所に指定されています。特に、「町民武道館、竹田地区町民体育館」の建物性能については、検討を行っていきます。また、ブランナールみささ立体駐車場については、施設利用者への設備の不具合による事故を防ぐために、施設内の視認性の向上や点検・保守の在り方について、再度検討していきます。

d. 耐震化の実施方針

昭和 56 年以前に建築された施設について、優先的に、耐震改修を完了させるようにしていきます。

e. 長寿命化の実施方針

「ブランナールみささ」については、目標耐用年数時に長寿命化改修を行うことによって施設を長期使用できるようにしていきます。また、「竹田地区町民体育館」については、小学校統合に係る施設整備と併せて、検討を進めていきます。

f. 統合や廃止の推進方針

特に、一次判定で③である「総合運動施設（テニスコートほか）、多目的スポーツ広場（管理棟）、町民プール(本泉)/町民武道館、町民プール（穴鴨）」については、平成 28 年度に統合や廃止の判断基準について検討していきます。

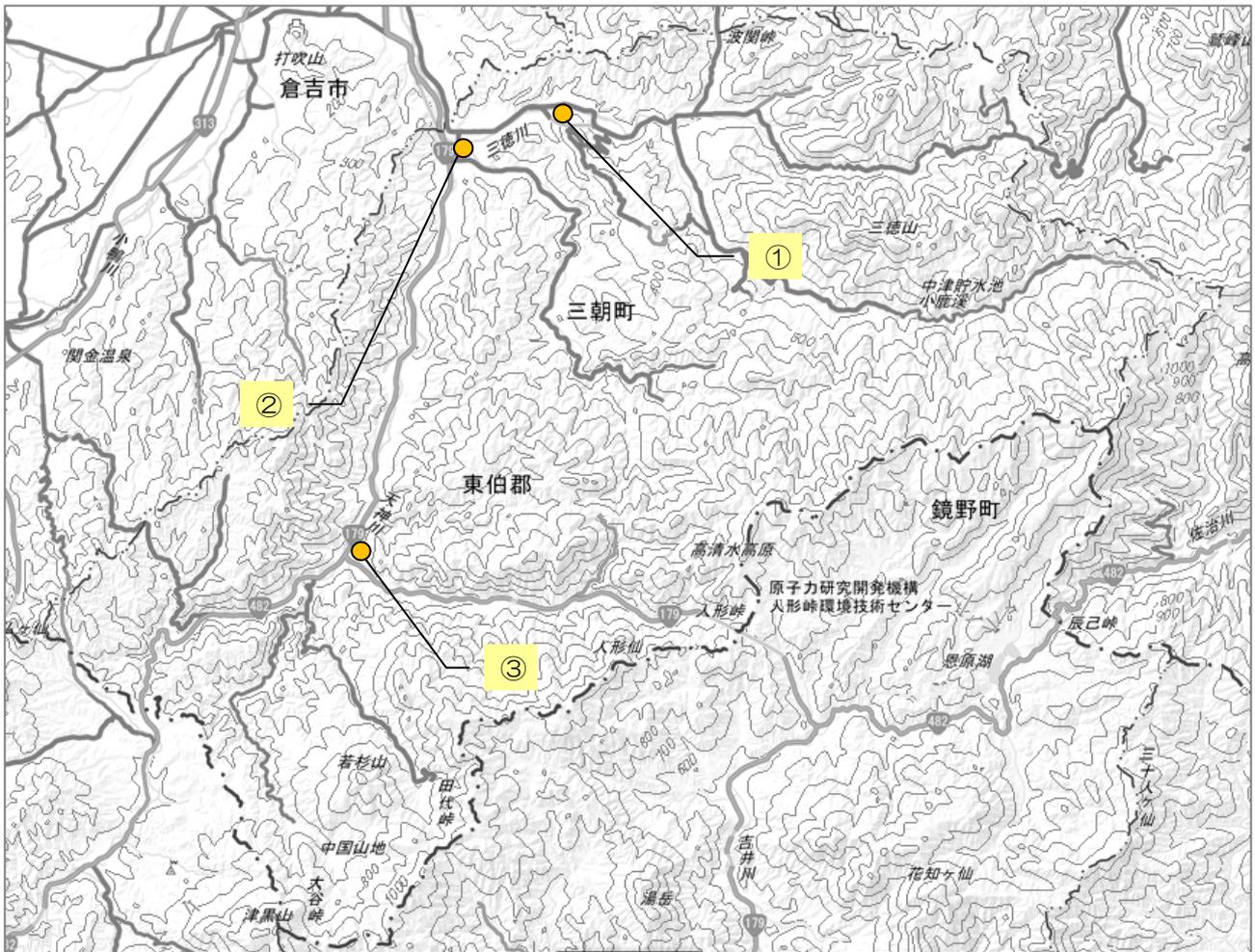
g. 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

公共施設等のマネジメント推進体制については、平成 28、平成 29 年度に検討し、構築していきます。

5. 子育て支援施設

①施設状況

施設配置の状況



国土地理院より

施設概要

施設数：3 施設

設置目的：保育を必要とする乳児又は幼児を保育することにより児童の健全な育成を図るため、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）第 35 条第 3 項の規定に基づき、法第 39 条に規定する保育所を設置

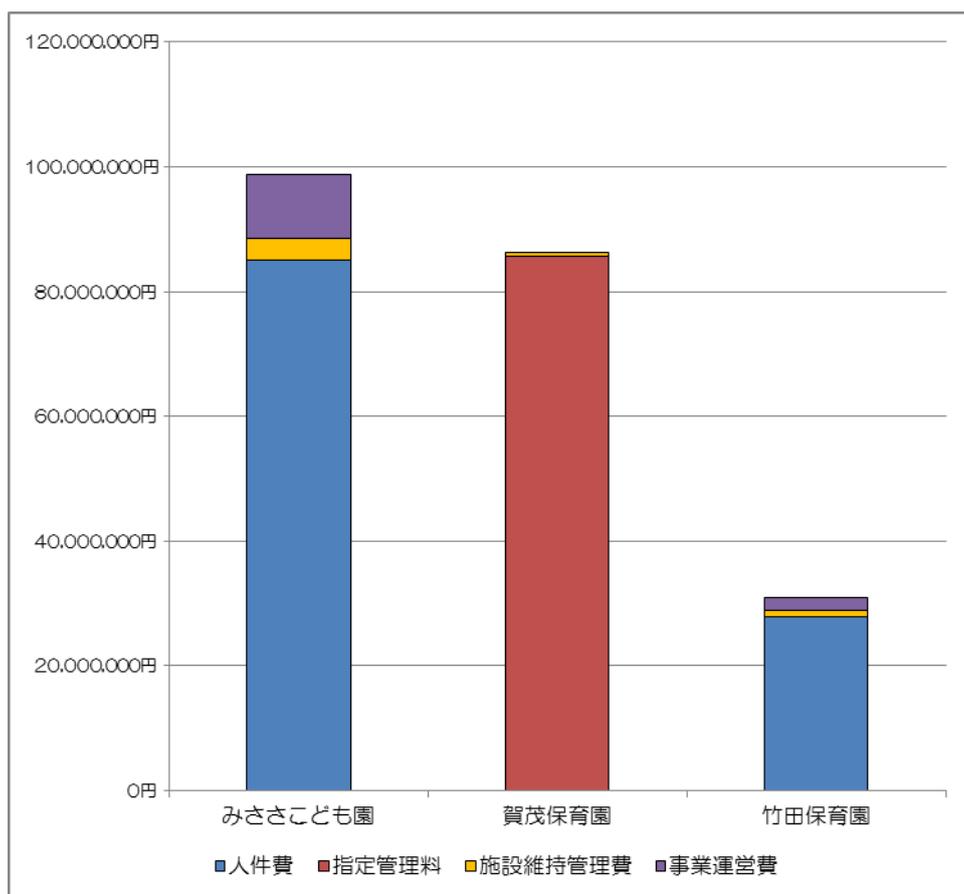
連番	施設名称	棟数	地区区分
1	みささこども園	3	三朝地区
2	賀茂保育園	1	旭地区
3	竹田保育園	2	竹田地区
合 計		6	



連番	施設名称	棟数	延床面積 (㎡)	年度	耐用年数 (年)	経過年数 (年)	残存年数 (年)	地区区分
1-1	みささこども園	1	6	平成24	15	2	13	三朝地区
1-2	みささこども園	1	1,396	平成24	22	2	20	三朝地区
1-3	みささこども園	1	6	平成24	31	2	29	三朝地区
2	賀茂保育園	1	1,014	平成14	22	12	10	旭地区
3-1	竹田保育園	1	370	昭和53	22	36	○	竹田地区
3-2	竹田保育園	1	12	昭和53	34	36	○	竹田地区
合 計		6	2,804					

施設コスト・収入

項 目	子育て支援施設	子育て支援施設	子育て支援施設	
	子育て健康課	子育て健康課	子育て健康課	
	みささこども園	賀茂保育園	竹田保育園	
利用者からの収入（円）	23,470,000	20,995,000	2,146,000	
支出合計（円）	98,830,638	86,222,201	30,888,242	
内訳	人件費	84,939,000	0	27,753,000
	指定管理料	0	85,728,120	0
	施設維持管理費	3,602,042	494,081	1,076,673
	事業運営費	10,289,596	0	2,058,569
1㎡あたりのコスト（円/㎡）	70,232	85,042	80,902	



②施設の評価

対象とした施設について、施設ごとに建物の性能や維持・管理状況や、収入・支出の状況、利用状況の調査及び評価を行います。具体的には、施設ごとに安全性、機能性、環境性、社会性、経済性について、施設担当者へのヒアリングや現地調査結果をもとに、3段階で評価します。

		評価指標		
項目		A (優る・適)	B (普通・標準)	C (劣る・不適)
①	安全性	保守・点検	主要構造部、空調・給排水・電気設備、昇降機・駐車設備、消防	
		躯体	経過年数、耐震レベル	
		防災・防犯	災害時避難、防犯対策	
②	機能性	空間性能	天井高、部屋の広さ、天井・壁・床の劣化	
		室内環境	室内環境（空調、衛生、音、光）、設備の不具合	
		バリアフリー	バリアフリー対応	
		情報化	情報化環境（OAフロアの有無）、情報対策	
③	環境性	環境負荷低減	省エネ・省資源対策	
		環境保全性	周辺環境への配慮、廃棄物の処理	
④	社会性	景観性	地域・地区の良好な景観形成へ寄与	
		地域性	歴史・文化・風土への配慮、地域への寄与	
		建物規模	利用者、住民から見た施設の規模	
		利用性	利用者数・稼働率	
⑤	経済性	運営コスト	類似施設比較、今後の運営費予測	

A (優・適) 3点、B (普通・標準) 2点、C (劣・不適) 1点 の配点で項目ごとの得点を性質別に集計します。なお、留意箇所として、「Ⅰ. 安全性、Ⅱ. 機能性、Ⅲ. 環境性、Ⅳ. 社会性、Ⅴ. 経済性」のそれぞれについて「平均点 1.5 以下はピンク色」、「平均点 1.6 以上 2.0 未満は黄色」で表示しています。

1次判定として、以下の4つの判定結果をマトリクス表にまとめます。

判定① 建物性能・活用度ともに標準以上の施設（維持保全しながら継続使用する）

判定② 建物性能は劣るが活用度が高い施設（性能が劣る部分の改修を検討する）

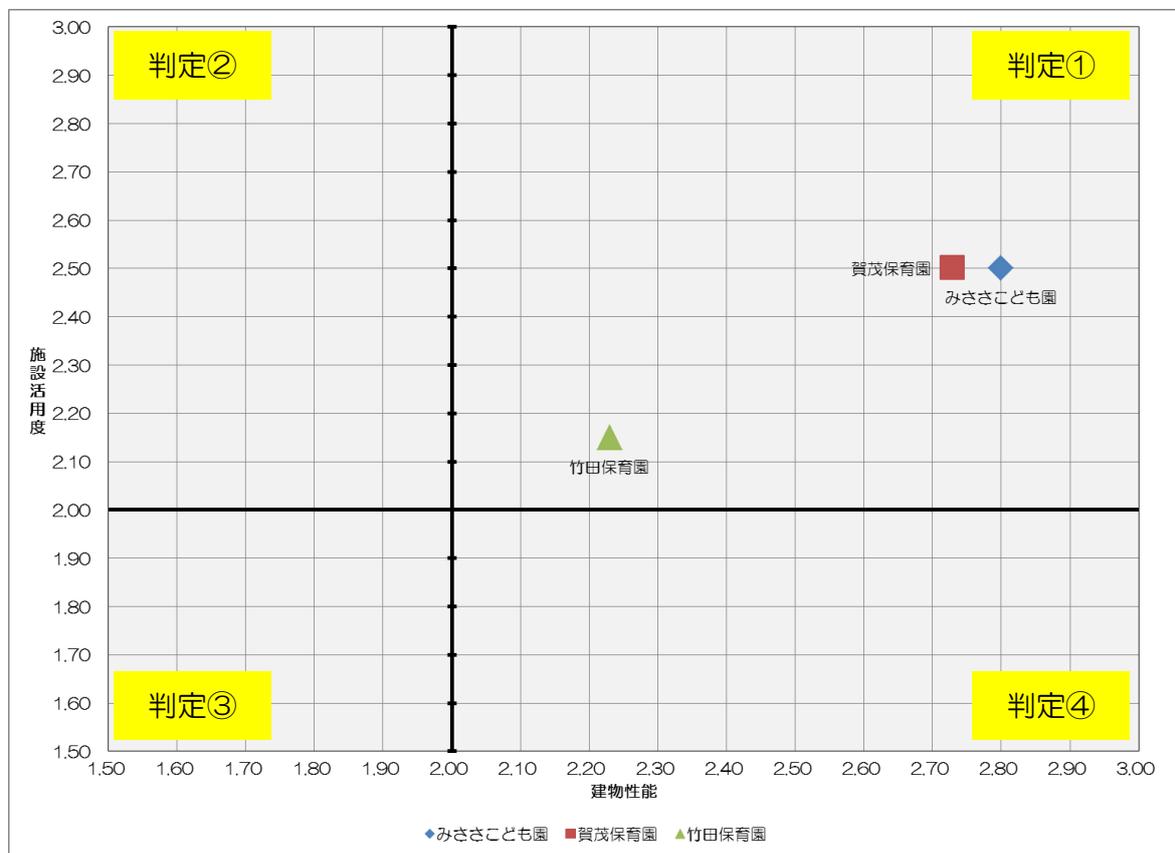
判定③ 建物性能は優れているが活用度が低い施設（施設用途の変更を検討する）

判定④ 建物性能・活用度ともに標準以下の施設（施設の必要性、在り方から見直す）

施設の状況評価一覧表

連番	施設名称	I. 安全性	II. 機能性	III. 環境性	IV. 社会性	V. 経済性	留意事項
1	みささこども園	2.4	3.0	3.0	3.0	2.0	H25.4.1共用開始の施設
2	賀茂保育園	2.2	3.0	3.0	3.0	2.0	バルコニーウッドデッキは雨水により腐食し欠損箇所有り（H27年度修繕予定）、排煙窓の開閉ワイヤーが老朽化又はサビにより正常動作を行える状況になく、窓が閉まりきらないため雨水が入ることがある（H27年度修繕予定）
3	竹田保育園	1.6	2.8	2.3	2.8	1.5	入口及びバルコニーの木製柱一部に腐食有り、建具周り・スリップ周りの劣化が進んでいる、トイレの天井において雨漏り部分有り（常時ふき取り）、小便器の一つが使用不可中

施設評価判定マトリクス表



判定結果一覧表

1次判定	施設名称	施設性能	施設活用度
①	みささこども園	2.80	2.50
①	賀茂保育園	2.73	2.50
①	竹田保育園	2.23	2.15

※施設性能は（安全性、機能性、環境性）、施設活用度は（社会性、経済性）より査定

③維持管理の基本方針

a. 点検・診断等の実施方針

点検、保守、簡易修繕について計画的な方法を検討します。平成 28、平成 29 年度に全ての主要な施設について、不具合性を含む品質の簡易な施設診断を実施します。

b. 維持管理・修繕・更新等の実施方針

「竹田保育園」については、修繕・更新等の計画案を、平成 28 年度に検討します。改修工事を行う場合は、計画的に実施することにより削減効果を生み出せるようにします。

c. 安全確保の実施方針

特に、法定耐用年数を超過している「竹田保育園」の建物性能については、検討を行います。

d. 耐震化の実施方針

昭和 56 年以前に建築された施設については、「長寿命化の実施方針」と併せて検討していきます。

e. 長寿命化の実施方針

「賀茂保育園」については、目標耐用年数時に長寿命化改修を行うことによって施設を長期使用できるようにしていきます。

f. 統合や廃止の推進方針

「竹田保育園」については、現段階では統合や廃止についての方針は明確でないが、「学校教育系施設」と併せて検討していきます。

g. 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

公共施設等のマネジメント推進体制については、平成 28、平成 29 年度に検討し、構築していきます。

6. 保健・福祉施設

①施設状況

施設配置の状況



国土地理院より

施設概要

施設数：1 施設

設置目的：町民に対する福祉サービスを総合的に行う活動の拠点として設置

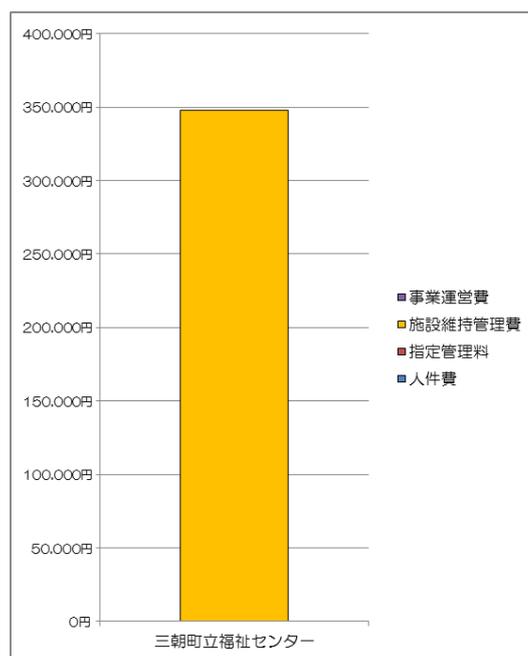
連番	施設名称	棟数	地区区分
1	三朝町立福祉センター	2	三朝地区
合 計		2	

1-1	1-2
三朝町立福祉センター	三朝町立福祉センター車庫
	

連番	施設名称	棟数	延床面積 (㎡)	年度	耐用年数 (年)	経過年数 (年)	残存年数 (年)	地区区分
1-1	三朝町立福祉センター	1	1,626	平成4	38	22	16	三朝地区
1-2	三朝町立福祉センター	1	235	平成4	31	22	9	三朝地区
合 計		1	1,861					

施設コスト・収入

項 目		保健・福祉施設	
		子育て健康課・福祉課	
		三朝町立福祉センター	
利用者からの収入 (円)		0	
支出合計 (円)		348,052	
内訳	人件費	0	
	指定管理料	0	
	施設維持管理費	348,052	
	事業運営費	0	
1㎡あたりのコスト (円/㎡)		187	



②施設の評価

対象とした施設について、施設ごとに建物の性能や維持・管理状況や、収入・支出の状況、利用状況の調査及び評価を行います。具体的には、施設ごとに安全性、機能性、環境性、社会性、経済性について、施設担当者へのヒアリングや現地調査結果をもとに、3段階で評価します。

		評価指標		
項目		A (優る・適)	B (普通・標準)	C (劣る・不適)
①	安全性	保守・点検	主要構造部、空調・給排水・電気設備、昇降機・駐車設備、消防	
		躯体	経過年数、耐震レベル	
		防災・防犯	災害時避難、防犯対策	
②	機能性	空間性能	天井高、部屋の広さ、天井・壁・床の劣化	
		室内環境	室内環境（空調、衛生、音、光）、設備の不具合	
		バリアフリー	バリアフリー対応	
		情報化	情報化環境（OAフロアの有無）、情報対策	
③	環境性	環境負荷低減	省エネ・省資源対策	
		環境保全性	周辺環境への配慮、廃棄物の処理	
④	社会性	景観性	地域・地区の良好な景観形成へ寄与	
		地域性	歴史・文化・風土への配慮、地域への寄与	
		建物規模	利用者、住民から見た施設の規模	
		利用性	利用者数・稼働率	
⑤	経済性	運営コスト	類似施設比較、今後の運営費予測	

A (優・適) 3点、B (普通・標準) 2点、C (劣・不適) 1点 の配点で項目ごとの得点を性質別に集計します。なお、留意箇所として、「I. 安全性、II. 機能性、III. 環境性、IV. 社会性、V. 経済性」のそれぞれについて「平均点 1.5 以下はピンク色」、「平均点 1.6 以上 2.0 未満は黄色」で表示しています。

1次判定として、以下の4つの判定結果をマトリクス表にまとめます。

判定① 建物性能・活用度ともに標準以上の施設（維持保全しながら継続使用する）

判定② 建物性能は劣るが活用度が高い施設（性能が劣る部分の改修を検討する）

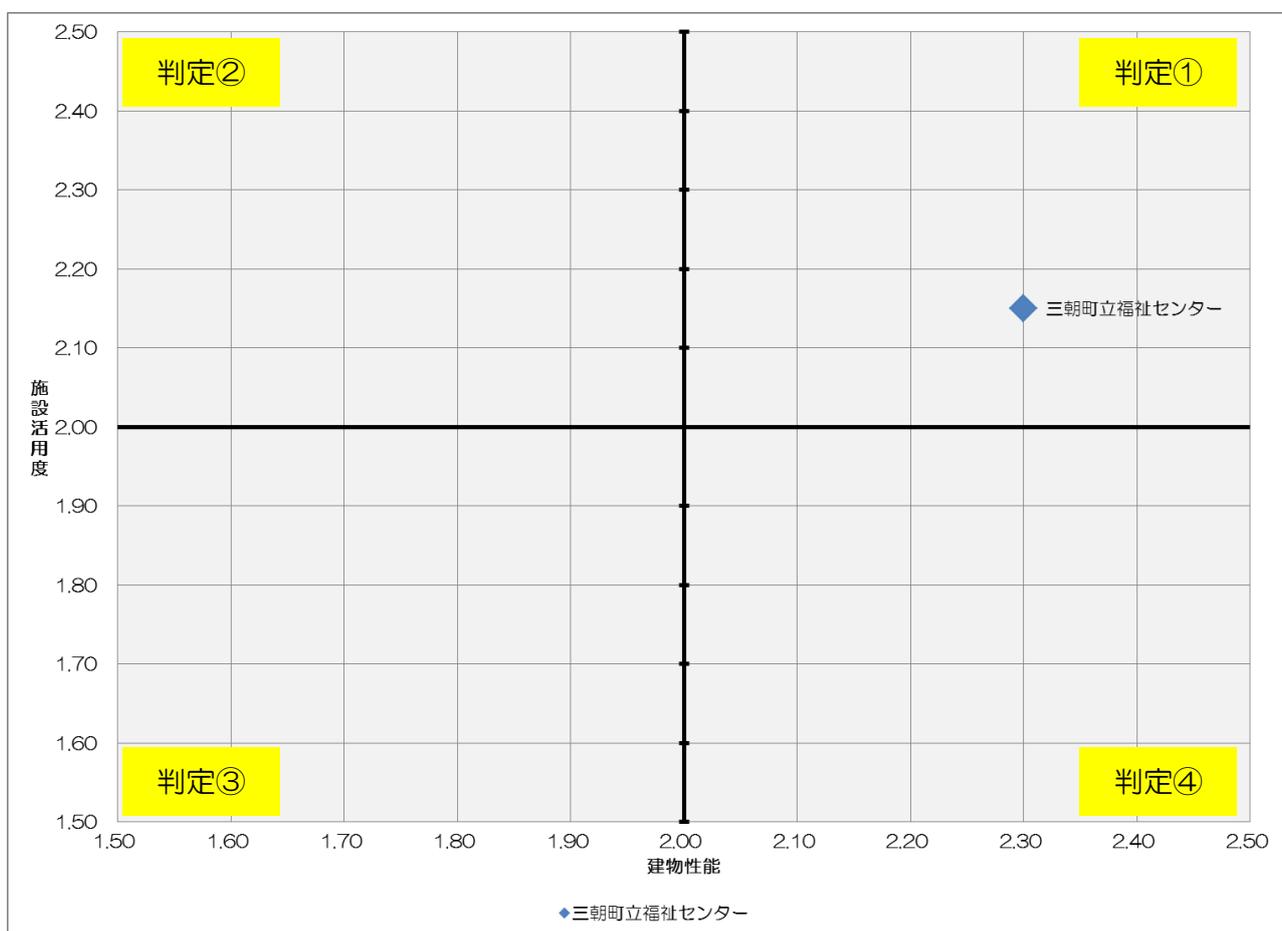
判定③ 建物性能は優れているが活用度が低い施設（施設用途の変更を検討する）

判定④ 建物性能・活用度ともに標準以下の施設（施設の必要性、在り方から見直す）

施設の状況評価一覧表

連番	施設名称	I. 安全性	II. 機能性	III. 環境性	IV. 社会性	V. 経済性	留意事項
1	三朝町立福祉センター	2.6	2.6	1.7	2.3	2.0	※地域福祉センター 一部基礎廻りの土砂が流出（雨水によると推測）、汚水管路沿いに陥没している箇所あり ※車庫 ドア上部屋根一部破損箇所あり

施設評価判定マトリクス表



判定結果一覧表

1次判定	施設名称	施設性能	施設活用度
①	三朝町立福祉センター	2.30	2.15

※施設性能は（安全性、機能性、環境性）、施設活用度は（社会性、経済性）より査定

③維持管理の基本方針

a. 点検・診断等の実施方針

点検、保守、簡易修繕について計画的な方法を検討します。平成 28、平成 29 年度に、不具合性を含む品質の簡易な施設診断を実施します。

b. 維持管理・修繕・更新等の実施方針

修繕・改修工事を行う場合は、計画的に実施することにより削減効果を生み出せるようにします。

c. 安全確保の実施方針

「三朝町立福祉センター」は、避難場所に指定されています。施設利用者における障害を想定して、建物の室内における安全確保を再度検討していきます。

d. 耐震化の実施方針

新耐震基準を満たしているので、「維持管理・修繕・更新等の実施方針」で対応していきます。

e. 長寿命化の実施方針

「三朝町立福祉センター」については、目標耐用年数時に長寿命化改修を行うことによって施設を長期使用できるようにしていきます。

f. 統合や廃止の推進方針

危険性の高い施設や老朽化等による供用廃止を必要とする施設でないため、「維持管理・修繕・更新等の実施方針」で対応していきます。

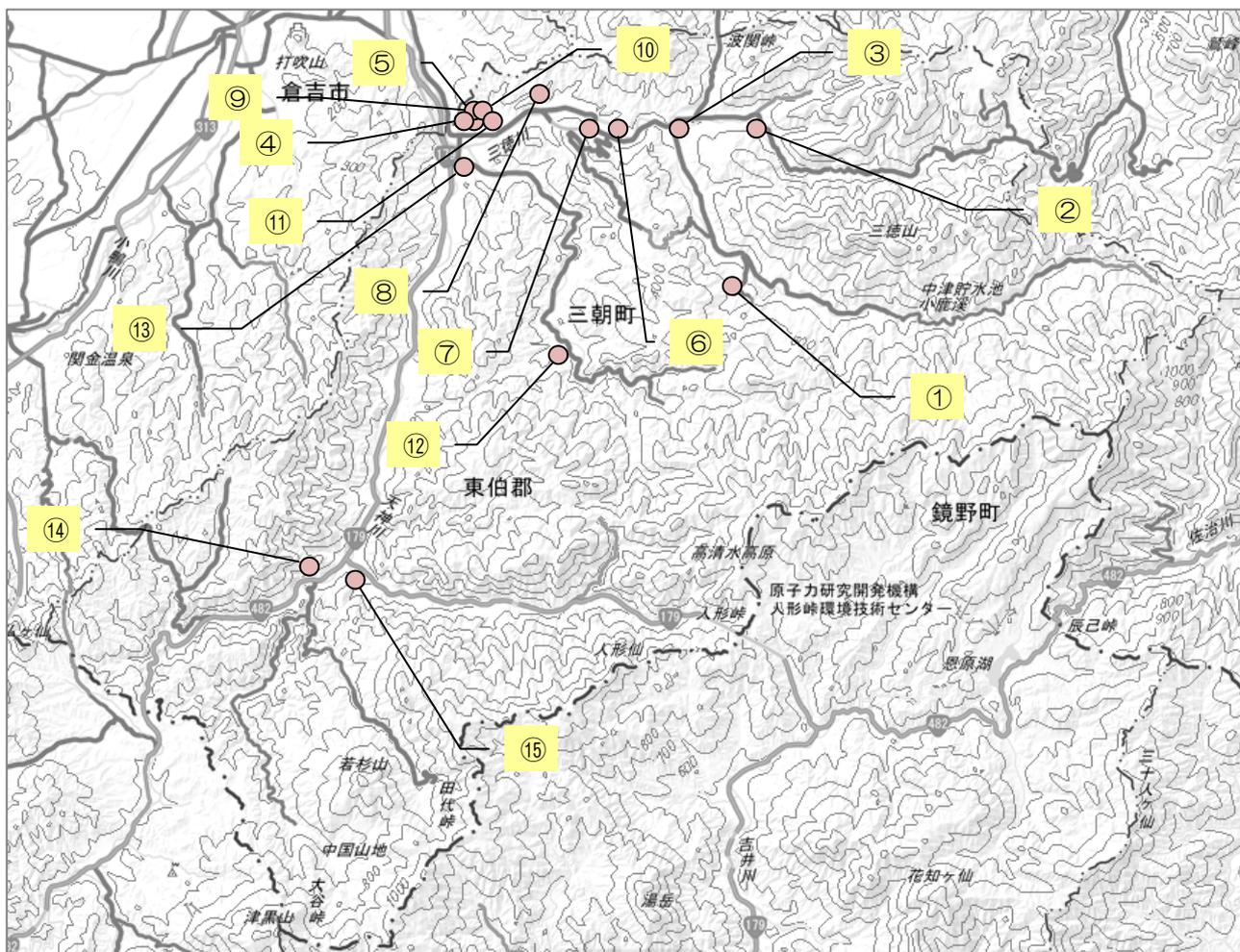
g. 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

公共施設等のマネジメント推進体制については、平成 28、平成 29 年度に検討し、構築していきます。

7. 行政系施設

①施設状況

施設配置の状況



国土地理院より

施設概要

施設数：15 施設

設置目的

役場庁舎：住民の福祉の増進を図ることを基本とし、住民の利用に最も便利であるように、交通の事情、他の官公署との関係等について適当な考慮を払って設置（地方自治法第1条の2、第4条第2項を参考）

消防関連施設：火災を予防し、警戒し及び鎮圧し、国民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、火災又は地震等の災害による被害を軽減するほか、災害等による傷病者の搬送を適切に行い、もつて安寧秩序を保持し、社会公共の福祉の増進に資するため、必要な施設として設置（消防法第1条を参考）

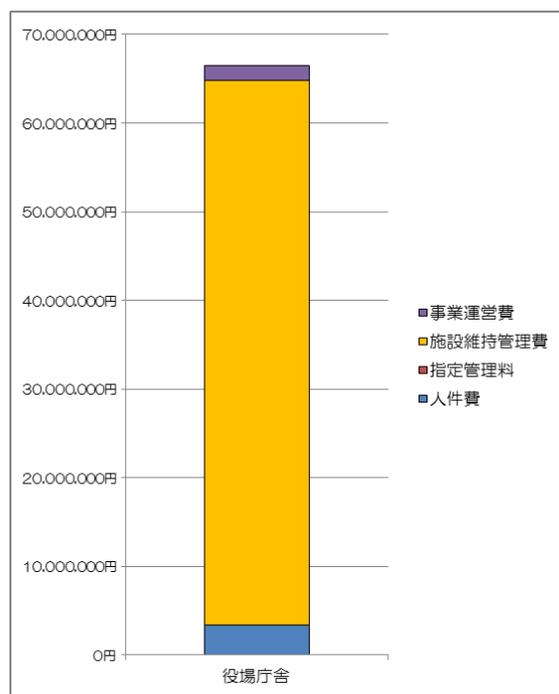
連番	施設名称	棟数	地区区分
1	西小鹿消防ポンプ格納庫	1	小鹿地区
2	坂本消防自動車格納庫	1	三徳地区
3	片柴消防車庫	1	三徳地区
4	役場庁舎	8	三朝地区
5	スノーシュー	1	三朝地区
6	三朝消防ポンプ自動車格納庫	1	三朝地区
7	三朝消防車庫（タンク車）	1	三朝地区
8	山田消防ポンプ自動車格納庫	1	三朝地区
9	水防倉庫	1	三朝地区
10	大瀬消防自動車格納庫	1	三朝地区
11	大瀬消防車庫（多機能班）	1	三朝地区
12	小河内消防ポンプ格納庫	1	旭地区
13	本泉消防車庫	1	旭地区
14	下西谷消防ポンプ自動車格納庫	1	竹田地区
15	穴鴨消防ポンプ自動車格納庫	1	竹田地区
合 計		22	

1	2	3	4
西小鹿消防ポンプ格納庫	坂本消防自動車格納庫	片柴消防車庫	役場庁舎
			
5	6	7	8
入ノステーション	三朝消防ポンプ自動車格納庫	三朝消防車庫(タンク車)	山田消防ポンプ自動車格納庫
			
9	10	11	12
水防倉庫	大瀬消防自動車格納庫	大瀬消防車庫(多機能班)	小河内消防ポンプ格納庫
			
13	14	15	
本泉消防車庫	下西谷消防ポンプ自動車格納庫	穴鴨消防ポンプ自動車格納庫	
			

連番	施設名称	棟数	延床面積 (㎡)	年度	耐用年数 (年)	経過年数 (年)	残存年数 (年)	地区区分	
1	西小鹿消防ポンプ格納庫	1	35	昭和55	15	34	○	小鹿地区	
2	坂本消防自動車格納庫	1	27	昭和63	17	26	○	三徳地区	
3	片柴消防車庫	1	46.57	平成26	17	0	17	三徳地区	
4-1	役場庁舎	3	408	昭和51	31	38	○	三朝地区	
4-2	役場庁舎	1	80	昭和51	38	38	○	三朝地区	
4-3	役場庁舎	1	1,979	昭和51	50	38	12	三朝地区	
4-4	役場庁舎	1	139	昭和57	31	32	○	三朝地区	
4-5	役場庁舎	1	284	平成元	31	25	6	三朝地区	
4-6	役場庁舎	1	253	平成6	38	20	18	三朝地区	
5	入ノステーション	1	239	平成24	31	2	29	三朝地区	
6	三朝消防ポンプ自動車格納庫	1	29	昭和52	17	37	○	三朝地区	
7	三朝消防車庫 (タンク車)	1	56	昭和61	25	28	○	三朝地区	
8	山田消防ポンプ自動車格納庫	1	29	昭和56	17	33	○	三朝地区	
9	水防倉庫	1	14	昭和57	31	32	○	三朝地区	
10	大瀬消防自動車格納庫	1	27	平成2	17	24	○	三朝地区	
11	大瀬消防車庫 (多機能班)	1	40	平成20	17	6	11	三朝地区	
12	小河内消防ポンプ格納庫	1	33	平成18	31	8	23	旭地区	
13	本泉消防車庫	1	52	昭和61	17	28	○	旭地区	
14	下西谷消防ポンプ自動車格納庫	1	47	平成元	17	25	○	竹田地区	
15	穴鴨消防ポンプ自動車格納庫	1	38	昭和57	17	32	○	竹田地区	
合 計		22	3,855.57						

施設コスト・収入

項 目		行政系施設	
		総務課	役場庁舎
利用者からの収入 (円)		18,000	
支出合計 (円)		66,439,825	
内訳	人件費	3,388,188	
	指定管理料	0	
	施設維持管理費	61,427,217	
	事業運営費	1,624,420	
1㎡あたりのコスト (円/㎡)		21,147	



②施設の評価

対象とした施設について、施設ごとに建物の性能や維持・管理状況や、収入・支出の状況、利用状況の調査及び評価を行います。具体的には、施設ごとに安全性、機能性、環境性、社会性、経済性について、施設担当者へのヒアリングや現地調査結果をもとに、3段階で評価します。

			評価指標		
項目			A（優る・適）	B（普通・標準）	C（劣る・不適）
①	安全性	保守・点検	主要構造部、空調・給排水・電気設備、昇降機・駐車設備、消防		
		躯体	経過年数、耐震レベル		
		防災・防犯	災害時避難、防犯対策		
②	機能性	空間性能	天井高、部屋の広さ、天井・壁・床の劣化		
		室内環境	室内環境（空調、衛生、音、光）、設備の不具合		
		バリアフリー	バリアフリー対応		
		情報化	情報化環境（OAフロアの有無）、情報対策		
③	環境性	環境負荷低減	省エネ・省資源対策		
		環境保全性	周辺環境への配慮、廃棄物の処理		
④	社会性	景観性	地域・地区の良好な景観形成へ寄与		
		地域性	歴史・文化・風土への配慮、地域への寄与		
		建物規模	利用者、住民から見た施設の規模		
		利用性	利用者数・稼働率		
⑤	経済性	運営コスト	類似施設比較、今後の運営費予測		

A（優・適） 3点、B（普通・標準） 2点、C（劣・不適） 1点 の配点で項目ごとの得点を性質別に集計します。なお、留意箇所として、「Ⅰ. 安全性、Ⅱ. 機能性、Ⅲ. 環境性、Ⅳ. 社会性、Ⅴ. 経済性」のそれぞれについて「平均点 1.5 以下はピンク色」、「平均点 1.6 以上 2.0 未满是黄色」で表示しています。

1次判定として、以下の4つの判定結果をマトリクス表にまとめます。

判定① 建物性能・活用度ともに標準以上の施設（維持保全しながら継続使用する）

判定② 建物性能は劣るが活用度が高い施設（性能が劣る部分の改修を検討する）

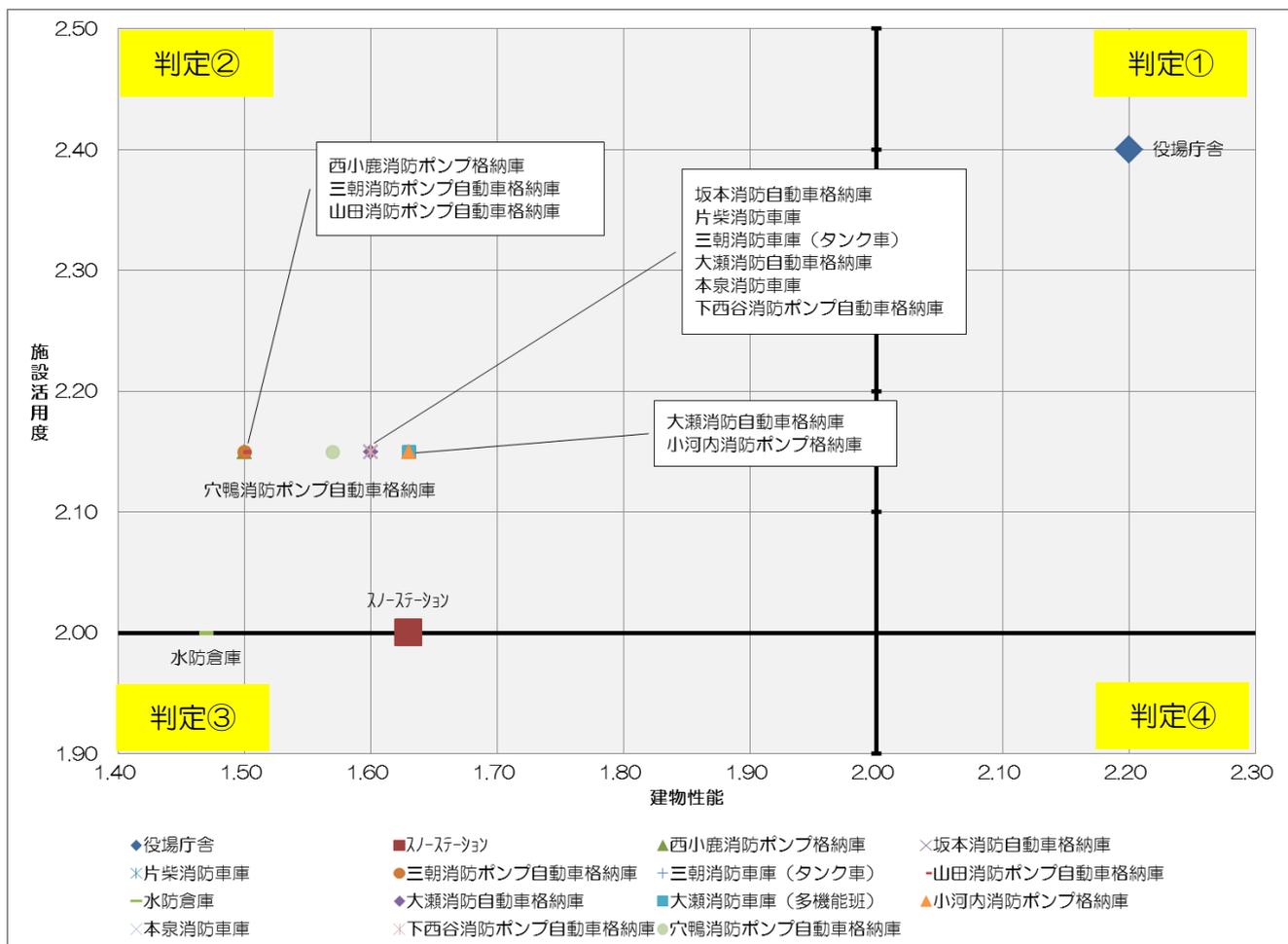
判定③ 建物性能は優れているが活用度が低い施設（施設用途の変更を検討する）

判定④ 建物性能・活用度ともに標準以下の施設（施設の必要性、在り方から見直す）

施設の状況評価一覧表

連番	施設名称	I. 安全性	II. 機能性	III. 環境性	IV. 社会性	V. 経済性	留意事項
1	西小鹿消防ポンプ格納庫	1.2	1.6	1.7	2.3	2.0	
2	坂本消防自動車格納庫	1.5	1.6	1.7	2.3	2.0	
3	片柴消防車庫	1.5	1.6	1.7	2.3	2.0	
4	役場庁舎	2.3	2.3	2.0	2.8	2.0	平成26年度内において、庁舎の耐震改修工事が施工され、併せて外廻りも改修したため、概ね良好な状態 車庫（1-4） シャッターにサビ・破損が多い（現在、使用されていない）
5	ノーステーション	1.6	1.6	1.7	2.0	2.0	特になし
6	三朝消防ポンプ自動車格納庫	1.2	1.6	1.7	2.3	2.0	
7	三朝消防車庫（タンク車）	1.5	1.6	1.7	2.3	2.0	
8	山田消防ポンプ自動車格納庫	1.2	1.6	1.7	2.3	2.0	
9	水防倉庫	1.2	1.5	1.7	2.0	2.0	
10	大瀬消防自動車格納庫	1.5	1.6	1.7	2.3	2.0	
11	大瀬消防車庫（多機能班）	1.6	1.6	1.7	2.3	2.0	
12	小河内消防ポンプ格納庫	1.6	1.6	1.7	2.3	2.0	
13	本泉消防車庫	1.5	1.6	1.7	2.3	2.0	
14	下西谷消防ポンプ自動車格納庫	1.5	1.6	1.7	2.3	2.0	
15	六鴨消防ポンプ自動車格納庫	1.4	1.6	1.7	2.3	2.0	

施設評価判定マトリクス表



判定結果一覧表

1次判定	施設名称	施設性能	施設活用度
①	役場庁舎	2.20	2.40
②	西小鹿消防ポンプ格納庫	1.50	2.15
②	坂本消防自動車格納庫	1.60	2.15
②	片柴消防車庫	1.60	2.15
②	ノース・ソウ	1.63	2.00
②	三朝消防ポンプ自動車格納庫	1.50	2.15
②	三朝消防車庫（タンク車）	1.60	2.15
②	山田消防ポンプ自動車格納庫	1.50	2.15
②	水防倉庫	1.47	2.00
②	大瀬消防自動車格納庫	1.60	2.15
②	大瀬消防車庫（多機能班）	1.63	2.15
②	小河内消防ポンプ格納庫	1.63	2.15
②	本泉消防車庫	1.60	2.15
②	下西谷消防ポンプ自動車格納庫	1.60	2.15
②	穴鴨消防ポンプ自動車格納庫	1.57	2.15

※施設性能は（安全性、機能性、環境性）、施設活用度は（社会性、経済性）より査定

③維持管理の基本方針

a. 点検・診断等の実施方針

点検、保守、簡易修繕について計画的な方法を検討します。平成 28、平成 29 年度に、不具合性を含む品質の簡易な施設診断を実施します。

b. 維持管理・修繕・更新等の実施方針

「役場庁舎、格納庫、消防車庫等」については、修繕・改修工事を計画的に実施することにより削減効果を生み出せるようにします。特に、法定耐用年数を超過している「格納庫や消防車庫等」については、優先的に、修繕・改修工事を検討します。

c. 安全確保の実施方針

「役場庁舎」については、災害時に対策本部が設置される施設となっているので、三朝町地域防災計画に合致した安全確保を検討していきます。

d. 耐震化の実施方針

「役場庁舎」については、「維持管理・修繕・更新等の実施方針」で対応していきます。

e. 長寿命化の実施方針

「役場庁舎」については、「維持管理・修繕・更新等の実施方針」で対応していきます。

f. 統合や廃止の推進方針

危険性の高い施設や老朽化等による供用廃止を必要とする施設でないため、「維持管理・修繕・更新等の実施方針」で対応していきます。

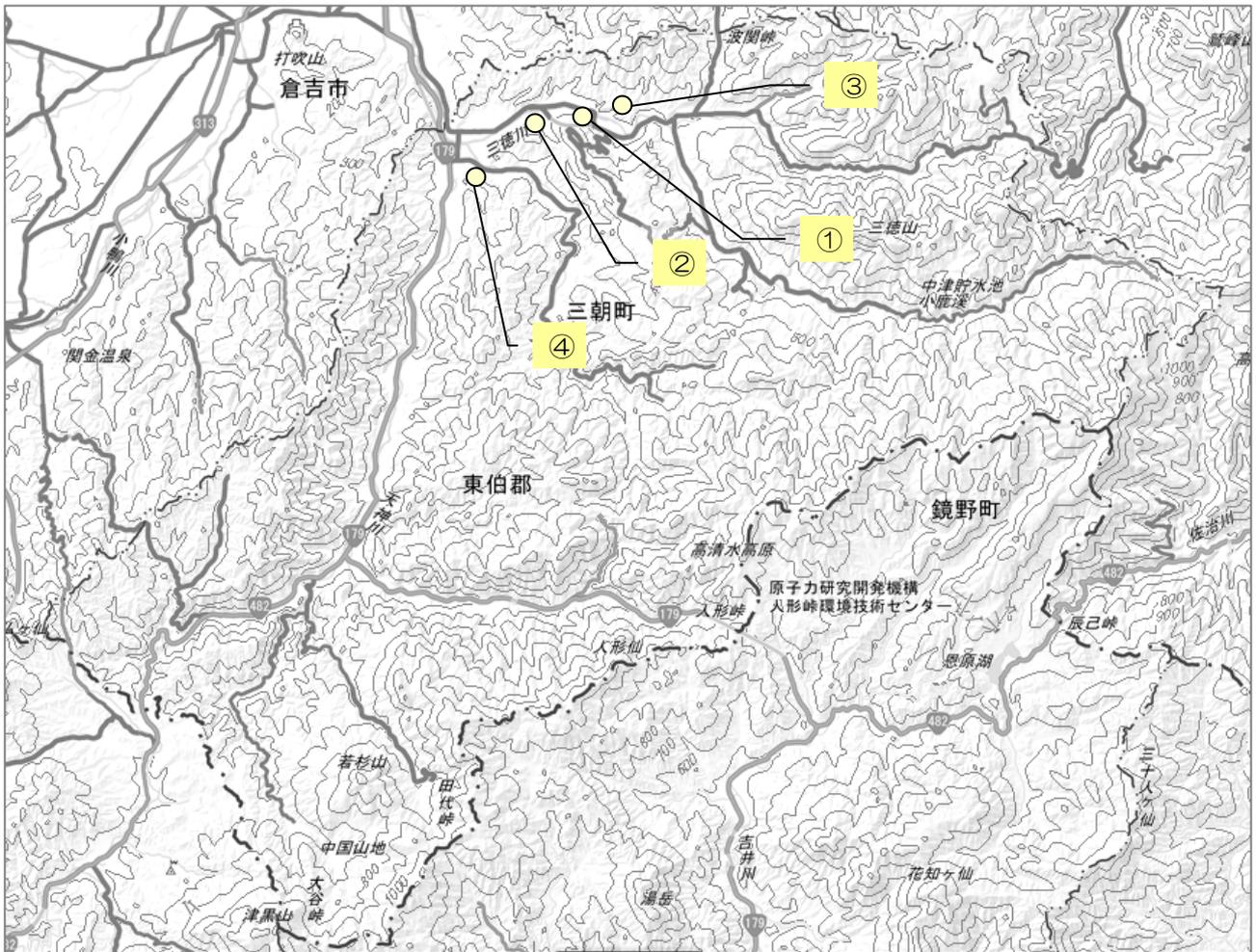
g. 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

公共施設等のマネジメント推進体制については、平成 28、平成 29 年度に検討し、構築していきます。

8. 公営住宅

①施設状況

施設配置の状況



国土地理院より

施設概要

施設数：4 施設

設置目的：健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を整備し、これを住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸し、又は転貸することにより、町民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することも目的として設置（公営住宅法第1条を参考）

連番	施設名称	棟数	地区区分
1	三朝団地	1	三朝地区
2	徳本住宅	15	三朝地区
3	恋谷団地	5	三朝地区
4	天神団地（森団地）	21	旭地区
合 計		42	

1	2	3	4
三朝団地	徳本住宅	恋谷団地	天神団地（森団地）
			

連番	施設名称	棟数	延床面積 (㎡)	年度	耐用年数 (年)	経過年数 (年)	残存年数 (年)	地区区分
1	三朝団地	1	144	平成8	22	18	4	三朝地区
2-1	徳本住宅	1	33	昭和51	15	38	○	三朝地区
2-2	徳本住宅	4	412	昭和51	34	38	○	三朝地区
2-3	徳本住宅	1	66	昭和52	15	37	○	三朝地区
2-4	徳本住宅	4	998	昭和52	34	37	○	三朝地区
2-5	徳本住宅	1	21	平成元	15	25	○	三朝地区
2-6	徳本住宅	4	442	平成元	22	25	○	三朝地区
3-1	恋谷団地	1	40	昭和53	24	36	○	三朝地区
3-2	恋谷団地	3	763	昭和53	34	36	○	三朝地区
3-3	恋谷団地	1	41	昭和53	38	36	2	三朝地区
4-1	天神団地（森団地）	3	403	昭和62	22	27	○	旭地区
4-2	天神団地（森団地）	6	746	昭和63	22	26	○	旭地区
4-3	天神団地（森団地）	5	860	平成6	22	20	2	旭地区
4-4	天神団地（森団地）	7	1,301	平成7	22	19	3	旭地区
合 計		42	6,270					

②施設の評価

対象とした施設について、施設ごとに建物の性能や維持・管理状況や、収入・支出の状況、利用状況の調査及び評価を行います。具体的には、施設ごとに安全性、機能性、環境性、社会性、経済性について、施設担当者へのヒアリングや現地調査結果をもとに、3段階で評価します。

		評価指標		
項目		A (優る・適)	B (普通・標準)	C (劣る・不適)
①	安全性	保守・点検	主要構造部、空調・給排水・電気設備、昇降機・駐車設備、消防	
		躯体	経過年数、耐震レベル	
		防災・防犯	災害時避難、防犯対策	
②	機能性	空間性能	天井高、部屋の広さ、天井・壁・床の劣化	
		室内環境	室内環境（空調、衛生、音、光）、設備の不具合	
		バリアフリー	バリアフリー対応	
		情報化	情報化環境（OAフロアの有無）、情報対策	
③	環境性	環境負荷低減	省エネ・省資源対策	
		環境保全性	周辺環境への配慮、廃棄物の処理	
④	社会性	景観性	地域・地区の良好な景観形成へ寄与	
		地域性	歴史・文化・風土への配慮、地域への寄与	
		建物規模	利用者、住民から見た施設の規模	
		利用性	利用者数・稼働率	
⑤	経済性	運営コスト	類似施設比較、今後の運営費予測	

A (優・適) 3点、B (普通・標準) 2点、C (劣・不適) 1点 の配点で項目ごとの得点を性質別に集計します。なお、留意箇所として、「I. 安全性、II. 機能性、III. 環境性、IV. 社会性、V. 経済性」のそれぞれについて「平均点 1.5 以下はピンク色」、「平均点 1.6 以上 2.0 未満は黄色」で表示しています。

1次判定として、以下の4つの判定結果をマトリクス表にまとめます。

判定① 建物性能・活用度ともに標準以上の施設（維持保全しながら継続使用する）

判定② 建物性能は劣るが活用度が高い施設（性能が劣る部分の改修を検討する）

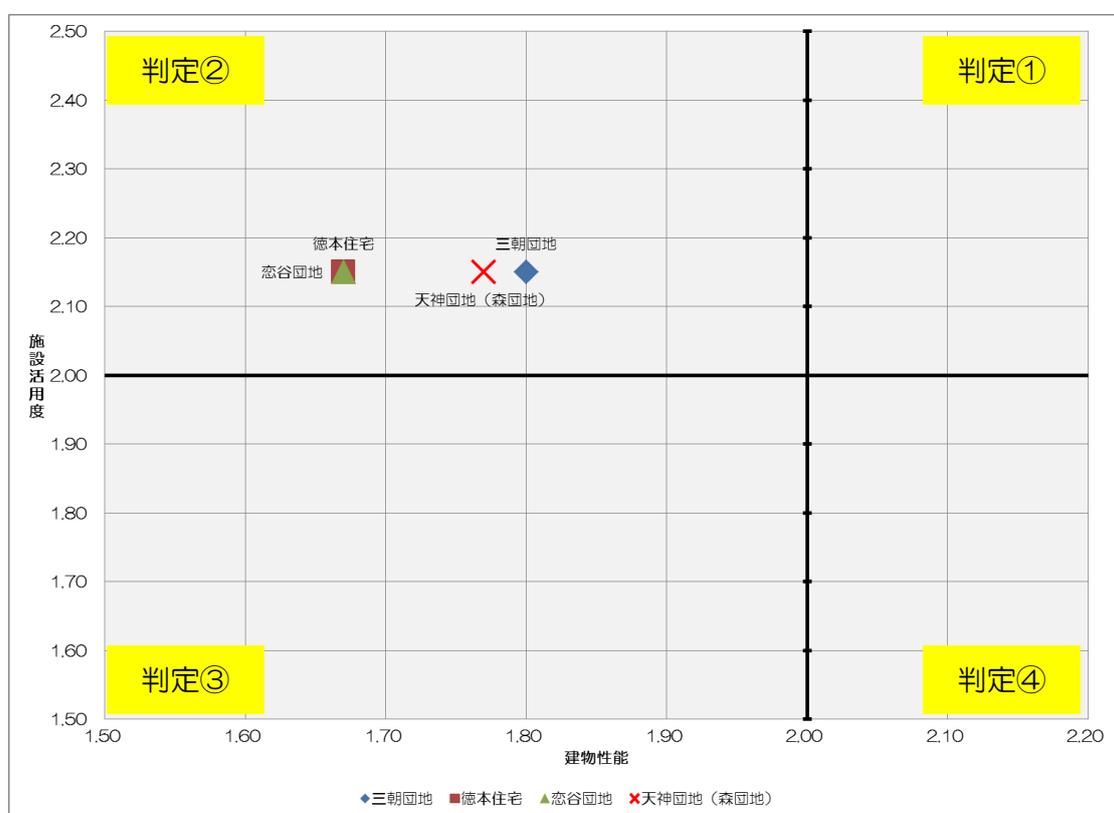
判定③ 建物性能は優れているが活用度が低い施設（施設用途の変更を検討する）

判定④ 建物性能・活用度ともに標準以下の施設（施設の必要性、在り方から見直す）

施設の状況評価一覧表

連番	施設名称	I. 安全性	II. 機能性	III. 環境性	IV. 社会性	V. 経済性	留意事項
1	三朝団地	1.6	2.1	1.7	2.3	2.0	
2	徳本住宅	1.2	2.1	1.7	2.3	2.0	建具周り・スリーブ周りの老朽化が激しい、共用内部の老朽化が激しい、ドアノブの欠損箇所あり、換気扇の取替えが必要、フェンス破損（H28年度修繕予定）、植栽は放置状態
3	恋谷団地	1.2	2.1	1.7	2.3	2.0	
4	天神団地（森団地）	1.5	2.1	1.7	2.3	2.0	内壁は汚れ・シミが多く張替必要（共用内部の劣化が目立つ）

施設評価判定マトリクス表



判定結果一覧表

1次判定	施設名称	施設性能	施設活用度
②	三朝団地	1.80	2.15
②	徳本住宅	1.67	2.15
②	恋谷団地	1.67	2.15
②	天神団地（森団地）	1.77	2.15

※施設性能は（安全性、機能性、環境性）、施設活用度は（社会性、経済性）より査定

③維持管理の基本方針

a. 点検・診断等の実施方針

点検、保守、簡易修繕について計画的な方法を検討します。平成 28、平成 29 年度に、不具合性を含む品質の簡易な施設診断を実施します。

b. 維持管理・修繕・更新等の実施方針

修繕・改修工事を計画的に実施することにより削減効果を生み出せるようにします。特に、法定耐用年数を超過している「公営住宅」については、優先的に、修繕・改修工事を検討します。

また、耐用年数については、公営住宅法施行令第3条第2項（近傍同種の住宅の家賃の算定方法）及び第12条第1項（公営住宅等の処分）において、耐火構造の住宅（70年）、準耐火構造の住宅（45年）、木造の住宅（耐火構造の住宅及び準耐火構造の住宅を除く：30年）とされていることにも留意していく必要があります。

c. 安全確保の実施方針

建物における安全確保の点検体制や点検・保守及び清掃においても、安全確保を検討していきます。

d. 耐震化の実施方針

法定耐用年数を超過している「公営住宅」については、「維持管理・修繕・更新等の実施方針」で対応していきます。

e. 長寿命化の実施方針

長寿命化については、「維持管理・修繕・更新等の実施方針」で対応していきます。

f. 統合や廃止の推進方針

一部住戸については、「譲渡」の方向で進めています。また、危険性の高い施設や老朽化等による供用廃止を必要とする施設でないものは、「維持管理・修繕・更新等の実施方針」で対応していきます。

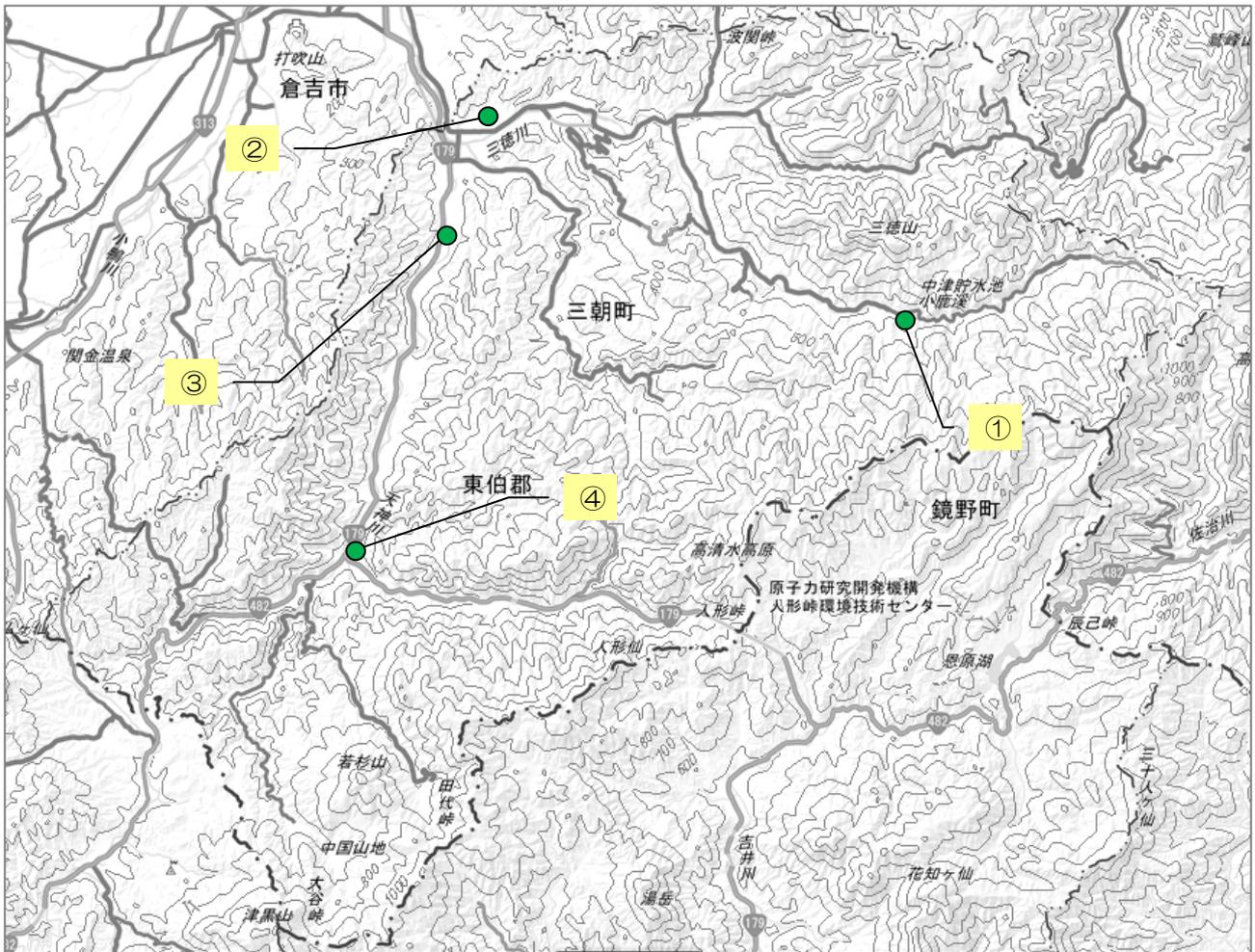
g. 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

公共施設等のマネジメント推進体制については、平成 28、平成 29 年度に検討し、構築していきます。

9. 公園

①施設状況

施設配置の状況



国土地理院より

施設概要

施設数：4 施設

設置目的：良好な水辺空間を形成し、もって町民の生活環境の向上と水防機能の充実に資するため設置（三朝町天神川桜づつみ）

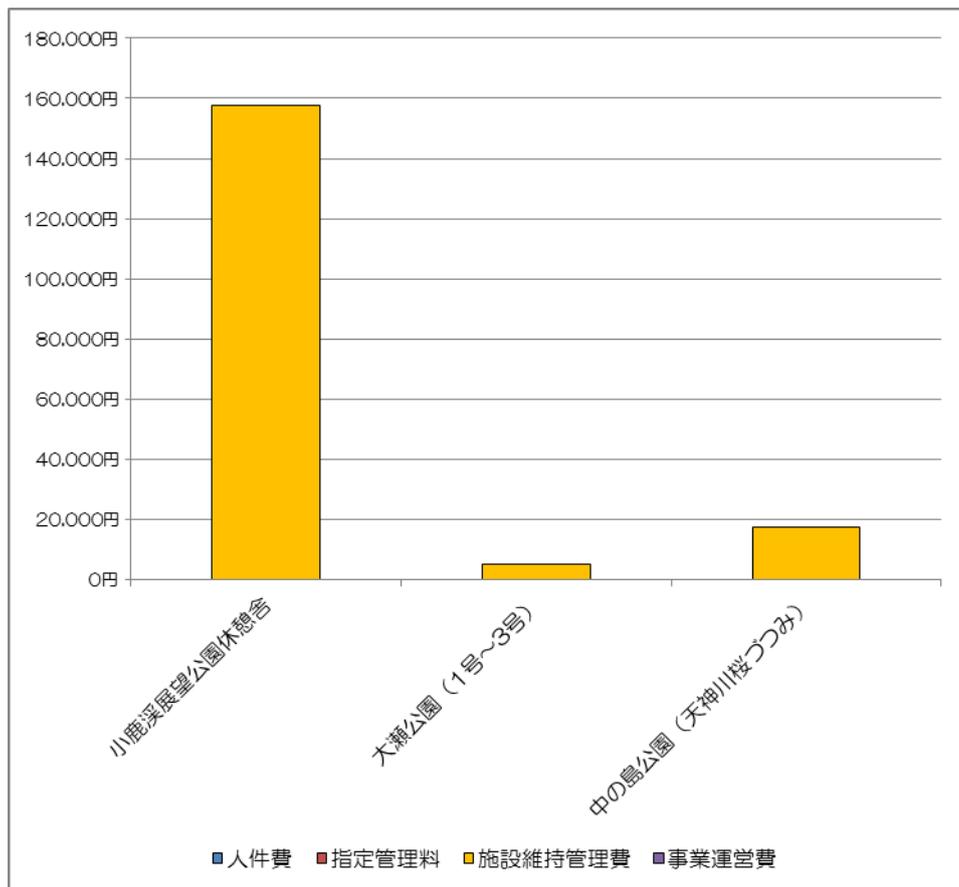
連番	施設名称	棟数	地区区分
1	小鹿溪展望公園休憩舎	1	小鹿地区
2	大瀬公園（1号～3号）	1	三朝地区
3	中の島公園（天神川桜づつみ）	1	旭地区
4	竹田地区農村公園（穴鴨）	1	竹田地区
合 計		4	

1	2	3	4
小鹿溪展望公園休憩舎	大瀬公園（1号）	中の島公園(天神川桜づつみ)	竹田地区農村公園(穴鴨)
			

連番	施設名称	棟数	延床面積 (㎡)	年度	耐用年数 (年)	経過年数 (年)	残存年数 (年)	地区区分
1	小鹿溪展望公園休憩舎	1	54	平成2	20	24	○	小鹿地区
2	大瀬公園（1号～3号）	1	5	平成13	15	13	2	三朝地区
3	中の島公園（天神川桜づつみ）	1	46	平成6	15	20	○	旭地区
4	竹田地区農村公園（穴鴨）	1	11	昭和59	34	30	4	竹田地区
合 計		4	116					

施設コスト・収入

項目		公園	公園	公園
		財務課 小鹿溪展望公園休憩舎	財務課 大瀬公園（1号～3号）	財務課 中の島公園（天神川桜つつみ）
利用者からの収入（円）		0	0	0
支出合計（円）		157,850	5,129	17,472
内訳	人件費	0	0	0
	指定管理料	0	0	0
	施設維持管理費	157,850	5,129	17,472
	事業運営費	0	0	0
1㎡あたりのコスト（円/㎡）		2,923	1,069	378



②施設の評価

対象とした施設について、施設ごとに建物の性能や維持・管理状況や、収入・支出の状況、利用状況の調査及び評価を行います。具体的には、施設ごとに安全性、機能性、環境性、社会性、経済性について、施設担当者へのヒアリングや現地調査結果をもとに、3段階で評価します。

		評価指標		
項目		A (優る・適)	B (普通・標準)	C (劣る・不適)
①	安全性	保守・点検	主要構造部、空調・給排水・電気設備、昇降機・駐車設備、消防	
		躯体	経過年数、耐震レベル	
		防災・防犯	災害時避難、防犯対策	
②	機能性	空間性能	天井高、部屋の広さ、天井・壁・床の劣化	
		室内環境	室内環境（空調、衛生、音、光）、設備の不具合	
		バリアフリー	バリアフリー対応	
		情報化	情報化環境（OAフロアの有無）、情報対策	
③	環境性	環境負荷低減	省エネ・省資源対策	
		環境保全性	周辺環境への配慮、廃棄物の処理	
④	社会性	景観性	地域・地区の良好な景観形成へ寄与	
		地域性	歴史・文化・風土への配慮、地域への寄与	
		建物規模	利用者、住民から見た施設の規模	
		利用性	利用者数・稼働率	
⑤	経済性	運営コスト	類似施設比較、今後の運営費予測	

A (優・適) 3点、B (普通・標準) 2点、C (劣・不適) 1点 の配点で項目ごとの得点を性質別に集計します。なお、留意箇所として、「Ⅰ. 安全性、Ⅱ. 機能性、Ⅲ. 環境性、Ⅳ. 社会性、Ⅴ. 経済性」のそれぞれについて「平均点 1.5 以下はピンク色」、「平均点 1.6 以上 2.0 未満は黄色」で表示しています。

1次判定として、以下の4つの判定結果をマトリクス表にまとめます。

判定① 建物性能・活用度ともに標準以上の施設（維持保全しながら継続使用する）

判定② 建物性能は劣るが活用度が高い施設（性能が劣る部分の改修を検討する）

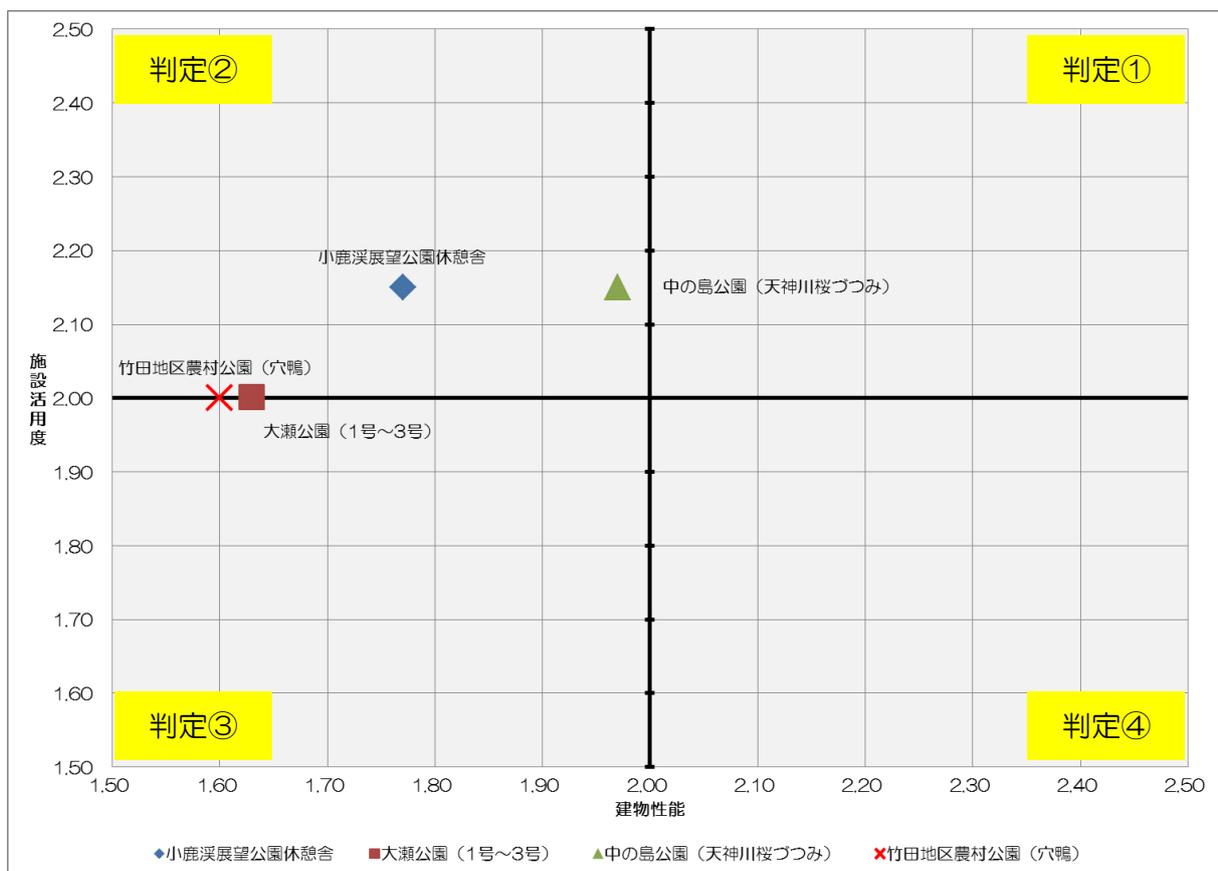
判定③ 建物性能は優れているが活用度が低い施設（施設用途の変更を検討する）

判定④ 建物性能・活用度ともに標準以下の施設（施設の必要性、在り方から見直す）

施設の状況評価一覧表

連番	施設名称	I. 安全性	II. 機能性	III. 環境性	IV. 社会性	V. 経済性	留意事項
1	小鹿溪展望公園休憩舎	2.0	1.6	1.7	2.3	2.0	
2	大瀬公園（1号～3号）	1.6	1.6	1.7	2.0	2.0	
3	中の島公園（天神川桜づつみ）	2.1	2.1	1.7	2.3	2.0	
4	竹田地区農村公園（穴鴨）	1.5	1.6	1.7	2.0	2.0	

施設評価判定マトリクス表



判定結果一覧表

1次判定	施設名称	施設性能	施設活用度
②	小鹿溪展望公園休憩舎	1.77	2.15
②	大瀬公園（1号～3号）	1.63	2.00
②	中の島公園（天神川桜づつみ）	1.97	2.15
②	竹田地区農村公園（穴鴨）	1.60	2.00

※施設性能は（安全性、機能性、環境性）、施設活用度は（社会性、経済性）より査定

③維持管理の基本方針

a. 点検・診断等の実施方針

点検、保守、簡易修繕について計画的な方法を検討します。平成 28、平成 29 年度に、不具合性を含む品質の簡易な施設診断を実施します。

b. 維持管理・修繕・更新等の実施方針

修繕・改修工事を計画的に実施することにより削減効果を生み出せるようにします。特に、法定耐用年数を超過している施設については、優先的に、修繕・改修工事を検討します。

c. 安全確保の実施方針

施設利用者への設備の不具合による事故を防ぐために、施設における点検・保守及び清掃について、安全確保を検討していきます。

d. 耐震化の実施方針

「維持管理・修繕・更新等の実施方針」で対応していきます。

e. 長寿命化の実施方針

「維持管理・修繕・更新等の実施方針」で対応していきます。

f. 統合や廃止の推進方針

「維持管理・修繕・更新等の実施方針」で対応していきます。

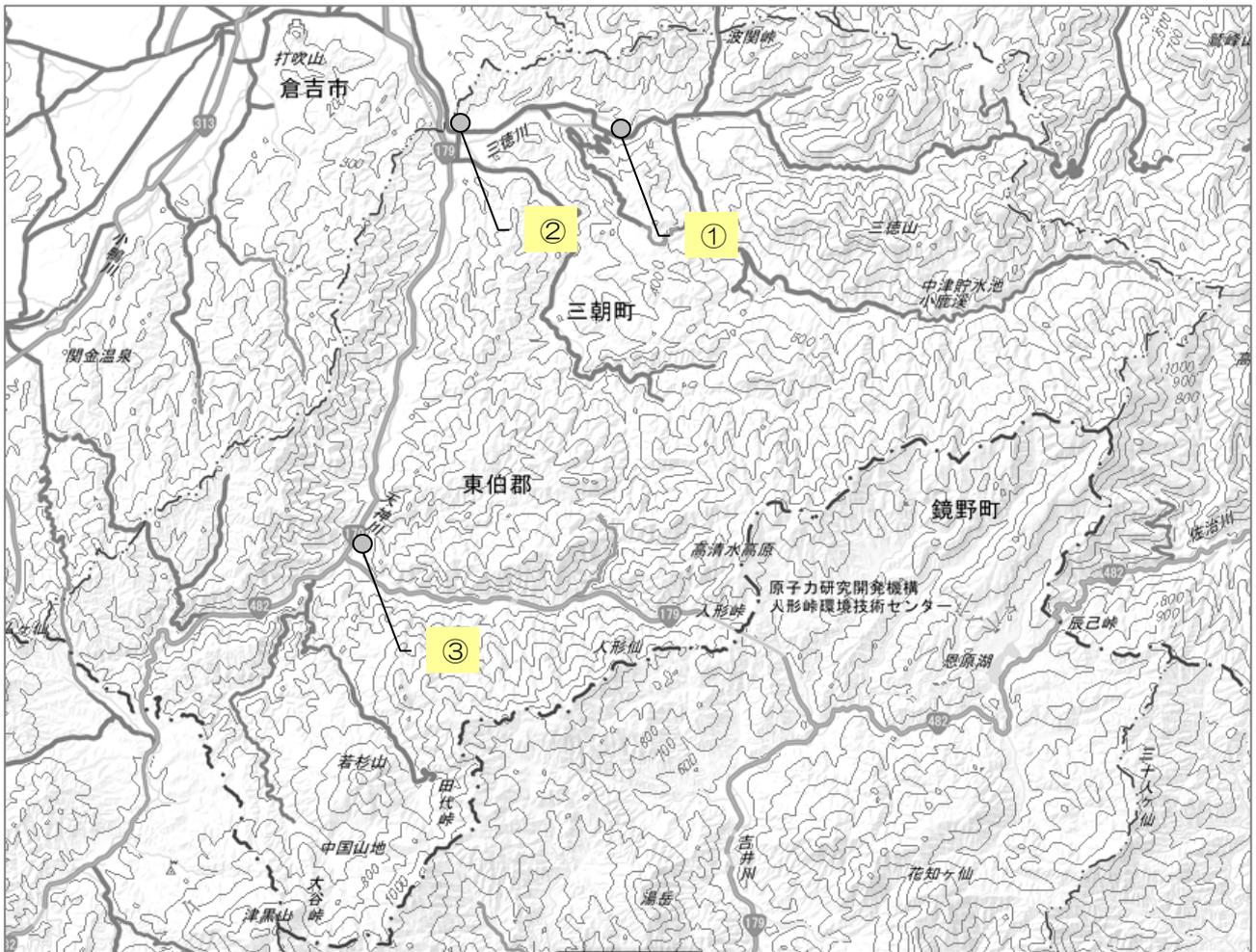
g. 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

公共施設等のマネジメント推進体制については、平成 28、平成 29 年度に検討し、構築していきます。

10. その他

①施設状況

施設配置の状況



国土地理院より

施設概要

施設数：3 施設

設置目的：三朝町を訪れる観光客及び町民の利便性と観光地としてのイメージアップを図る目的で設置

連番	施設名称	棟数	地区区分
1	三朝温泉周辺散策休憩施設	1	三朝地区
2	みささ図書館横トイレ	1	三朝地区
3	道の駅楽市楽座トイレ	1	旭地区
合 計		3	



連番	施設名称	棟数	延床面積 (㎡)	年度	耐用年数 (年)	経過年数 (年)	残存年数 (年)	地区区分
1	三朝温泉周辺散策休憩施設	1	27	平成16	20	10	10	三朝地区
2	みささ図書館横トイレ	1	39	平成8	38	18	20	三朝地区
3	道の駅楽市楽座トイレ	1	20	平成7	15	19	○	旭地区
合 計		3	86					

②施設の評価

対象とした施設について、施設ごとに建物の性能や維持・管理状況や、収入・支出の状況、利用状況の調査及び評価を行います。具体的には、施設ごとに安全性、機能性、環境性、社会性、経済性について、施設担当者へのヒアリングや現地調査結果をもとに、3段階で評価します。

		評価指標		
項目		A (優る・適)	B (普通・標準)	C (劣る・不適)
①	安全性	保守・点検	主要構造部、空調・給排水・電気設備、昇降機・駐車設備、消防	
		躯体	経過年数、耐震レベル	
		防災・防犯	災害時避難、防犯対策	
②	機能性	空間性能	天井高、部屋の広さ、天井・壁・床の劣化	
		室内環境	室内環境（空調、衛生、音、光）、設備の不具合	
		バリアフリー	バリアフリー対応	
		情報化	情報化環境（OAフロアの有無）、情報対策	
③	環境性	環境負荷低減	省エネ・省資源対策	
		環境保全性	周辺環境への配慮、廃棄物の処理	
④	社会性	景観性	地域・地区の良好な景観形成へ寄与	
		地域性	歴史・文化・風土への配慮、地域への寄与	
		建物規模	利用者、住民から見た施設の規模	
		利用性	利用者数・稼働率	
⑤	経済性	運営コスト	類似施設比較、今後の運営費予測	

A (優・適) 3点、B (普通・標準) 2点、C (劣・不適) 1点 の配点で項目毎の得点を性質別に集計します。なお、留意箇所として、「Ⅰ. 安全性、Ⅱ. 機能性、Ⅲ. 環境性、Ⅳ. 社会性、Ⅴ. 経済性」のそれぞれについて「平均点 1.5 以下はピンク色」、「平均点 1.6 以上 2.0 未満は黄色」で表示しています。

1次判定として、以下の4つの判定結果をマトリクス表にまとめます。

判定① 建物性能・活用度ともに標準以上の施設（維持保全しながら継続使用する）

判定② 建物性能は劣るが活用度が高い施設（性能が劣る部分の改修を検討する）

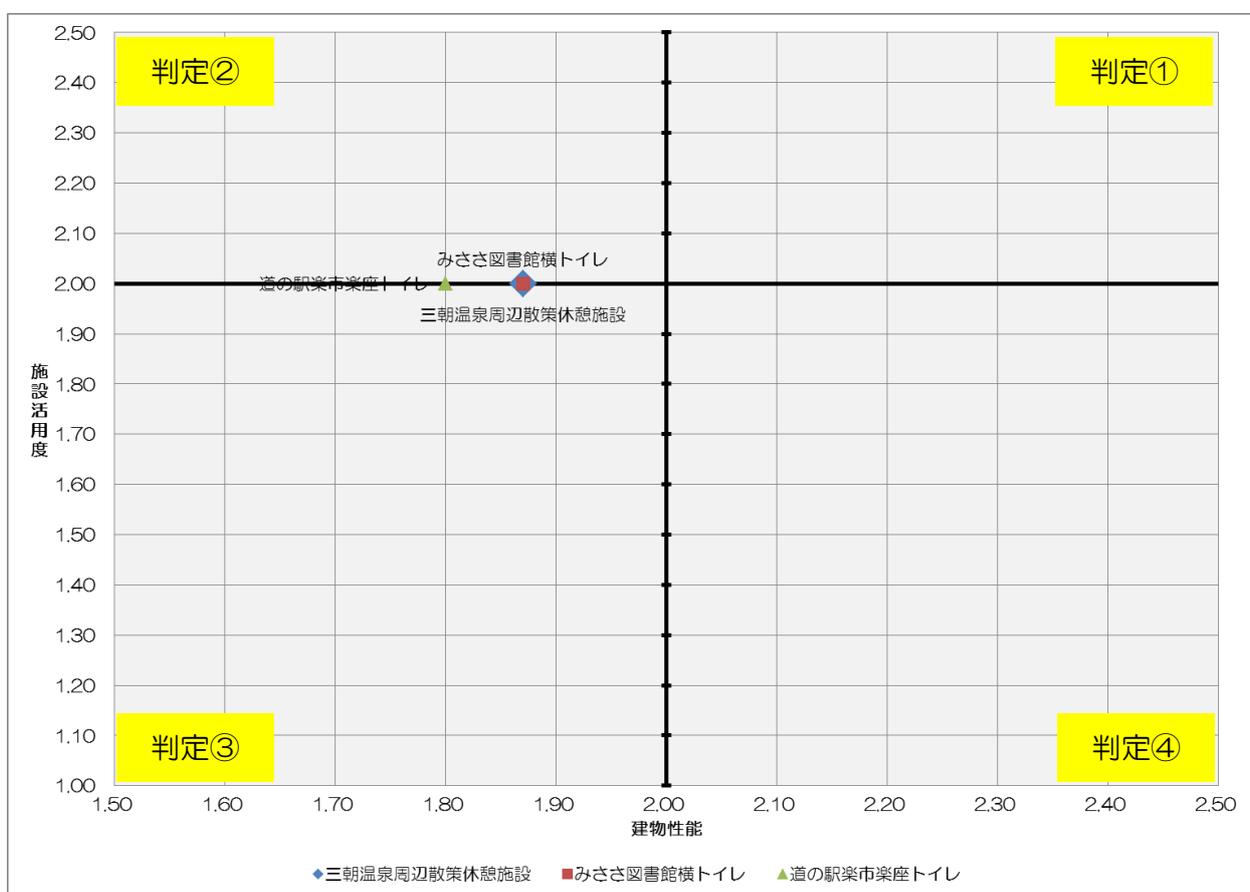
判定③ 建物性能は優れているが活用度が低い施設（施設用途の変更を検討する）

判定④ 建物性能・活用度ともに標準以下の施設（施設の必要性、在り方から見直す）

施設の状況評価一覧表

連番	施設名称	I. 安全性	II. 機能性	III. 環境性	IV. 社会性	V. 経済性	留意事項
1	三朝温泉周辺散策休憩施設	2.0	1.9	1.7	2.0	2.0	
2	みささ図書館横トイレ	2.0	1.9	1.7	2.0	2.0	
3	道の駅楽市楽座トイレ	1.8	1.9	1.7	2.0	2.0	

施設評価判定マトリクス表



判定結果一覧表

1次判定	施設名称	施設性能	施設活用度
②	三朝温泉周辺散策休憩施設	1.87	2.00
②	みささ図書館横トイレ	1.87	2.00
②	道の駅楽市楽座トイレ	1.80	2.00

※施設性能は（安全性、機能性、環境性）、施設活用度は（社会性、経済性）より査定

③維持管理の基本方針

a. 点検・診断等の実施方針

点検、保守、簡易修繕について計画的な方法を検討します。平成 28、平成 29 年度に、不具合性を含む品質の簡易な施設診断を実施します。

b. 維持管理・修繕・更新等の実施方針

修繕・改修工事を計画的に実施することにより削減効果を生み出せるようにします。特に、法定耐用年数を超過している施設については、優先的に、修繕・改修工事を検討します。

c. 安全確保の実施方針

施設利用者への設備の不具合による事故を防ぐために、施設における点検・保守及び清掃について、安全確保を検討していきます。

d. 耐震化の実施方針

「維持管理・修繕・更新等の実施方針」で対応していきます。

e. 長寿命化の実施方針

「維持管理・修繕・更新等の実施方針」で対応していきます。

f. 統合や廃止の推進方針

「維持管理・修繕・更新等の実施方針」で対応していきます。

g. 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

公共施設等のマネジメント推進体制については、平成 28、平成 29 年度に検討し、構築していきます。

Ⅱ. 土木系公共施設

1. 道路（道路・橋梁）

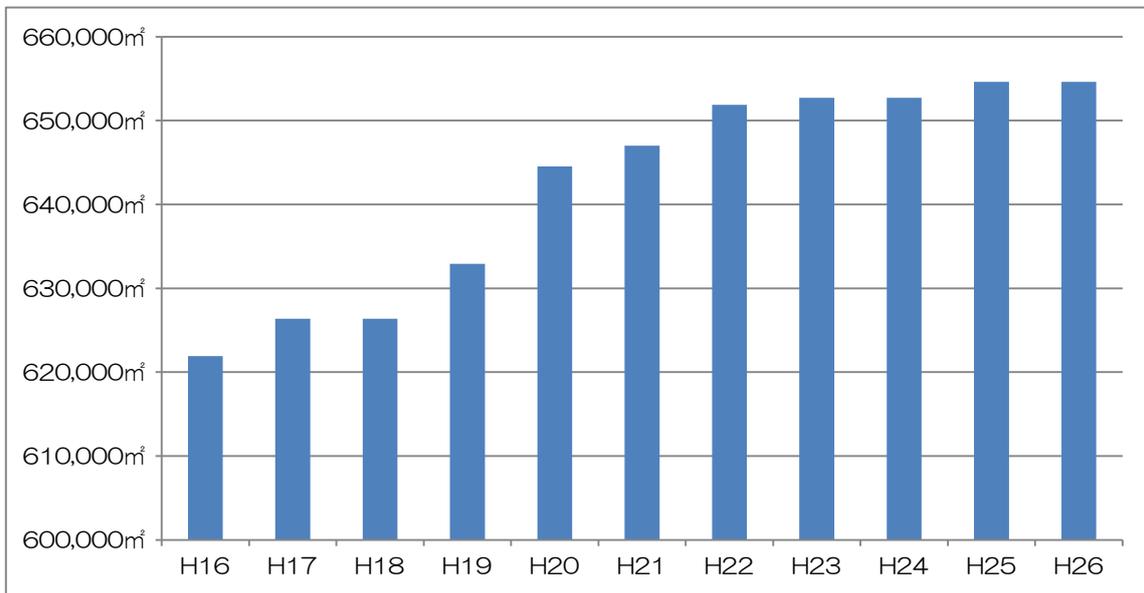
①施設状況

道路・橋梁の概要

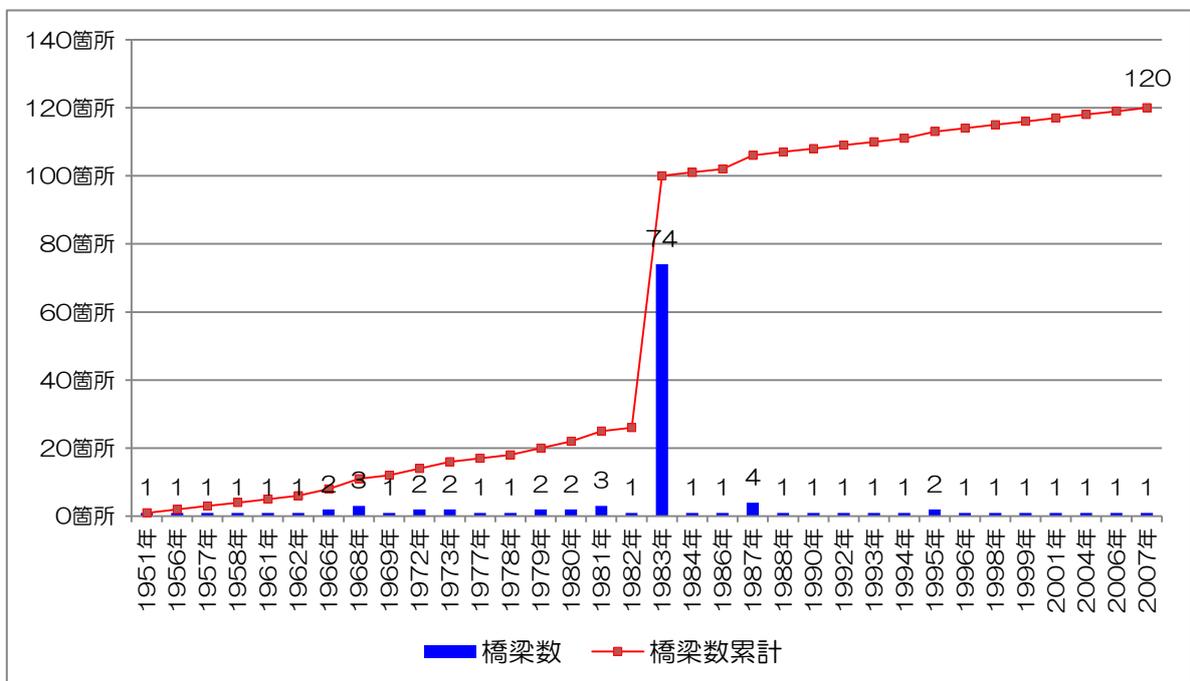
地区区分	等級	路線数（本）	道路延長（m）	道路部面積（㎡）	橋梁数（箇所）	橋梁延長（m）	橋梁面積（㎡）
小鹿地区	1	1	8,196.30	16,280.00	2	9.70	38.00
	他	25	17,774.78	108,605.88	9	144.74	964.12
三徳地区	2	1	2,119.00	8,850.00	1	32.00	128.00
	他	24	6,355.40	29,338.03	6	165.30	713.97
三朝地区	1	5	5,195.20	39,035.90	8	296.86	2,531.10
	2	3	2,353.80	25,942.75	3	38.50	252.25
	他	89	19,141.40	87,612.65	14	177.90	967.35
旭地区	1	2	3,654.43	22,824.05	4	33.07	176.95
	2	7	10,701.50	53,770.96	12	309.70	1,577.04
	他	86	27,673.90	130,414.54	23	308.60	1,341.46
竹田地区	1	1	477.00	3,217.30	2	109.40	721.70
	他	38	22,307.02	110,008.20	36	430.00	1,891.80
合計		282	125,949.73	635,900.26	120	2,055.77	11,303.74

区分	種別	橋梁面積（㎡）	橋梁数（箇所）
橋梁	PC 橋	4,011.15	17
	RC 橋	2,584.51	76
	鋼橋	4,700.88	26
	木橋	7.20	1
	合計	11,303.74	120

年度別整備状況（道路）



年度別整備状況（橋梁）



②維持管理の基本方針

a. 点検・診断等の実施方針

道路・橋梁については、定期的に点検・診断を実施していきます。

b. 維持管理・修繕・更新等の実施方針

修繕・改修工事を行う場合は、計画的に実施することにより削減効果を生み出せるようにしていきます。耐震基準にも合致するようにしていきます。

c. 安全確保の実施方針

施設利用者に対する安全誘導の視点から施設を維持していきます。

d. 耐震化の実施方針

「維持管理・修繕・更新等の実施方針」で対応していきます。

e. 長寿命化の実施方針

目標耐用年数時に長寿命化改修を行うことによって、施設を長期使用できるようにしていきます。

f. 統合や廃止の推進方針

危険性の高い施設や老朽化等による供用廃止を必要とする施設でないものは、「維持管理・修繕・更新等の実施方針」で対応していきます。

g. 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

公共施設等のマネジメント推進体制については、平成 28、平成 29 年度に検討し、構築していきます。

2. 農道・林道

①施設状況

施設概要

農道・林道の施設概要

種類	路線数（本）	延長（m）
農道	39	19,514
林道	34	116,799
合計	73	136,313

②維持管理の基本方針

a. 点検・診断等の実施方針

農道・林道については、定期的に点検・診断を実施していきます。

b. 維持管理・修繕・更新等の実施方針

修繕・改修工事を行う場合は、計画的に実施することにより削減効果を生み出せるようにしていきます。耐震基準にも合致するようにしていきます。

c. 安全確保の実施方針

施設利用者に対する安全誘導の視点から施設を維持していきます。

d. 耐震化の実施方針

「維持管理・修繕・更新等の実施方針」で対応していきます。

e. 長寿命化の実施方針

目標耐用年数時に長寿命化改修を行うことによって、施設を長期使用できるようにしていきます。

f. 統合や廃止の推進方針

危険性の高い施設や老朽化等による供用廃止を必要とする施設でないものは、「維持管理・修繕・更新等の実施方針」で対応していきます。

g. 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

公共施設等のマネジメント推進体制については、平成 28、平成 29 年度に検討し、構築していきます。

Ⅲ. 企業会計施設

1. 上水道施設

①施設状況

水道事業（法適用企業）

供用開始年月日		昭和 32 年 4 月～
施設	計画給水人口	6,000 人
	現在給水人口	4,794 人
	水源種類	表流水、伏流水、地下水
	導水管延長	1,000 m
	送水管延長	4,560 m
	配水管延長	50,900 m
	浄水場施設数	3 箇所
	配水池施設数	8 箇所
業務	配水能力	7,200 m ³ /日
	一日最大配水量	3,724 m ³ /日
	年間総配水量	1,014,050 m ³
	年間総有収水量	801,570 m ³

簡易水道事業（法非適用企業）

供用開始年月日		昭和 33 年 3 月～
施設	計画給水人口	4,559 人
	現在給水人口	2,157 人
	導水管延長	232 m
	送水管延長	26,828 m
	配水管延長	50,571 m
	配水池施設数	38 箇所
業務	配水能力	922 m ³ /日
	一日最大配水量	512 m ³ /日
	年間総配水量	186,934 m ³
	年間総有収水量	186,934 m ³
簡易水道の数		36 箇所
消火栓設置状況		454 個

②維持管理の基本方針

a. 点検・診断等の実施方針

上水道については、管路・給水ポンプ設備を、定期的に点検・診断していきます。

b. 維持管理・修繕・更新等の実施方針

修繕・改修工事を行う場合は、計画的に実施することにより削減効果を生み出せるようにしていきます。耐震基準にも合致するようにしていきます。

c. 安全確保の実施方針

施設利用者に対する安全誘導の視点から施設を維持していきます。

d. 耐震化の実施方針

「維持管理・修繕・更新等の実施方針」で対応していきます。

e. 長寿命化の実施方針

目標耐用年数時に長寿命化改修を行うことによって、施設を長期使用できるようにしていきます。

f. 統合や廃止の推進方針

基本的に、「維持管理・修繕・更新等の実施方針」で対応していきます。地区の人口や世帯数の推移にも注意していきます。

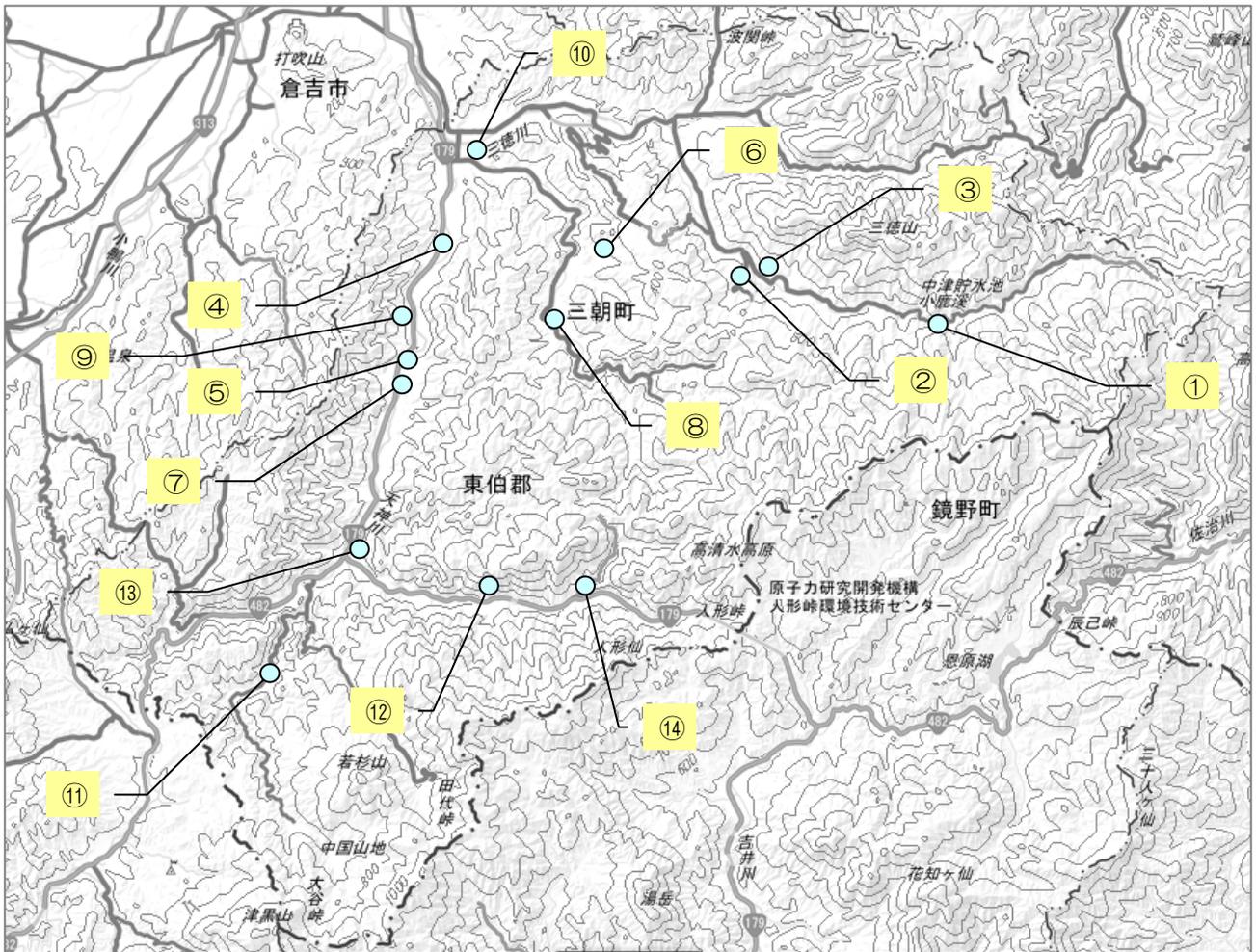
g. 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

公共施設等のマネジメント推進体制については、平成 28、平成 29 年度に検討し、構築していきます。

2. 下水道施設

①施設状況

施設配置の状況



国土地理院より

施設概要

施設数：14 施設

設置目的：集落における生活環境の改善並びに公共用水域の水質保全を図るために設置

連番	施設名称	棟数	地区区分
1	神倉農業集落排水処理施設	1	小鹿地区
2	西小鹿農業集落排水処理施設	1	小鹿地区
3	東小鹿農業集落排水処理施設	1	小鹿地区
4	旭南農業集落排水処理施設	1	旭地区
5	恩地小規模集合排水処理施設	1	旭地区
6	吉尾小規模集合排水処理施設	1	旭地区
7	助谷農業集落排水処理施設	1	旭地区
8	小河内農業集落排水処理施設	1	旭地区
9	大柿小規模集合排水処理施設	1	旭地区
10	公共下水道ポンプ場	1	旭地区
11	下畑林業集落排水処理施設	1	竹田地区
12	加谷農業集落排水処理施設	1	竹田地区
13	穴鴨農業集落排水処理施設	1	竹田地区
14	木地山小規模集合排水処理施設	1	竹田地区
合 計		14	

1 神倉農業集落排水 処理施設	2 西小鹿農業集落排水 処理施設	3 東小鹿農業集落排水 処理施設	4 旭南農業集落排水 処理施設
			
5 恩地小規模集合排水 処理施設	6 吉尾小規模集合排水 処理施設	7 助谷農業集落排水 処理施設	8 小河内農業集落排水 処理施設
			
9 大柿小規模集合排水 処理施設	10 公共下水道ポンプ場	11 下畑林業集落排水 処理施設	12 加谷農業集落排水 処理施設
			
13 穴鴨農業集落排水 処理施設	14 木地山小規模集合 排水処理施設		
			

連番	施設名称	棟数	延床面積 (㎡)	年度	耐用年数 (年)	経過年数 (年)	残存年数 (年)	地区区分
1	神倉農業集落排水処理施設	1	59	平成6	38	20	18	小鹿地区
2	西小鹿農業集落排水処理施設	1	20	平成11	38	15	23	小鹿地区
3	東小鹿農業集落排水処理施設	1	19	平成8	38	18	20	小鹿地区
4	旭南農業集落排水処理施設	1	67	平成10	38	16	22	旭地区
5	恩地小規模集合排水処理施設	1	4	平成14	15	12	3	旭地区
6	吉尾小規模集合排水処理施設	1	4	平成11	15	15	0	旭地区
7	助谷農業集落排水処理施設	1	73	平成11	38	15	23	旭地区
8	小河内農業集落排水処理施設	1	20	平成13	38	13	25	旭地区
9	大柿小規模集合排水処理施設	1	4	平成15	15	11	4	旭地区
10	公共下水道ポンプ場	1	162	平成2	38	24	14	旭地区
11	下畑林業集落排水処理施設	1	4	平成9	15	17	0	竹田地区
12	加谷農業集落排水処理施設	1	20	平成15	38	11	27	竹田地区
13	穴鴨農業集落排水処理施設	1	62	平成8	38	18	20	竹田地区
14	木地山小規模集合排水処理施設	1	4	平成10	15	16	0	竹田地区
合計		14	522					

下水道事業（特定環境保全公共下水道事業：法非適用企業）

供用開始年月日		昭和 63 年 4 月～	
普及状況	全体計画人口		5,480 人
	現在排水区域内人口		4,696 人
	現在処理区域内人口		4,696 人
	現在水洗便所設置済人口		4,466 人
	全体計画面積		234 ha
	現在排水区域面積		192 ha
	現在処理区域面積		192 ha
事業費	財源	国庫補助金（含む NTT 無利子貸付金）	2,136,300 千円
		地方債	3,922,300 千円
		受益者負担金	337,526 千円
		流域下水道建設費負担金	0 千円
		その他	526,742 千円
	使途内訳	管渠費	4,869,745 千円
		ポンプ場費	320,390 千円
		処理場費	0 千円
		流域下水道建設費負担金	924,974 千円
		その他	807,759 千円
管渠	下水管布設延長		54 km
	種別	汚水管	54 km
		雨水管	0 km
		合流管	0 km
処理場	現在晴天時平均処理水量		2,116 m ³ /日
	年間総処理水量		744,051 m ³
	内訳	汚水処理水量	744,051 m ³
		雨水処理水量	0 m ³
	年間有収水量		744,051 m ³

下水道事業（農業集落排水事業：法非適用企業）

供用開始年月日		平成6年4月～	
普及状況	全体計画人口	1,900 人	
	現在排水区域内人口	1,332 人	
	現在処理区域内人口	1,332 人	
	現在水洗便所設置済人口	1,206 人	
	全体計画面積	146 ha	
	現在排水区域面積	90 ha	
	現在処理区域面積	90 ha	
事業費	財源	国庫補助金（含むNTT無利子貸付金）	677,942 千円
		地方債	1,068,100 千円
		受益者負担金	114,230 千円
		流域下水道建設費負担金	千円
		その他	213,578 千円
	使途内訳	管渠費	1,089,812 千円
		ポンプ場費	0 千円
		処理場費	814,995 千円
		流域下水道建設費負担金	0 千円
		その他	169,043 千円
管渠	下水管布設延長		20 km
	種別	汚水管	20 km
		雨水管	0 km
		合流管	0 km
処理場	現在晴天時平均処理水量		173 m ³ /日
	年間総処理水量		99,165 m ³
	内訳	汚水処理水量	99,165 m ³
		雨水処理水量	0 m ³
	年間有収水量		99,165 m ³

下水道事業（林業集落排水事業：法非適用企業）

供用開始年月日		平成 10 年 4 月～	
普及状況	全体計画人口		60 人
	現在排水区域内人口		31 人
	現在処理区域内人口		31 人
	現在水洗便所設置済人口		23 人
	全体計画面積		2 ha
	現在排水区域面積		2 ha
	現在処理区域面積		2 ha
事業費	財源	国庫補助金（含む NTT 無利子貸付金）	29,901 千円
		地方債	24,800 千円
		受益者負担金	3,900 千円
		流域下水道建設費負担金	0 千円
		その他	1,759 千円
	使途内訳	管渠費	38,684 千円
		ポンプ場費	0 千円
		処理場費	20,902 千円
		流域下水道建設費負担金	0 千円
		その他	774 千円
管渠	下水管布設延長		1 km
	種別	污水管	1 km
		雨水管	0 km
		合流管	0 km
処理場	現在晴天時平均処理水量		4 m ³ /日
	年間総処理水量		2,707 m ³
	内訳	汚水処理水量	2,707 m ³
		雨水処理水量	0 m ³
	年間有収水量		2,707 m ³

下水道事業（小規模集合排水処理事業：法非適用企業）

供用開始年月日		平成 11 年 4 月～	
普及状況	全体計画人口		230 人
	現在排水区域内人口		161 人
	現在処理区域内人口		161 人
	現在水洗便所設置済人口		131 人
	全体計画面積		13 ha
	現在排水区域面積		13 ha
	現在処理区域面積		13 ha
事業費	財源	国庫補助金（含む NTT 無利子貸付金）	0 千円
		地方債	203,500 千円
		受益者負担金	18,943 千円
		流域下水道建設費負担金	0 千円
		その他	9,878 千円
	使途内訳	管渠費	134,492 千円
		ポンプ場費	0 千円
		処理場費	86,395 千円
		流域下水道建設費負担金	0 千円
		その他	11,434 千円
管渠	下水管布設延長		3 km
	種別	污水管	3 km
		雨水管	0 km
		合流管	0 km
処理場	現在晴天時平均処理水量		22 m ³ /日
	年間総処理水量		11,878 m ³
	内訳	污水处理水量	11,878 m ³
		雨水処理水量	0 m ³
	年間有収水量		11,878 m ³

②維持管理の基本方針

a. 点検・診断等の実施方針

下水道については、管路・マンホール・浄化槽を、定期的に点検・診断していきます。

b. 維持管理・修繕・更新等の実施方針

修繕・改修工事を行う場合は、計画的に実施することにより削減効果を生み出せるようにしていきます。耐震基準にも合致するようにしていきます。

c. 安全確保の実施方針

施設利用者に対する安全誘導の視点から施設を維持していきます。

d. 耐震化の実施方針

「維持管理・修繕・更新等の実施方針」で対応していきます。

e. 長寿命化の実施方針

目標耐用年数時に長寿命化改修を行うことによって、施設を長期使用できるようにしていきます。

f. 統合や廃止の推進方針

基本的に、「維持管理・修繕・更新等の実施方針」で対応していきます。地区の人口や世帯数の推移にも注意していきます。

g. 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

公共施設等のマネジメント推進体制については、平成 28、平成 29 年度に検討し、構築していきます。

三朝町公共施設等総合管理計画

発行日：平成 28 年 1 月

発行者：三朝町 財務課

〒682-0195 鳥取県東伯郡三朝町大字大瀬 999 番地 2

TEL 0858-43-1111 FAX 0858-43-0647

URL <http://www.town.misasa.tottori.jp/>